

325-425
1200501382172

325

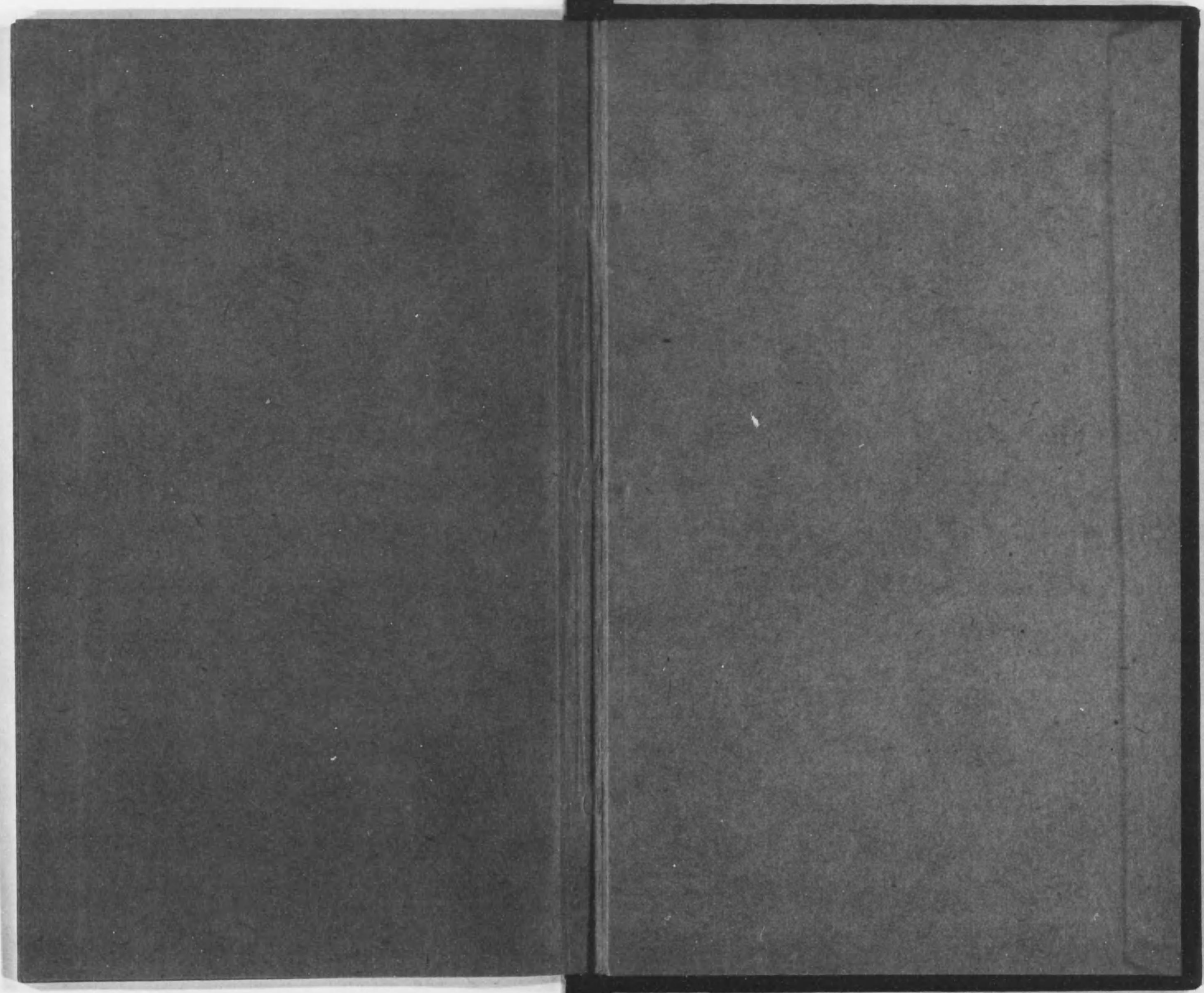
-25

口
複
写



始





昭和
拾貳年
日本
基督教會
年鑑

福音新報

週刊二倍版二十頁

基督教會教派の如何を問はず本誌愛讀者の増加しつつ、あることを感謝致します。宗教界の大勢、全基督教の主流と各教派の動向を知らんとせらる、方々は是非本誌を購読せられんことを望み願ふ。

定	前	三	壹
金	月	ケ	錢
拾	貳	圓	壹
月	ケ	六	貳
錢	五	拾	參
年	ケ	一	四
錢	十	五	圓
外	月	ケ	三
錢	四	拾	五
月	ケ	六	參
錢	六	拾	貳
年	ケ	一	六
錢	拾	參	圓

福音

發行日 毎月最後の木曜日發行、第二版四頁
定價 一部貳錢、五十部以上一圓引、百部以上一圓五分引、貳百部以上一圓一圓引

東京市麹町區富士見町一丁目一六番 福音新報社
電話九段(33)三五九六番
東京市麹町區富士見町一丁目一六番 福音新報社
電話九段(33)三五九六番
東京市麹町區富士見町一丁目一六番 福音新報社
電話九段(33)三五九六番

大會の出版物

大會事務所では全國教會の會員名簿を整備する爲めに、理想的なものを特製して江湖の貴需に應じ多大の賛辭を頂いて居ります。轉會薦書も亦同様です。多少に係はらず御用命を願ひます

- 1、**教會員名簿(原簿)**
百人分用紙共二圓(從來三四五十錢)
- 2、**名簿用紙** 百枚 七十錢
- 3、**轉會薦書** (五十人綴) 一冊 一圓

東京市麹町區富士見町一丁目十六番地

日本基督教會大會事務所

電話九段(33)三五九六番
(財務局) 振替東京六九四四七番

- 4、**日本基督教會諸式文**
附錄 憲法
革表紙 一圓
- 5、**教會員の心得**
附基督教者奉仕の實例十部 一圓
(近刊)
- 6、**基督教の生活**
栗原久雄著 一部十錢(郵稅三錢)
- 7、**基督教の教會**
白井慶百著 一部十錢(郵稅三錢)
- 8、**日本基督教會小史**
郷司健爾著 一部四十錢(郵稅三錢)

福音新報

週刊 二倍版 二十頁

基督教會教派の如何を問はず本誌愛讀者の増加しつゝ、あることを感謝致します。宗教界の大勢、全基督教の主流と各教派の動向を知らんとせらるゝ方々は是非本誌を購讀せられんことを望み願ふ。

定 價	前 (金)	三 月 壹 圓 貳 拾 錢
	六 月 貳 圓 參 拾 錢	
	一 年 四 圓 五 拾 錢	
	海 外 三 月 壹 圓 五 拾 錢	
	六 月 參 圓 貳 拾 六 錢	
	一 年 六 圓 參 拾 錢	

福音

發行日 定價

毎月最後の木曜日發行、菊二倍版四頁
 一部貳錢▲五十部以上二割引▲百部以上二割五分
 引▲貳百部以上三割引

京都市麴町區富士見町一ノ六
 日本基督教會々館

福音新報社

電話九段(33)二五三三番
 振替東京二六八六三番

大會の出版物

大會事務所では全國教會の會員名簿を整備する爲めに、理想的なものを特製して江湖の貴需に應じ多大の賛辭を頂いて居ります。轉會薦書も亦同様です。多少に係はらず御用命を願ひます

- 1、教會員名簿(原簿) 百人分用紙共二圓(從來三四五十錢)
- 2、名簿用紙 百枚 七十錢
- 3、轉會薦書 (五十人綴) 一冊 一圓

東京市麴町區富士見町一丁目十六番地

日本基督教會大會事務所

電話九段(33)三五九六番
 (財務局)振替東京六九四四七番

- 4、日本基督會諸式文 附錄 憲法 革表紙 一圓
- 5、教會員の心得 附基督者奉仕の實例十部 一圓 (近刊)
- 6、基督教の生活 栗原久雄著 一部十錢(郵税三錢)
- 7、基督の教會 白井慶吉著 一部十錢(郵税三錢)
- 8、日本基督教會小史 郷司 懺爾著 一部四十錢(郵税三錢)

著者：カネギ・シー・ブロンソン 著
 齋藤敏夫 譯
 定價：四圓一角
 頁數：三〇頁
 裝幀：布



今日全信仰者、全教會にとつて生命的な重大な課題は「教會とは何であるか」といふ問に對してハッキリした答をする事である。基督教の信仰が何であるかは、正しい教會への信仰なくしては答へられない。それなのに實際は教會が何であるかを心得ない信仰者が如何に多いことか。切言すれば、目下祖國の基督教界の憂ひは、一言にして言へば教會も信仰者も、教會の何であるかを正しく知るものがないといふことにある。譯者齋藤敏夫氏は、この致命的缺陷を事實、傳道救靈の實戰に参加して痛感し、今回カーネギー・シンプソン博士の名著

- 内容
- ◆ 1 教會を創造するもの
 - ◆ 2 目に視ゆる體
 - ◆ 3 教會員と教職
 - ◆ 4 言と聖禮典
 - ◆ 5 聖書と信條
 - ◆ 6 自由と國家
 - ◆ 7 活ける教會

「The Church Principles」を移植する。原著者はケンブリッジ・ウエストミンスター・カレッジの教會史教授として其の名を知られ譯者また傳道に教會に文書傳道に著々と實績を挙げつゝある人、蓋し本書は教會認識に的確なる指針を示す唯一の良書である。

發行所：大阪天王寺區 日曜世界社
 大阪天王寺區 日曜世界社
 電話：天王寺區 五八九番
 電掛：天王寺區 四七六番

日曜學校教程

既刊好評

幼稚科一年 父なる神
 小學科一年 神の保護
 小學科二年 神の恩恵
 小學科三年 神への奉仕
 小學科四年 神の選び

順次刊

幼稚科二年
 小學科五年
 小學科六年
 中學科一年
 中學科二年

内容は各冊共皆四十一課の興味深きお話と、教訓とで充滿されてゐる故、單に日曜學校用のみでなく、家庭に於ても大變愛讀されてゐる。

聖公會東京教區宗教々育委員編

三版

日曜學校の教へ方

四六版
 六十三頁
 金二十五錢

一、教師の心得。二、教課の準備。三、教課の授け方。四、講話の作り方。五、問ひ方と答。六、聖書の讀ませ方及圖畫、黑板の用法。七、表出作業。

東京市麻布區材木町二二四
 振替東京四一七四〇(電話赤坂四九〇五)

聖公會出版社

監 督 エス・エチ・ニコルス
 聖公會神學院長 落合吉之助
 立教大學教授 須貝止
 Y M C A 總主事 村尾昇
 聖公會神學院教授 アル・デ・エム・シヨウ

四六版・總カナ附
 並裝一圓
 布裝天金箱入二圓
 皮裝特製四圓五十錢

版三忽 舊約聖書續篇

新約と舊約との間の聖書！ 聖書と合せて讀め！
 ギリシヤ語原本より全譯されたるアポクリファ！
 埋れたりし寶！ 世紀の荒野に隠れてゐた聖書！
 宗派教派を超越して今や絶讃の極にある聖書！
 本書出て、靈界又更に新生命の活躍旺盛！

東京市麻布區材木町二四
 振替東京四一七四〇(電話赤坂四九〇五)
 聖公會出版社

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
マカビー第二書	マカビー第一書	マナセルの祈禱	ベザンナ物語	スザンナの讀歌	三童兒の讀歌	エレミヤの書	ベニ・シラの書	ソロモンの智慧書	エスタラの書	ユダヤの書	エズラ第二書	エズラ第一書	エズラ第二書	エズラ第一書

版三忽 基督教を語る

- 次目内容
- 一、神を語る
 - 二、神と苦難を語る
 - 三、救ひの問題を語る
 - 四、救ひの十字架を語る
 - 五、救主キリストの十字架を語る
 - 六、基督と聖書とを語る
 - 七、舊約聖書を語る
 - 八、キリストの教會を語る
 - 九、新に就て語る
 - 十、洗禮に就て語る
 - 十一、大衆を語る
 - 十二、
 - 十三、キリストの復活を語る
 - 十四、三位一體に就て語る
 - 十五、幸運と擧理とを語る
 - 十六、「病」と死を語る
 - 十七、

四六版百五十頁
 定價金三十錢
 送料四錢
 (十部以上送料ナシ)

親しみ溢るる座談的通俗神學！

好評主の祈
 好評 特選祈禱書

ウオルトン長老著
 村尾昇一譯
 定價七十一錢

「主の祈」の眞精神を把握せよ！ 實生活に調和した鮮味の濃る力強い祈禱書！ 主の祈の現代的解釋！

教會、學校、家庭、團體、個人何れにでも、皆便に祈れる二百有餘の自由祈禱の理想的集成！
 牧師にも信者にも良参考書！

東京市麻布區材木町二四
 振替東京四一七四〇(電話赤坂四九〇五)
 聖公會出版社

立教大學教授 菅 圓 吉 著

基督教者現代に斯く生きる

四六版 上製 金八十錢

現代クリスチヤンに對する新しき生活指導！

評好

- 内容目次
- 一、聖書に於ける神の御心
 - 二、教會に於ける神の御心
 - 三、禮拜と聖餐に於ける神の御心
 - 四、職業に於ける神の御心
 - 五、家庭に於ける神の御心
 - 六、社會生活に於ける神の御心
 - 七、傳道に於ける神の御心

附録 神を知る二つの道 (J.O.A.Kより全國へ中 繼放送されし講話全部)

- 基督教讀本 柳原貞次郎著 定價 七十一錢
- 主イエス 八代 斌助著 定價 六十一錢
- 基督教の根本義 前川眞二郎著 定價 一圓三十錢
- 來世の福音 バタソン・スミス著 定價 一圓五十錢

東京市麻布區材木町二四 振替東京四一七四〇(電話赤坂四九〇五)

聖公會出版社

マクリス聖劇集

待望の 普及版

シ・レセスキ―女史編 各位の熱望により 普及版調製！ 一圓五十錢に比 べて僅かに半額に して備かに半額に 製し、裝幀高麗紙に して用紙も上等紙 なり、表紙と挿畫 等は表紙と挿畫 だけ。

内外人十餘名執筆 高雅裝・普及版 特價金七十五錢

ラチオ有名な 石黒先生の傑作集!! クリスマス準備用! 聖純な家庭娛樂!

評好 篇續 基督教兒童劇集

先に出版大好評を得た基督教兒童劇集の姉妹篇です、本書も亦、クリスマス、イースター、母の日、花の日、學藝會で愛用されることを祈つてゐます。内容目次は、ラチオ放送品五篇と新作七篇、計十二篇であります。

基督教兒童劇集

石黒先生の處女出版品! 四六版美裝 寫眞及曲譜入 金九十錢

ラチオ放送品を中心とした傑作十一篇を 集めた好評書。まだお持ちでない方は前 記續篇と揃へて御覽下さい。

東京市麻布區材木町二四 振替東京四一七四〇(電話赤坂四九〇五)

聖公會出版社

新古 基督教書目録

昭和二十年改訂

多く読む為には

「安く買はねばなりません!!」

弊店は斯業の使命を深く考へ、良書の蒐集に、顧客各位へのサービスに、店員一同信仰を以つて誠心誠意努力してゐます。

目録御覽の上御利用の程、切に御願ひ申上ます。

「基督教目録」と明記の上三錢切手封入御申込み下さい。

東京市神田區神保町一ノ四四

博愛堂書店

振替東京二六一三九番

日本基督教會

家庭禮拜曆

(總十部一)
昭和十二年度分は全教會に向つて八千部を送つたが一萬部を越へんことを希つてゐる。此の家庭禮拜の良指針を全會員に與へよ!

SS學課準據
生徒教材グラフ
日曜學校 生徒の友

(定價) 一部一錢
五〇部以上一割引百部以上二割引(送料別)

★綴込用美麗表紙

一部三錢

SS教案の最高峰
青少年傳道武器
信仰修養の指南書

日曜學校の友
月刊・毎月二十日發行
定價一部廿一錢送料共
半ヶ年前金
一ヶ年前金 一圓二十六錢
二ヶ年前金 二圓五十二錢
三ヶ年前金 三圓五十二錢
以上二割引

日曜學校
パンフレット

I 馬場久成著
日曜學校禮拜の原理と實際 (絶版品切)

小平國雄著
II 聖地の歴史地理(上) 定價二五錢 送料三錢

小平國雄著
III 聖地の歴史地理(下) 定價三〇錢 送料六錢

桑田秀延著
IV 神學と宗教々育 定價二〇錢 送料三錢

鳥居忠五郎著
V 日曜學校讚美歌の教へ方 定價四〇錢 送料六錢

小河内美男編
別刊聖書地名事典 定價九〇錢 送料九錢

※日曜學校參考圖書取次仕候※

新古 基督教書目録

昭和二十年改訂

多く読む為には

「安く買はねばなりません!!」

弊店は斯業の使命を深く考へ、良書の蒐集に、顧客各位へのサービスに、店員一同信仰を以つて誠心誠意努力してゐます。

目録御覽の上御利用の程、切に御願ひ申上ます。

「基督教目録」と明記の上三錢切手封入御申込み下さい。

東京市神田區神保町一ノ四四

博愛堂書店

振替東京二六一三九番

日本基督教會 家庭禮拜曆

(錢十部一)
昭和十二年度分は全教會に向つて八千部を送つたが一萬部を越へんことを希つてゐる。此の家庭禮拜の良指針を全會員に與へよ!

SS學課準據 生徒教材グラフ 日曜生徒の友

(定價) 一部一錢 五〇部以上二割引百部以上二割引(送料別)

★織込用美麗表紙 一部三錢

SS教案の最高峰 青少年傳道之武器 信仰修養の指南書

日曜學校の友
月刊・毎月二十日發行
定價一部廿一錢送料共
半ヶ年前金 一圓二十六錢
一ヶ年前金 二圓五十二錢
十五部以上二割引

日曜學校パンフレット

I 馬場久成著 日曜學校禮拜の原理と實際 (絶版品切)

II 小平國雄著 聖地の歴史地理(上) 定價二五錢 送料三錢

III 小平國雄著 聖地の歴史地理(下) 定價三〇錢 送料六錢

IV 桑田秀延著 神學と宗教々々 定價二〇錢 送料三錢

V 鳥居忠五郎著 日曜學校讚美歌の教へ方 定價四〇錢 送料六錢

小河内美男編 別刊聖書地名事典 定價九〇錢 送料九錢

※日曜學校參考圖書取次仕儀

東京市神田區見土町一六一番 日本基督教會日曜學校總局 電話(九段)三五六五 三五六五(東京) 八八六五



書籍、新聞、雜誌
カタログ等各種印刷
出版發行に關する御用

は

東京市京橋區湊町一ノ十一

西 文 社

電話京橋(56)一三九四番
振替東京一三六三三四番



日本基督教會年鑑



日本基督教會事務所

325
425

目次

教會索引
教職者索引
新築會堂寫眞
故人寫眞
同小照小傳に就て

第一 日本基督教會略史……………一

第二 特に記憶すべき大會の決議摘録……………三六

第三 日本基督教會信仰の告白と同憲法規則及諸條例、附宣教屆、教會堂設立願外諸屆雛形……………四

第四 維持財團寄附行爲と財團の説明及加入手續並諸稅法規抄録……………六

第五 役員、委員、職員、其他一覽……………一五

第六 各教會及牧師、役員、氏名住所……………一四

目次



置賜	二二三	柏木	一五三	香川	一九三	木更津	一四九	串本大島	一九五	御殿山	一五三
大河原	二二四	川崎	一五七	蒲郡	一九九	吉祥寺	一六四	黒澤尻	三三二	小俣	一五四
小高	二二六	川和	一五八	加茂名	一九九	金城	一七七	熊本	三三三	駒込	一五五
御蔵入	二二九	金目	一五八	加納	一九九	岐阜	一七八	久留米	三三七	御殿場	一五九
大分	二二七	柏久保	一五八	刈谷	一九九	京都大宮	一七九	吳	三三五	鴻巣	一六一
大牟田	二二八	鹿沼	一六〇	角田	二〇〇	京都吉田	一八二	久萬	三三九	古河	一六三
大川	二二二	川口	一六二	上山	二〇一	北白川	一九一	倉敷	二四一	高圓寺	一六五
岡山	二二六	柏壁	一六二	川俣	二〇七	木本	一九六	鋼路	二四七	五反田	一六五
大洲	二二七	柿木坂	一六七	釜石	二〇九	北四番丁	二〇七	群山	二六一	高知	一七一
尾道	二二九	神奈川	一六七	金山	二〇〇	喜多方	二〇九	共立	二六二	小坂	一八八
小樽	二四五	金澤	一六九	唐津	二〇五	喜界村	二三一	京城	二六〇	粉河	一八五
帶廣	二五〇	魚山	一八〇	鹿兒島	二二六	基隆	二五三	共立	二六二	小松	一八八
海岸	二五三	勝浦	一八七	輕川	二五〇	錦縣	二五九	京立	二六二	御坊	一九一
鎌倉	二四四	河北	一九一	嘉義	二五三	群馬	二六〇	越ヶ谷	二五一	神戶イエス團	一九五
神田	二四八	加茂川	一九二	桐生	二五七	九十九里	二五三	小石川	二四三	小松島	一九八
蒲田	二五〇	上分	一九二	【キ】	一三七	群馬	二六〇	越ヶ谷	二五一	郡山	二二二

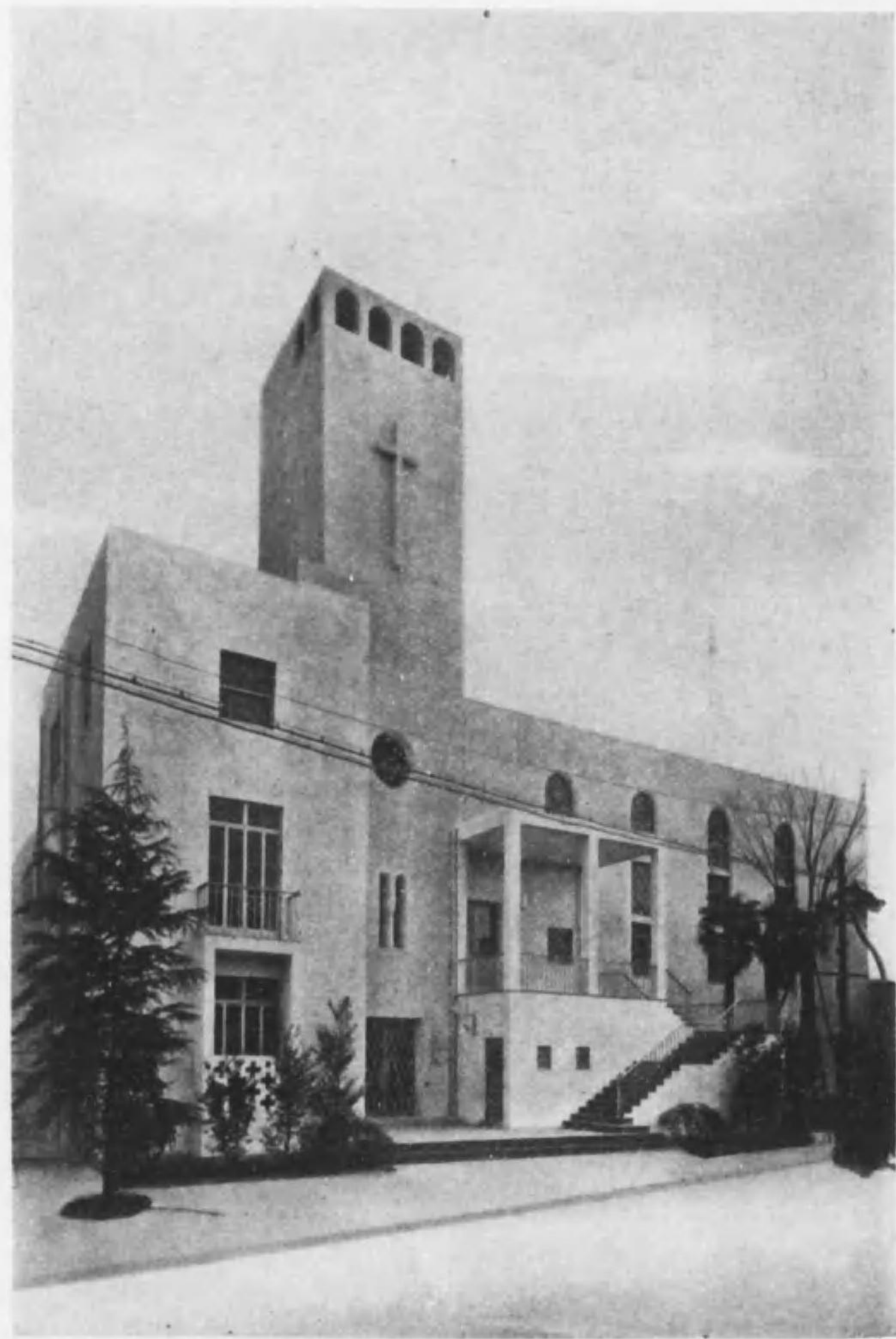
小牟田	二二四	佐世保	二二四	下諏訪	一六五	須崎	一九二	草加	一六六	【リ】	
小倉	二二五	佐賀	二二五	清水	一六七	周東	二二七	宿毛	一九八	外島家族	一九五
甲山	二二二	佐伯	二二九	神港	一七三	周陽	二三八	須賀川	二二六	【シ】	
光州	二六四	札幌	二四四	聚樂	一七六	庄原	二四二	千駄ヶ谷	二四二	高輪	一三八
【サ】		佐呂洞	二四八	新宮	一七七	士別	二四九	洗足	二五二	館山	一六三
鷺山	一四九	沙河口	二五七	新鮮鶴	一九三	新竹	二五四	世田谷	一六〇	立川	一六七
佐渡	一五九	新榮	一三三	【高知縣】	二〇〇	新義州	二六一	西都	一七八	高松	一七四
佐久	一五九	新榮	一三三	清水	二〇〇	四平街	二五九	西都	一七八	高松	一七四
笹塚	一六三	指路	一三四	穴喰	二〇〇	順天	二六四	瀬戸永泉	一八〇	高岡	一八一
堺中央	一七三	芝	一三四	白石	二二二	【ス】		關	一九七	高芝	一八一
篠山	一七六	上海日本人	一四四	(山形縣)	二二二	諏訪	一四七	善通寺	一九七	田邊	一八六
佐野	一八七	白金	一四六	新庄	二二二	集鴨	一四七	仙臺	二〇四	高槻	一九一
坂出	一九三	静岡	一四六	白河	二二四	集鴨	一四七	仙臺原町	二〇四	高松東	一九三
酒田	一九三	澁谷	一四七	鹽釜	二二五	駿河	一四七	聖園	二〇七	多治見	一九七
三本木	二〇〇	信濃町	一四八	首里	二二八	杉並	一六五	全州	二六二	平	二二二
塞河江	二〇〇	新嘉坡	一四九	鳥原	二三〇	集鴨東	一六五	全州	二六二	橋岡	二二二
三本木	二〇〇	十字	一六三	志布志	二三二	住吉	一七七	全州	二六二	橋岡	二二二

千葉	【チ】	大邸	大連	太平町	高雄	臺中	臺南	臺北	伊達	(北海道)	瀧川	玉島	忠海	武雄	鷹集	田島	田尻
二四〇		二六二	二五五	二五五	二五三	二五二	二五二	二五二	二四八	二四八	二四七	二四一	二四〇	二三三	三三〇	二二九	二二八
天津	天下茶屋	【テ】	津山	津	津島	鶴岡	津島	教賀	津	鶴見	角苦	【ツ】	領海	青島	潮州		
二五五	一九二	一七五	二四二	二二二	二二二	二二二	一九八	一八六	一八六	一八六	一五二	二四二	二六五	二五七	二五四		
長野	中道谷	【ナ】	豊原	苦小牧	豊浦	登米	豊橋	鳥取	富山	徳島	友の家	栃木	豊島岡	【ト】	鐵嶺		
一五四	一四三	二四九	二四九	二二五	二二六	二二六	一八八	一八七	一八四	一七五	二六四	一五〇	一三七	二五八			
那覇	長崎	長井	浪江	長町	中村	(福島縣)	名古屋西	中村	(高知縣)	櫻山	清水	(名古屋)	難波	難	中津川	名古屋	長原
三三七	三三三	二九九	二九九	二四四	二二二	一九九	一九九	一九九	一八八	一八四	一八四	一八二	一八一	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
布引	沼津	【ヌ】	二本松	二戸	西ノ丸	日進村	新野	西代	西萩窪	西巢鴨	新潟	日本橋	【ニ】	名護	中津		
一七四	一六〇	二二七	二二五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一九四	一五七	一五五	一四五	一三七	三三三	三三一	三三一		
萩	羽犬塚	八ノ戸	原町	(福島縣)	土師	波瀬	蓮田	葉山	濱松	【ハ】	野付牛	延岡	能代	野邊地	野方	野方	三次
三三九	三三九	三三〇	二二六	一九六	一八九	一六六	一六六	一五八	一五五	二四六	二四六	二二五	二二五	二二五	二六四	二六四	二四一

函館	哈爾濱	馬山	【ヒ】	平塚	兵庫	姫路	東山	東六番丁	日詰	弘前	日出	聖ヶ丘	聖ヶ塔	廣島	美深	美瑛
二四四	二五九	二六四	二六八	一七九	一八五	一九四	二〇五	二二三	二二三	三三〇	三三八	三三〇	三三二	三三五	三三八	二五〇
比布	富士見町	府中	福井	伏見	(福島縣)	福島	長岡	古川	福岡	福岡	城南	(福岡縣)	福岡	豊後	高田	福山
二五〇	一九九	一六六	一八三	一八五	二〇五	二二〇	二二〇	二二〇	二二四	二二四	二二六	二二九	二三〇	二三〇	二三九	二三九
撫順	釜山	【ヘ】	別府	厚東	平塚	(東京市)	本郷	香港	本所	(福島縣)	本郷	本郷	奉天	牡丹江		
二五六	二六一	二二七	二二七	二五三	二六三	二二七	一五五	一五八	二二七	二二七	二二七	二二七	二五五	二五九		
【マ】	松本	松澤	松原	松阪	前川	丸龜	(宮城縣)	松山	丸森	増田	枕崎	松山榎町	松山城東	松江	圓山	【ミ】
二四六	一五〇	一六六	一八七	一八九	一九二	二二四	二二四	二二八	二二八	二二八	二二六	二二六	二二八	二二四	二五〇	
水戸	三島	美竹	淡川	淡西	都島	三輪崎	御船	三好	美馬	三豊	宮城	宮古	三春	都城	宮崎	三原
一四一	一四五	一五六	一七四	一七四	一九〇	一九二	一九三	一九七	一九八	一九九	二〇六	二二三	二二七	二二五	二四〇	二四〇
【ム】	村上	武蔵野	室町	室戸	撫養	村田	室蘭	【メ】	明星	目白	明治學院	【モ】	森元町			
二四一	一五四	一五六	一七二	一九六	一九九	二二七	二二七	二四七	一四五	一五六	一六四	一六七				

玉井 義治 二八一	辻 徳兵衛 二七五	富田 諒吉 二七四	永橋 卓介 二八二	萩原 信行 二八一
丹 忠 二七五	辻本 四郎 二七六	富山 光慶 二七六	中 八郎 二八九	萩原文太郎 二八一
丹波源一郎 二八四	榊 種三 二八四	富山 光一 二九〇	中井 正藏 二八四	橋田 利助 二七九
【チ】	都留 仙次 二七四	樋田 豊治 二七四	中澤豊兵衛 二七四	橋本 亘 二八二
千葉太次郎 二八五	【テ】	土井 辰郎 二八〇	中島 房男 二八一	橋本 千二 二七四
千葉 大二 二九〇	手塚儀一郎 二七四	土井 洪郎 二七九	中村 清次 二七五	長谷川 計太郎 二七八
千葉俊太郎 二九〇	田村 剛 二七五	東山 磯男 二八三	中村 慶治 二七八	長谷川 仁 二八四
【ツ】	寺尾 喜六 二七九	豊村美枝子 二九〇	中村 則秋 二七八	長谷部俊一郎 二八〇
塚本 浩 二八二	寺田 博 二八七	鳥田 四郎 二八九	中村 寛 二七九	服部團次郎 二八二
月野 振吾 二八七	寺田 秋水 二八六	【ナ】	中山 明正 二九〇	馬場 銚作 二七二
築山 左門 二八一	【ト】	永井 直治 二七三	中山 眞平 二七七	馬場 久成 二七四
津久井新三郎 二七二	常葉 隆興 二七七	永井 群司 二八四	中山 昌樹 二七三	馬場 正毅 二七三
築紫 益人 二七六	外村 義郎 二七八	長尾 千代 二八五	中山 通夫 二七六	馬場 慶一郎 二八四
津田 正則 二七九	外村 佑 二八一	長尾 史人 二九〇	【ニ】	幅銀右衛門 二八五
土田 熊治 二七三	富田 満 二七四	永田猪之介 二七三	永橋 卓介 二八二	羽生義三郎 二八四
辻 勝太郎 二八九	富田 満 二七四	永田福太郎 二八一	中 八郎 二八九	濱 甚二郎 二七五
			西井忠次郎 二八五	濱田 珍重 二七三
			西端 利一 二七八	濱田 花子 二八四
			西村 直 二八一	
			西山 知義 二七五	
			西山道吾郎 二八三	
			西山 健兒 二九〇	
			仁田 一三 二七三	
			子島 友熊 二七九	
			【ノ】	
			野町 良夫 二八一	
			【ハ】	

早川 友三 二七二	秦 四郎 二八九	福井 珍彦 二七六	細木 綾雄 二八八	宮木喜久馬 二七六
林 三喜雄 二七七	秦 銀郎 二八九	福陶 敬三 二八五	堀井 順次 二八一	宮田 熊治 二七六
林 茂富 二八三	【ヒ】	福田 正俊 二八一	堀内友四郎 二七八	宮崎小八郎 二七六
林 久七 二八三	光 晋 二七三	福永 要藏 二八三	本間 誠 二七九	宮崎 豊文 二七九
林 正雄 二八五	比嘉 盛久 二八七	福川 武治 二八六	【マ】	宮元 むら 二八八
林 弘之 二八三	比嘉 盛久 二八七	藤田 治芽 二七六	前川 敬雄 二八三	宮 清八 二八四
林 香 二八〇	比嘉 盛久 二八七	藤原 治男 二七八	眞崎 幸 二八五	宮本 桃喜 二七七
林 昌晴 二八八	比嘉 盛久 二八七	藤本 保巳 二七五	増原長二郎 二八五	深山佐太郎 二七九
林 保 二八九	比嘉 盛久 二八七	藤本 陽一 二九〇	増田新一郎 二八六	三好 新藏 二八九
原田 友太 二七三	比嘉 盛久 二八七	藤井 重顯 二八八	又吉 全祐 二八三	宮尾 隆邦 二八九
原田 幸六 二八三	比嘉 盛久 二八七	藤井 喜八 二九二	松山昌三郎 二八〇	
針ヶ谷松太郎 二八一	比嘉 盛久 二八七	古山 金作 二八八	【水】	
春名 壽章 二八二	比嘉 盛久 二八七	星野 又吉 二七三	松原 英一 二七四	
春名 定雄 二八一	比嘉 盛久 二八七	星野 伊策 二八六	松本 美實 二八〇	
番匠 鐵雄 二七六	比嘉 盛久 二八七	【木】	宮川 勇 二七七	
阪東 清人 二八三	比嘉 盛久 二八七	星野 伊策 二八六	宮内 俊三 二八一	
牛田 助二 二八八	比嘉 盛久 二八七	星野 伊策 二八六	宮内 岩太郎 二八七	
坂内 美喜 二八〇	比嘉 盛久 二八七	星野 伊策 二八六	宮内 彰 二七八	
			水垣 清 二七八	
			皆田 篤實 二七三	
			三原 一正 二七七	
			三吉 務 二七四	
			【ニ】	
			松本 玄 二九二	
			松木治三郎 二八一	
			松尾造酒藏 二七六	
			松尾喜代司 二七八	
			松尾 眞平 二八六	
			松尾 清枝 二八七	
			松尾 武 二八六	
			松尾 相 二九〇	
			【三】	
			三原 一正 二七七	
			三吉 務 二七四	
			【四】	
			向井 芳男 二八一	
			村上 治 二七四	
			村岸 清彦 二七五	
			村田 四郎 二七四	
			村田 正亮 二八八	

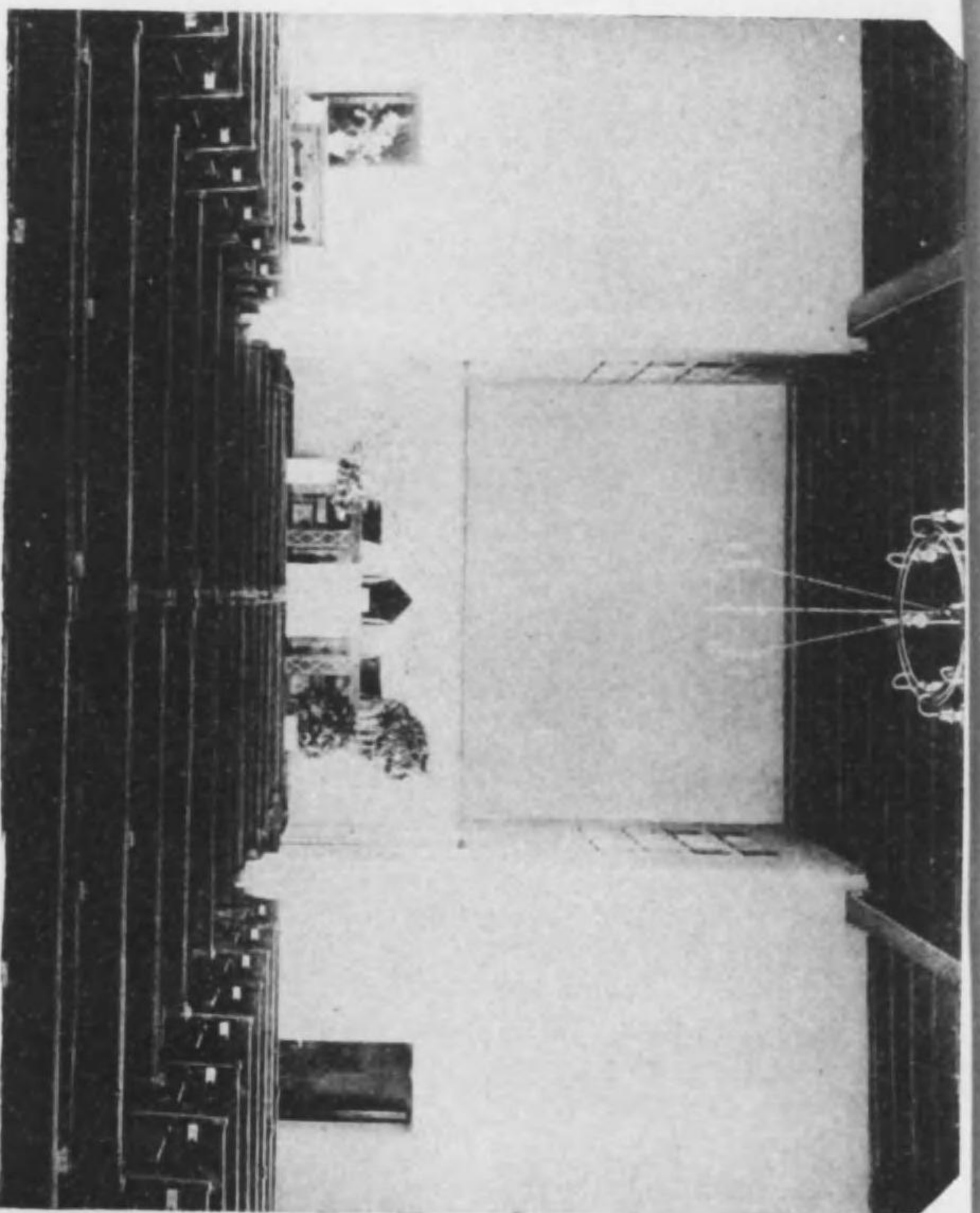


館會會教督基本日及校學神本日

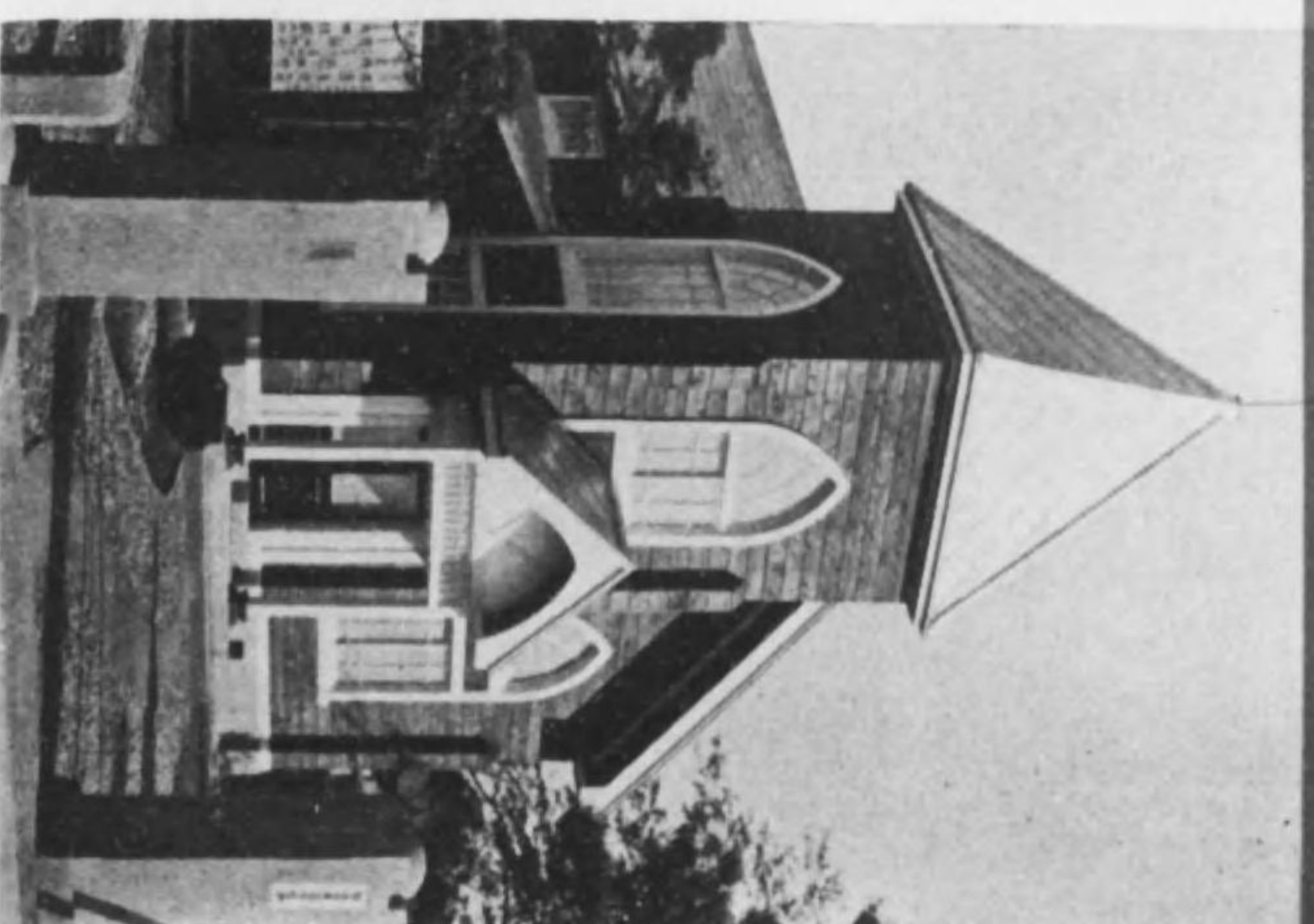
日十月四年二十和昭 堂獻
坪 一 百 二 坪建
圓百六千八萬六十 格價

索引

谷津善次郎 二七三	八百川德子 二八七	【ヤ】	森居 豊哉 二八九	森山角次郎 二八三	森田 殿丸 二七五	森田金之助 二七四	森 好春 二七九	森岡 謙吾 二七三	本宮幸四郎 二八二	元田 芳男 二九〇	毛利 官治 二七三	【モ】	室野 玄一 二七八	室井 長治 二七八	村中 常信 二七九	
山永 武雄 二八〇	山田 基男 二八七	山田 牧 二八七	山田 益 二七七	山田 松苗 二八四	山田卯三郎 二八四	山城 馨 二九〇	山下庄五郎 二九一	山下 操六 二八五	山下 善之 二七七	山崎米太郎 二七八	山口 庄之助 二八三	山口 通知 二七七	山口重太郎 二七四	八卷 傳 二八五	巖辻 將臣 二八一	柳田 秀男 二七七
吉田菊太郎 二七三	横坂 勝夫 二八六	横田 芳明 二八一	【エ】	結城 光子 二八九	結城 國義 二八〇	【シ】	山本 和 二八八	山本 芳松 二八六	山本 芳男 二八四	山本 茂一 二八四	山本 眠虎 二八五	山本 章 二八七	山本彌一郎 二七六	山本 喜藏 二七五	山本 秀煌 二七三	
渡邊 剛 二八一	渡邊 龜爾 二八五	渡邊 良亮 二八七	和田 美枝 二八七	和田 方德 二九一	和田 方行 二七三	【ク】	蓬田吉次郎 二七九	好川 百合 二八六	吉本 一良 二七四	吉武 五右 二七三	吉野 丈夫 二八二	吉田 三郎 二九一	吉田 千春 二八七	吉田源治郎 二八五	吉田 英三 二七七	吉田 穰太郎 二八六
																渡邊 昇一 二九二



植村基督教會紀念堂
日講



新獻建價
堂坪格
庄大正四二
教年八正四二
會四月二十年六
日拜四



↑ 關 教 會

獻堂 昭和十年五月五日
 建坪 二十七坪
 價格 二千九百圓



← 鞍山日本基督教會

獻堂 昭和十年十月六日
 建坪 一八〇平方米
 價格 九千百圓



新 鴻 教 會

昭 和 十 年 十 月 七 日 獻 堂
 建 坪 八 十 一 坪
 價 格 一 萬 九 千 七 百 圓

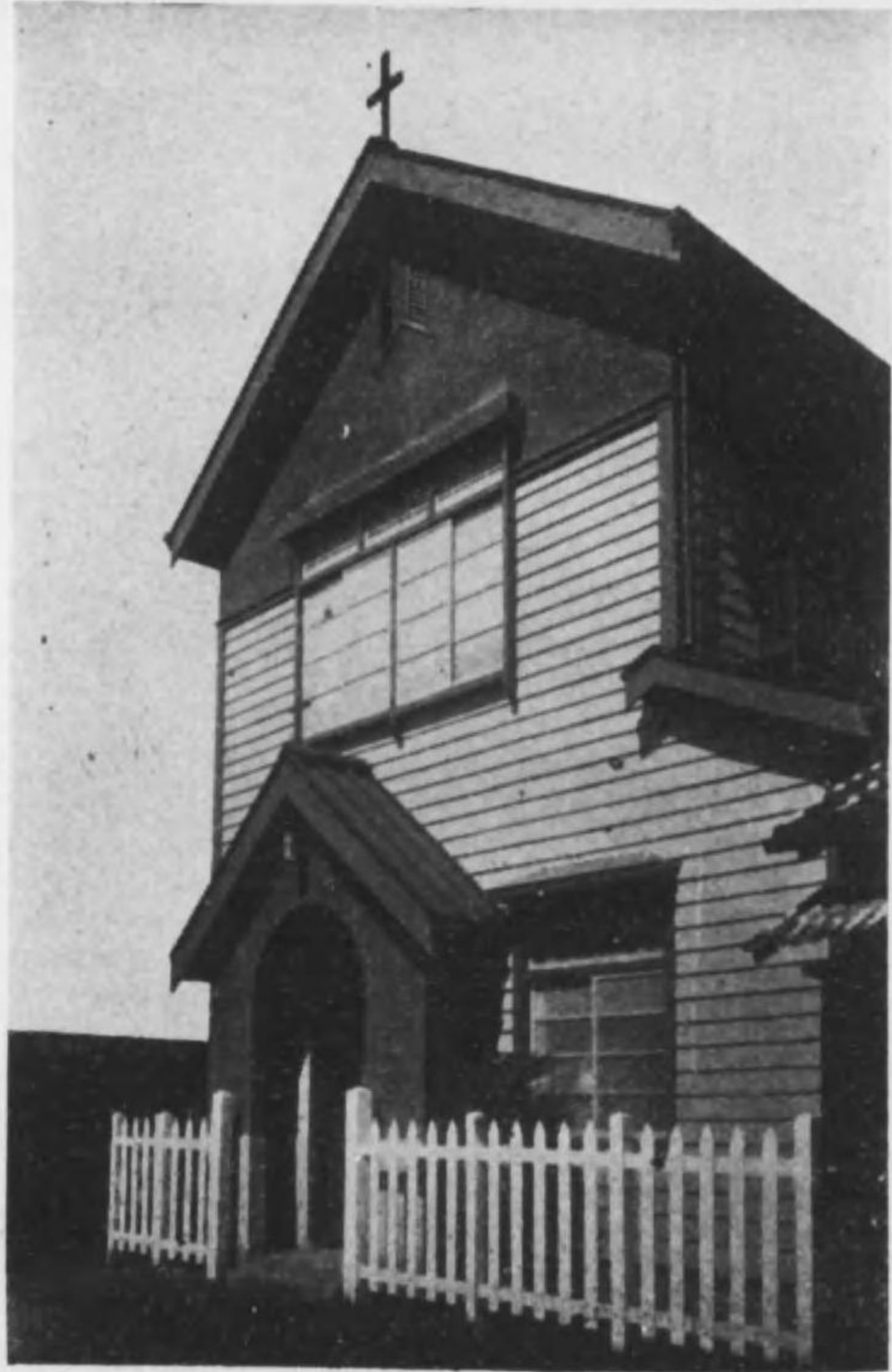


西 宮 傳 道 所

昭 和 十 一 年 六 月 十 四 日 獻 堂
 建 坪 五 十 二 坪
 價 格 五 千 九 百 圓



富士傳道所



→ 沼津傳道教會

獻堂 昭和十一年六月廿二日

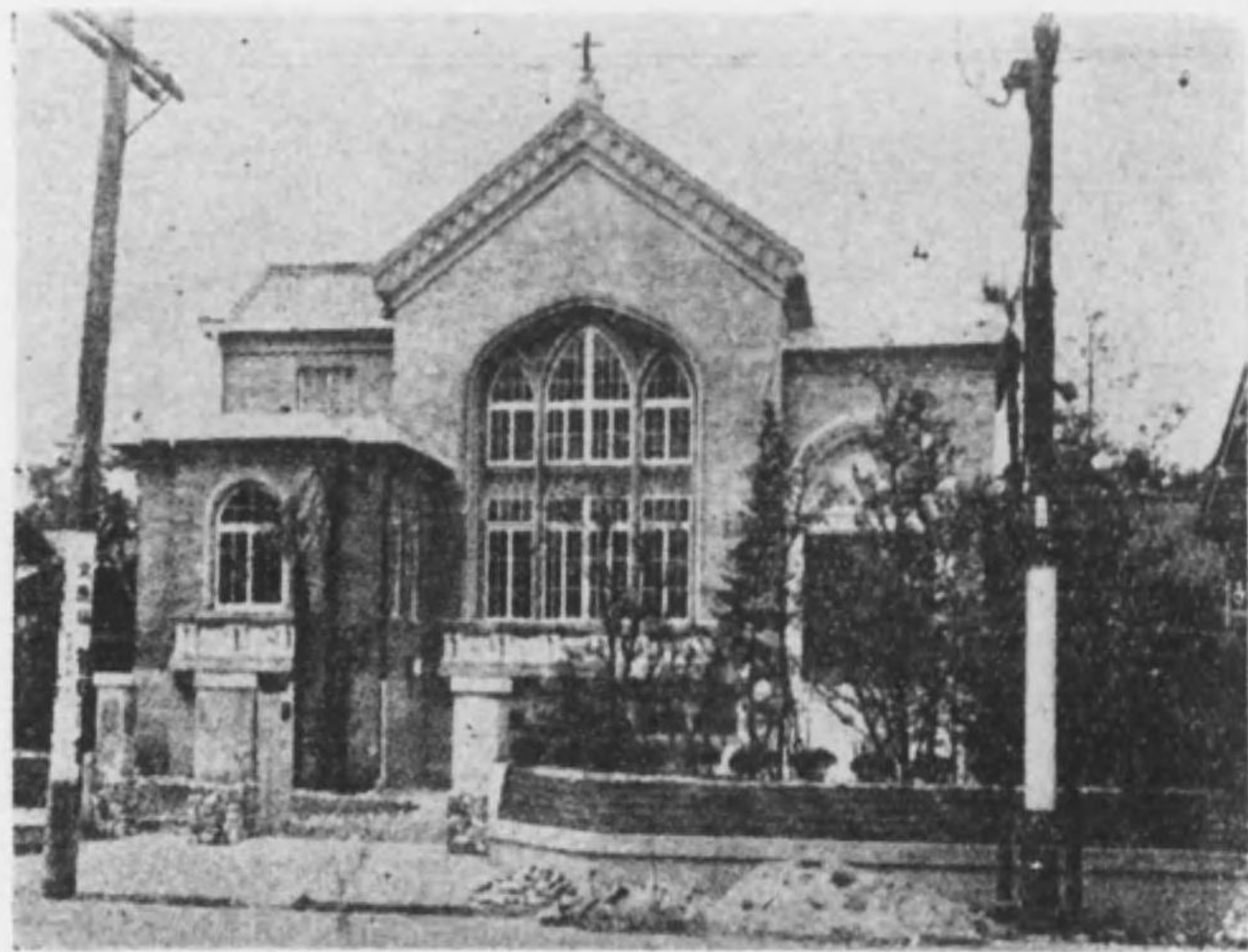
建坪 二十六坪

價格 七百圓

獻堂 昭和十一年六月二十三日

建坪 三十坪

價格 二千五百圓



↑名古屋教會

獻堂 昭和 一年七月十二日
 建坪 九 十 坪
 價格 三萬五千圓

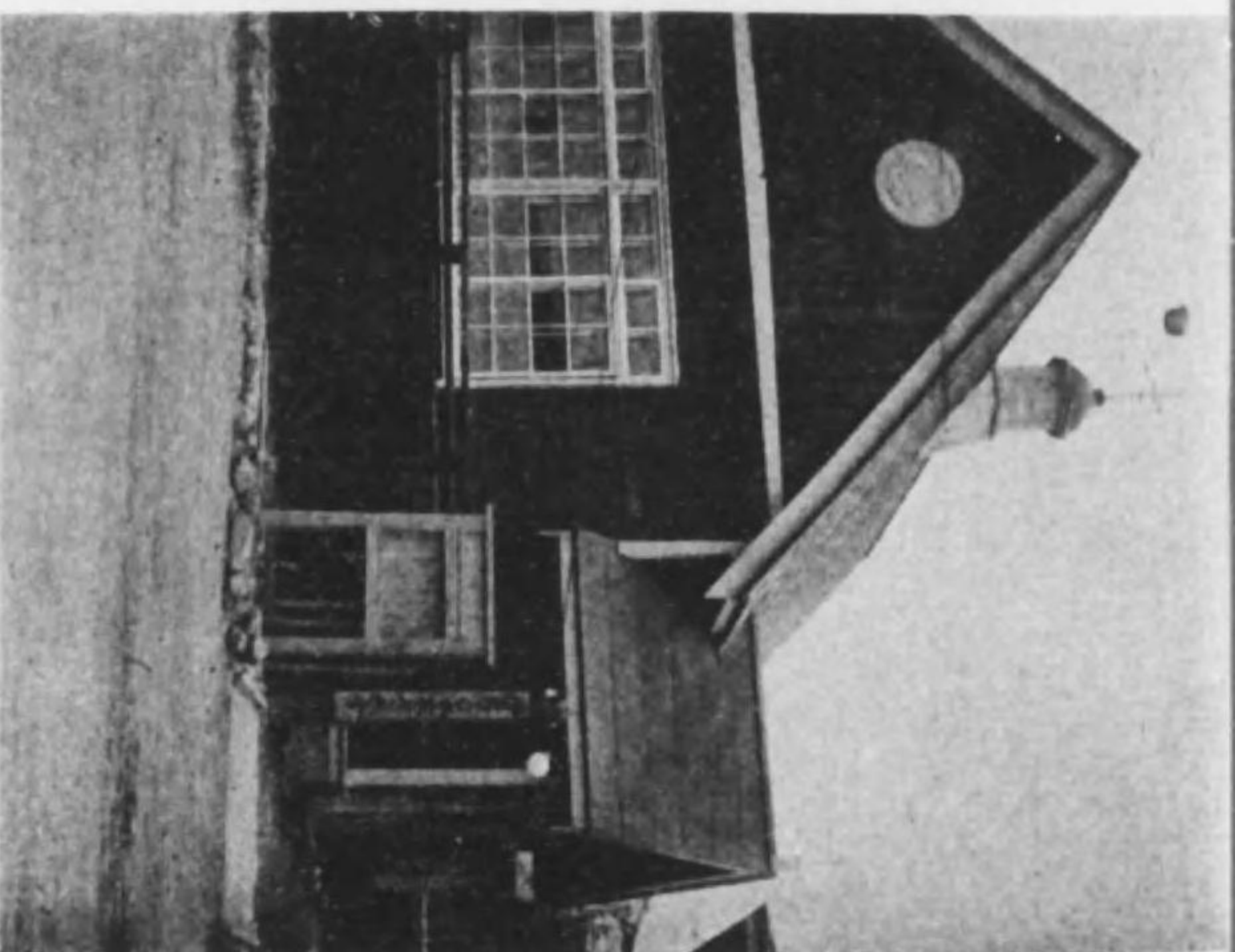


京都大宮教會

獻堂 昭和十一年七月廿六日
 建坪 六 十 三 坪
 價格 一萬五千五百圓



會 教 督 基 本 日 山 葉
 日 五 月 七 年 一 十 和 昭 二 千
 坪 百 一 十 五 二 千
 圓 百 五 十 二 千
 格 價 坪 建



會 教 督 基 本 日 原 豐
 日 九 十 二 月 八 年 一 十 和 昭 二 千
 坪 一 十 二 二 千
 圓 百 五 十 一 千
 格 價 坪 建



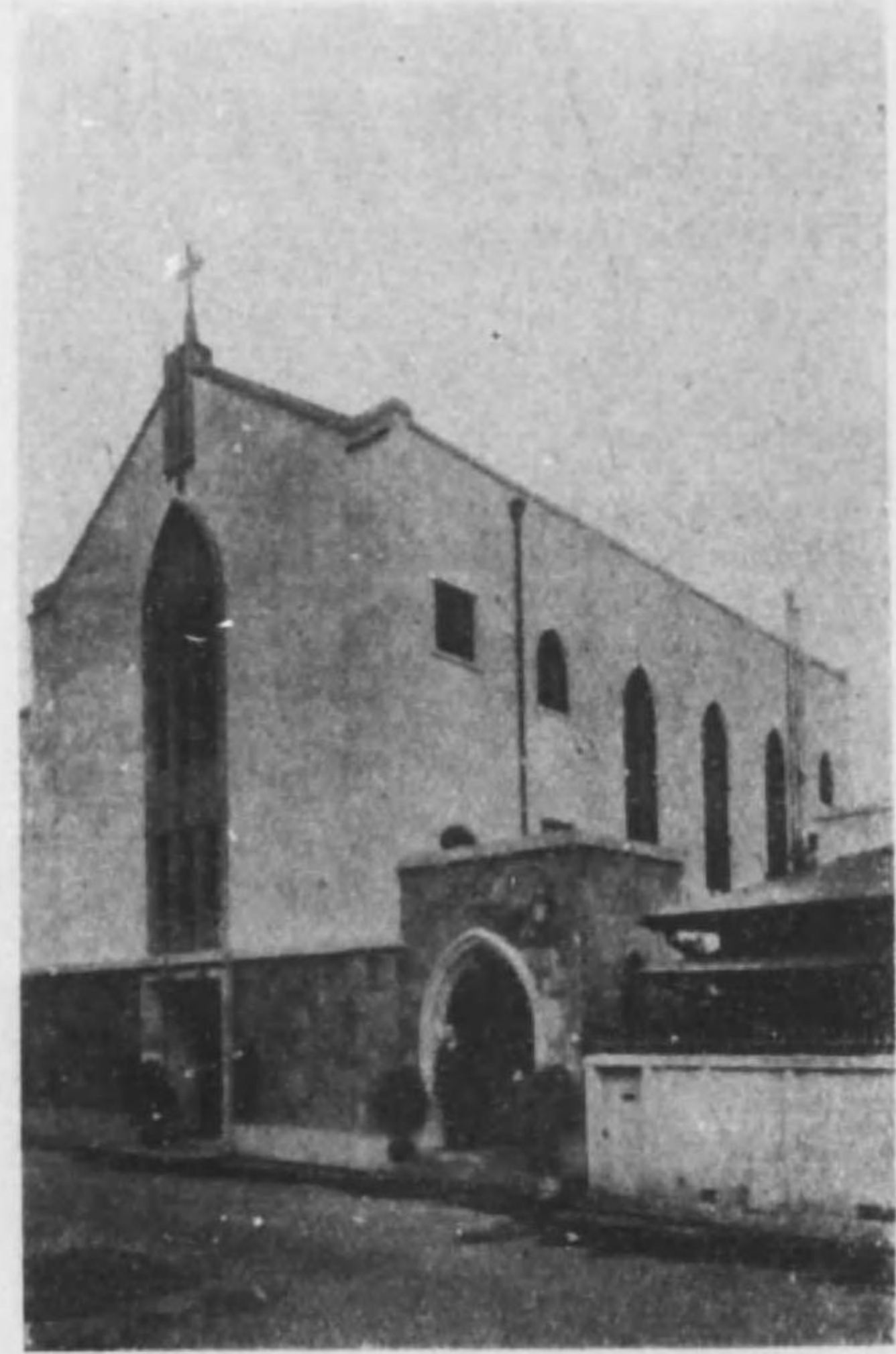
西 代 教 會

獻 堂 昭 和 十 一 年 十 月 八 日
 建 坪 四 十 五
 價 格 六 千 四 百 圓



新 舞 鶴 傳 道 教 會

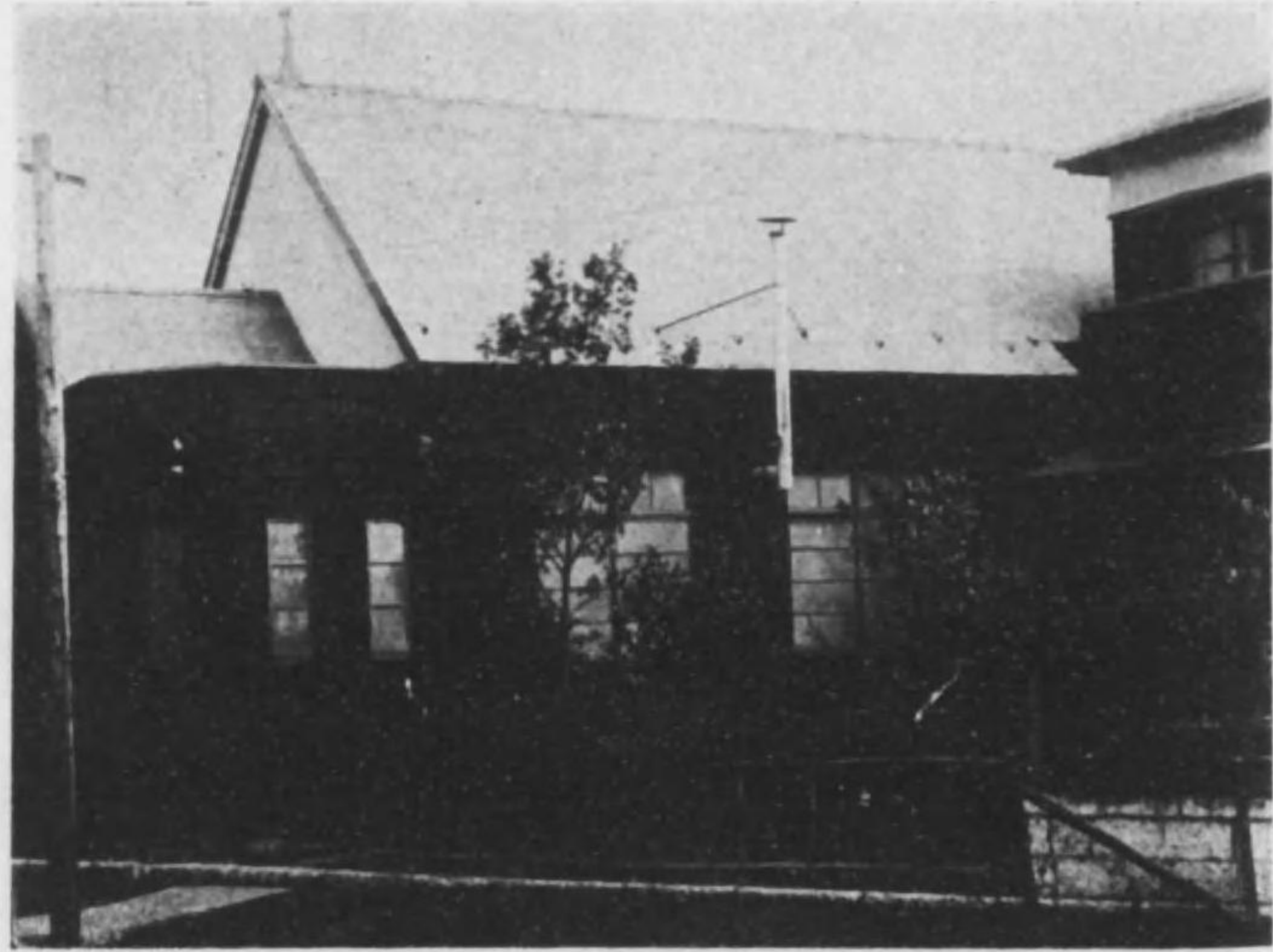
獻 堂 昭 和 十 一 年 十 月 二 十 三 日
 建 坪 十 三
 價 格 三 千 圓



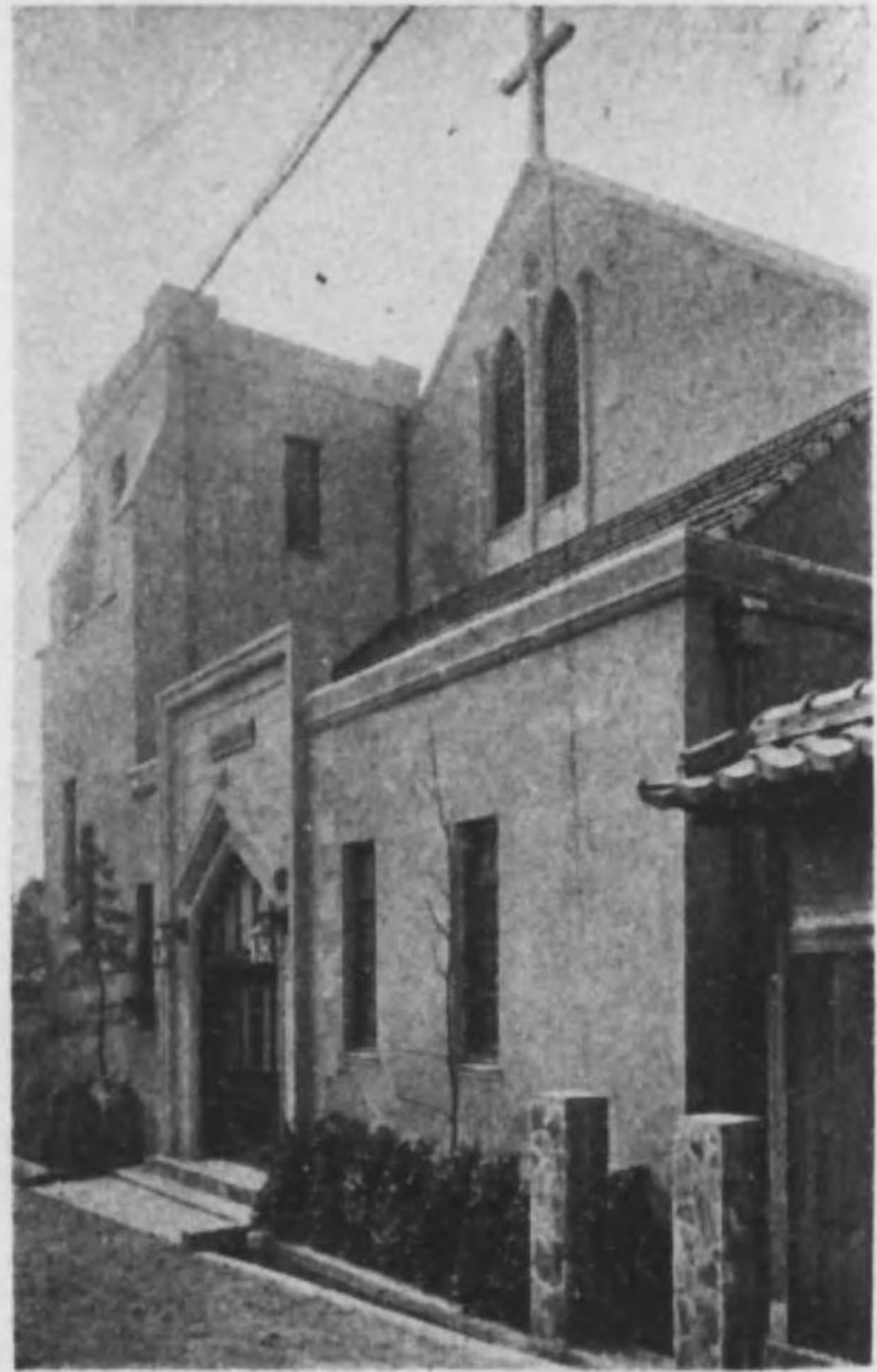
芝
獻堂 教 會
建坪 昭 和 十 一 年 十 一 月 八 日
價 格 三 萬 三 千 圓

一
獻堂 致 教 會
建坪 昭 和 十 一 年 十 一 月 廿 三 日
價 格 四 千 九 百 圓





↑ 上原傳道教會
 獻堂 昭和十一年十一月
 建坪 三十一坪
 價格 三千圓



→ 神戸住吉教會
 獻堂 昭和十二年三月七日
 建坪 七十五坪
 價格 二萬二千五百圓



羽
犬塚教會
獻堂 昭和十二年十一月の豫定
建坪 三十八坪
價格 四千五百圓



四 平 街 傳 道 所
獻 堂 式 未 定
建 坪 八 十 四 坪 價 格 六 千 圓



島貫兵太夫
享年四十八歲



熊坂登三郎
享年四十四歲



黑田覽一
享年三十六歲



平 譽 股 猪
歳二十八年享



一 二 川 好
歳七十六年享



藏 賢 田 山
歳六十六年享



鹽路武輝
享三十七歲



村田稔彦
享三十歲



內田康一
享二十八歲



福島春太郎
享三十一歲



夫 正 尾 瀬
歳二十五年享



七 榮 田 武
歳九十二年享



七 久 喜 林 小
歳三十四年享



彦 康 淵 馬
歳七十三年享

逝去教職者の小照小傳に就て

本年鑑に収録せる小照及び小傳は、昨年の年鑑縮切までに間に合はざりしものと、その後手を盡して得たるものにして、その數實に十四に達せり。小傳乃至略傳の長短互に一致せざるは、いづれもその家族乃至友人の手になりたるものを、取捨採用したる爲めなり。

烏貫兵太夫略歴

慶應二年八月二日、仙臺藩士烏貫寛治長男として宮城縣岩沼町に出生す。僅か四歳にして慈母に死別、九歳の頃、同地の漢法醫の許に弟子入りす。十四歳の一月、岩沼町小學校第一學年に入學、同校卒業後直ちに母校教師に就任、十七歳にして初等訓導免許を受け、十八歳、更に中等訓導免許を受けたり。同年宮城縣増田町小學校々長に就任せり。當時押川方義師岩沼町に説教所を設け、屢々來岩し熱心に求道の士を導く。

氏は押川師の徳と教を受けて、將來その全生涯を支配せる熱烈なる信仰の芽生へを得、かくて同年十二月クリスマスに仙臺市にて押川師より受洗、十九歳の八月仙臺へ出で、東北學院に於て苦學力行、明治二十四年、父親を失へり。その間氏は傳道と研究の傍ら著述をなし、その收入の殆んど全部を以て、細民の救済、社會事業に奉仕せり。當時の著述に「日曜學校の教へ方」等あり。その後ミツシヨンの命により上京、明治二十九年七月二十八日横濱にて志賀子夫人と結婚せらる。

當時、仙臺東北學院派の教會として唯一の日本橋區元大工町にありたる講義所に教師として活動しつゝありしも、神田區美土代町に教會の敷地を數年前より借用しありしにより、明治三十年春、こゝに神田教會を新築せり。

同年十月渡米、一ケ年にして歸朝、引續き神田教會を牧したり。當時、神田附近は學生の集合地たりし關係上、會員にも學生多く、殊に自力獨立にて身を立てんと志望を有する青年男女、渡米の目的にて訪問し來る者、日に四五十名にも及べるため、教會に専心する暇を次第に失ひ、重ねて健康も餘り勝れざるため、明治三十八年、神田教會を辭し、日本力行會を設立、靈肉救済主義の許に毎朝修養會、祈禱會、聖書講義を行ひ、青年男女を導き、渡米自活して苦學する者七八千名に達したり。

大正二年九月六日四十八歳にして鎌倉に於て永眠せるも、昭和三年十一月海外發展に竭力したる勞効に仍て褒章條例に依り、畏き邊りより銀杯壹組を賜るの光榮に浴したり。

熊坂登三郎小傳

明治十九年一月十七日、福島縣信夫郡大森村宇久保内に、父佐太郎母きんの三男として生る。明治二十三年四月若才をもて大森小學校に入學、同二十七年三月卒業、福島師範附屬小學を經、福島中學に學ぶ。當時基督教に道を求め安心立命を得、眞の平和を實現せしむるには之に依らずんばあらざるを自覺し、尙神國建設の爲身を捧ぐる決心をなし、明治三十四年十二月二十五日シユネーダー博士より洗禮を受く。進んで東北學院に入り、明治四十二年三月同校神學科を卒業せり。獨立の精神に強く在學中勞働會に働き學修の傍ら傳道を助け、同四十年岩沼教會の懇請により傳道者として就任、牧師梶原先生指導の許にありて岩沼教會の自給獨立の爲に全力をつくせり。同四十二年六月正式に岩沼教會牧師に就任、按手禮を受け、青年教育、村落傳道を開始し、自給傳道を願ひ又愛隣隊を組織す。後研究の目的にて辭任渡米し、上陸後直にシヤトル同志會の牧師となり、此地にても自給傳道をなせり。同四十四年同所にて相原とめとの結婚し、同年八月フレスノ組合教會の聘に應じ赴任、心血を注ぎし職の後病を發し遂に辭職の已むなきに到れり。再起を期し一意専心療養に努めしも所期の目的を達し得ずして大正三年歸朝、居を岩沼に定め療養十數年間貧迫つていよゝ溢るゝ恩寵に生き、「聖恩」として病床は實に感謝すべき哉我道場也と。又一男一女を失ひ愛鞭の聖旨を體驗し、病床にて筆に口に主の御福音を述べて已まず。終に神の召を感じざるや傳道の使命の充分爲さざりしを嘆き、二男信夫を直接傳道に獻ぐる様遺言し、數十人の方々を一人々々勵まし喜びの中に大正十四年七月三十日天父の許に召されたり。享年四十歳。

黒田覽一略傳

慶應二年九月靜岡縣磐田郡横山に生る。その後同縣掛川町に移る。十歳にして父母の膝下を離れ東京に遊學、十四歳の時一家離散の厄に遭ひ、學半ばにして轉々遂に居を横須賀に定め、一商舖を經營、二十一歳の際奥野昌彌先生より受洗、

爾來神恩裕にして商業彌々盛に老祖母、父母その他家族一同皆信仰による和樂の中に、數人の子女を擧げ、尙横須賀教會の長老として生まれ、年を送る十數年測るべからざる神の攝理は瓦礫の中より彼を撰びて神の器となし給はんとてか、明治三十七年二月留守中に突發せし火災は五人の全家族を一時に天國に送り、共に地上の全財産を烏有に歸せしめ、又然りと雖もその悲痛のどん底にありて神の啓示いよ々鮮やかに、同年九月箱根の夏季學校に列席せる際、確たる召命を感じ東京神學社に入學、學ぶこと數年、明治四十三年卒業、同年七月信州上田教會へ赴任、在ること三年、大正二年秋佐渡教會に轉じ、五年秋此處を辭し、十二月愛媛縣大洲教會に赴任し、此處に働くこと十三年、昭和三年十一月二十一日地上の務を免されて天に召さる。享年六十三歳。

村田稔彦略歴

明治三十五年五月 高知市旭驛前町村田稔の長男として出生。
大正十年三月 高知縣立第一中學校卒業。
同 年四月 高知縣廳土木課に奉職。
同十二年三月 同課を辭職。
同 年四月 明治學院高等學部(神學豫科)へ入學。
同十五年三月 同學部を卒業。
同 年四月 明治學院神學部へ入學。
昭和四年三月 同學部を卒業。
同 年四月 東京市牛込區市ヶ谷臺町教會副牧師として就任、牧師外村義郎氏を補佐す。
同 五年十二月二十日 腸チブスに罹り、市ヶ谷臺町久野病院に入院す。

同 六年一月九日 遂に昇天、享年三十歳。

山田賢藏略歴

一、慶應二年六月廿一日 和歌山縣日高郡九山村に田島仲助の三男として生る。寅之助を賢藏と改名。
一、明治八年三月 同縣龜山小學校に入學。
一、同 十二年三月 卒業。
一、同 十三年三月より同十五年四月迄和歌山中學に學ぶ。
一、同 十五年五月 東京二松學會に入り漢學を修む。
一、同十七年九月 文部省直轄東京體操傳習所に入學。
一、同十八年三月 卒業。
一、同年四月より十二月迄モリア博士について英語修學。
一、同年十二月より同十九年九月迄青山英和學校に於て體操教師として奉職。
一、同十八年十二月十九日 モリア博士により受洗。
一、同二十一年春 築地一致神學校に入學。
一、同二十三年三月 卒業。
一、同年四月 東京中會に於て教師試補の准允を受く。
一、同年十月より越中富山、加賀大聖寺に於て傳道。此の大聖寺傳道は大迫害の爲最も困難を極め、二十五年五月十八日には多數暴徒の襲撃に遭ふて死を覺悟せりと云ふ。
一、同二十六年一月始より高知縣下の大舉傳道に参加して各地に傳道。

- 一、同三十一年九月 東京に出で國民英學會に入る。
- 一、同三十二年九月より一番町教會に於て故植村牧師を授けて傳道。
- 一、同三十三年始山田家を繼ぎ、山田賢藏と改名。
- 一、同三十三年一月十八日 一番町教會堂に於て植村先生司式の下に大野鎮と結婚す。
- 一、同三十四年二月渡米。
- 一、同年五月 シカゴ、ムーデー聖書學館に入り同年九月迄學ぶ。
- 一、同年九月より同三十七年十月迄プリンストン神學校に於て研學。
- 一、同三十八年一月 歸朝。
- 一、同年二月より同四十年十一月迄茨城縣水戸教會に於て教會傳道に従事。
- 一、同四十年十月 東京中會に於て教師試験に合格。
- 一、同年十二月より同四十三年九月迄大阪南教會に於て教會傳道に當る。
- 此間四十二年二月天下茶屋講義所を起す。
- 一、同四十三年十月より天王寺に講義所を設け、又此頃泉北郡濱寺に於ても傳道を始む。
- 一、大正二年より同四年迄高知縣安藝教會に於て傳道。
- 一、大正四年半ばより福岡縣若松教會に於て教會の任に當る。
- 此間戸畑大渡町に講義所を設立。
- 一、同九年夏大阪天下茶屋教會に赴任。
- 其後専ら同教會の教會並に濱寺傳道所の爲に盡す所あり。
- 一、昭和六年十月二十二日 狭心症の爲現職の儘天父の許に召さる。享年六十六歳。子女は三男三女を興へられたが、二男二女は早世。次男は現在父の後を繼いで天下茶屋教會の教會傳道に當りつつあり。

鹽路武輝略歴

氏は明治三十年五月十八日、和歌山縣日高郡西内原村に生れ、郷里に近い有田郡耐久中學校を卒業後、御坊教會の門をくぐるに至つた。石倉徳松氏に就て信仰の指導を受け、二十歳の時伊藤眞一牧師より受洗した。紀伊毎日新聞社に記者として勤務すること約一年、志を立て、上京、東京神學社に入り植村正久師の薫陶を受けることになつた。大正十二年夏に門司日本基督教會へ夏季傳道に赴き、翌十三年春卒業するや直ちに五月、植村師の勧めに従ひ、東京本所の傳道に赴き、關東大震災後の灰燼の中に、バラック會堂を建設した。大正十五年五月、東京神學社の同窓たる久保幸枝姉と結婚、江東の青年のために種々な文化的施設をなし、深川本村町の貧しい幼児のために、聖職たる日曜學校を起し、或は夜學校を經營し、教育傳道の實績を著々として擧げて行つた。氏は多忙の餘暇をみては、本所賛育會病院へ赴き、醫師看護婦に聖書を講義した。又、失業者、前科者のために、全く血みどろの奉仕を續けた。

昭和七年十一月より城東區大島町に、城東聖職社を起し、勞働者のために簡易宿泊所を設けた。妻子が虚弱であつたため、居室を船橋に移したが、早朝東京に出て來ては、毎夜終列車で歸宅するのが常であつた。翌八年に至り、過激な活動に自らの健康の失はれてゆくのを自覺したのか、「今年は召されるかも知れぬ。」と近親者に洩らしたといふ。氏は感ずる處あり、毎土曜夜、本村町聖職社で「ヨハネ黙示録の講義を始め、終末論のない基督教は基督教にあらずと迄主張するに至つた。

氏は火の如くなつて江東の巷を馳驅した。昭和八年五月下旬、遂に病魔に襲はれ、六月四日病革まり、妻幸枝と七歳の長男公太、五歳の次男正太を残して、遂に昇天された。享年三十七歳、當時母の胎内にあつた一子は生れて宣太と名づけられ、遺族は今や亡夫の郷里たる和歌山縣の一隅に、さゝやかな生活を續けてゐる。

好川二一小傳

八

明治三年四月廿五日京都市北野に生る。
基督教との接觸は明治十八年大阪専門學校在學中、大阪天満教會に田村初太郎氏の講演を聴きしに初まり、以後同教會に出席して牧師古本虎三郎氏、本間重慶氏等の啓蒙を受け、殊に本間氏には深く啓發される處あり、遂に明治十九年九月五日天満教會に於て受洗せり。時に十七歳、當時の教友は木村慶太郎、伊藤俊介氏等にして、共に芥種會を結び傳道の一歩を踏出せり。

明治二十二年京都市吉田なる第三高等學校を家庭の都合上二年生にして退學、父の居住せし長野市に移住せり。
長野生活中組合教會傳道者新島公義氏、加奈陀メソジスト・ミツシヨシ宣教師ダンロップ氏等と交はり、宗教的精進の餘暇を英語研究に熱中、ダンロップ氏の説教を翻譯などす。

明治二十四年三月越後高田の青年有志に招聘せられ同地専修學會の教師となりしが、同地に於て陶山斌三郎氏、明治學院神學生青木澄十郎氏等に勧められ茲に傳道者として起たんとことを決意するに至る。即ち専修學會教師を辭して上京、十月明治學院神學部に入學せり。

明治二十八年明治學院神學部を卒業。
傳道者生活は京都市西陣及び堺町講義所に初まり、明治二十八年四月より三十年三月までの二年間を同地に、而して四月越後高田に轉任す。この赴任に際し父景章の計書に接す。

高田に傳道すること一ヶ年にして、求められて飯田中學校英語教師に轉じ、越えて三十二年三重縣立第三中學校教師を拜命三重縣上野町に移住す。この年、笹倉彌吉氏司式の下に暢子と結婚。

明治四十年再び傳道界での働きを決意するに至り、中學校教師の職を捨てて同年四月、四日市日本基督教會主任となる。以後大正三年九月までの八年間をこの地に傳道す。

大正三年十月、かつて中學校教師として八年間を過せし地なる、日本基督教會に轉任、昭和三年九月退職に至るまでの十三年を主任教師として働く。退職後は同地私立成蹊學院の教師となりしが、或は後任傳道者を扶け、或は無牧時の講壇を預かる等して死に至るまで同教會のために微力を捧げたり。

昭和十年五月二十七日、六十七歳にして永眠、日本基督教會葬として告別式を執行さる。

猪股譽平略歴

氏は明治元年十二月二十六日、宮城縣岩沼町に猪股教輔氏長男として出生せらる。明治十八年業成り學校を了へるや、その成績見るべきものあり、迎へられて直ちに岩沼小學校に授業生として教鞭をとらる。この頃、恰も杉田勇太郎氏の岩沼教會主任者として來り赴かるゝあり、押川方義、吉田龜太郎兩師のこれを授けられるあり、氏は時世を慨するの同志を相率ゐ、教會の門を叩けり、かくて明治十九年、岩沼教會に於て吉田龜太郎師より洗禮を領されたり。

而も氏の神への奉仕と救靈の念とは懇勃として抑へ得ず、決然教員の職を捨て、上京、或は築地一致神學校に、或は自營館に學び、植村、田村兩師に師事せられたり。之實に明治二十二年の頃なりき。

やがて恩師押川方義師の東北學院を創設せらるゝや、明治二十四年仙臺に歸つて此處に入學、研鑽にいそしまれたり。然りと雖も氏の傳道に對する熱意は、此間より遠く險阻の難路を越えて吉岡、増田等に福音の種を播かれたり。

明治二十七年同學院を卒業、宮城縣古川教會主任者として赴任、二十九年四月押川師の勧めにより、遠く北海道月形村聖園教會に轉ぜられたり。この年神奈川縣中村千代女と婚姻せらる。翌三十年會堂を建設し、更に同年末教會を獨立に導き、再び内地に歸られ、宮城縣登米教會に赴任せらる。三十年九月更に米澤に轉じ、その活動實にめざましきものあり、市教育界及び一般社會に及ぼせる影響甚大なりき。

大正五年七月、福島縣中村に移り、教會のために或は鐵道の囑託講師として福音宣傳に努めらるゝこと五年に及び、大

九

正九年宮城縣大河原教會主任者として赴任せらる。昭和六年會堂を建設し、八年大河原幼稚園を創設せられたり。かくて大河原に止ること十有七年、齡池むに至るまで善く主の僕として戦ひ、昭和十年四月傳道界を退き、仙臺に移られたり。その後と雖も仙臺の地に在つて、老軀を提げ、迷へる羊の群を牧ひ、主の業に勵まれしが、昭和十一年三月十四日忽焉として歸天せられたり。享年八十二歳。

福島春太郎略歴

氏は明治三十九年二月五日、札幌市北三條東八丁目三七一番地に福島升吉氏の四男として生れた。江別の小學校、札幌の高等小學校を経て、同地の某會社の給仕となつたが、約一年にして北海中學の三年へ編入し、大正十五年三月卒業、直ちに札幌鐵道局へ奉職約二ヶ年勤務を續けた。

氏はこの頃よりセブンスデー・アドヴェンチスト教會に通ふやうになり、やがて同派の神學校たる日本三育學院に入學の志望を起すに至り、家人知友の阻止をも振り切つて、千葉縣市原山高原にある同學院へ入學した。併し、福音のみによつて救はれるとの確信は遂に氏をして、同派の反逆者たらしめ、昭和三年三月十三日雪降る日、市原山を下り、新しい決心と幻を抱いて明治學院神學部豫科へ入學した。

在學中は市ヶ谷臺町教會に籍をおき、外村義郎牧師を助けて多大な奉仕を捧げた。

本科二年の秋、昭和七年十月から十二月まで北海道野付牛の開拓傳道に盡力、翌八年の七月から内田康一氏と共に帶廣へ赴き、再び開拓傳道を試み、優れた成績を収めた。

昭和九年三月日本神學校を卒業し、翌四月十日教師試験の准允を受け、やがて滿洲の鞍山日本基督教會へ赴任した。在任僅か五ヶ月、健康を害され、九月に内地へ歸省の己むなきに至つた。餘市にあつて静養を續け、健康恢復と共に翌十年四月函館日本基督教會主任者として招聘を受けた。然るに病氣再發のため、再び休養の己むなきに至つたが、やがて全快

後上京し、同年九月十六日市ヶ谷臺町教會に於て日本神學校村田校長司式の下に、外村義郎師三女光枝姉と華燭の典を擧げられた。

氏は説教に、訪問に、各集會のために孤軍奮闘、五稜廓の出張傳道にも全力を盡し、函館教會はめざましき進展を遂げた。

健闘八ヶ月、昭和十一年四月二日發病、遂に敗血症を起し「神様、ハレルヤ、イエス様、ハレルヤ、私達は救はれた——勝つた！」との歡喜の叫びを遺して、四月十日夜、天國へ凱旋した。享年三十一歳。

内田康一小傳

- 一、明治四十二年十一月三日 札幌市に生る。
- 一、昭和二年三月 札幌第一中學校を卒業す。
- 一、同五年四月 日本神學校豫科一年に入學。
- 一、同八年四月 同校本科に入る。
- 一、同九年七月、八月の二ヶ月間、現在の帶廣傳道所開拓の基礎を作り、故福島春太郎氏と共に、同所の傳道に従事す。
- 一、同十年三月二十一日日本神學校を卒業す。
- 一、同四年四月三日日本基督教會教師試験に准允さる。
- 一、同 年五月 野付牛日本基督教會の牧師として赴任し、六月十一日病氣のため歸宅す。
- 一、同 年六月十六日腎臟炎療養のため、札幌市立病院に入院す。
- 一、同十一年四月十一日昇天、行年二十八歳。

一、昭和十一年十一月八日 東京府多摩共同墓地に分骨埋葬す。但し本人の遺言による。

武田榮七小傳

氏は明治四十一年二月二十一日、弘前市本町武田甚左衛門の次男として生れ、まもなく東京市に母と共に轉住し、同地に於て小學校の課程を終了したる直後、母に死別し、遺骨を携へ、青森市の親類に寄寓し、暫くにして仙臺東北學院中學部に入學し、卒業後直ちに同學院文科に三年間修學し、後神學部に轉じ、昭和九年三月卒業するや、東北中會教師試験に合格し、弘前の地に開拓傳道し、日本基督教會を開きたり。

昭和十年五月、仙臺市北二番町菊地東民氏長女愛子を娶り翌十一年六月、長男讓を與へられたり。

同年十月十八日花巻にて開催の牧師會より歸宅後、風邪にて臥床同月二十九日腸チブスと診斷、直ちに同市隔離病舎に入舎加療せるも、効なく、十一月十二日午前六時十五分永眠されたり。享年二十九歳なりき。

氏は温厚にして明朗、よく日曜學校の生徒等と戯れ、或は野外禮拜に散歩に子供等を伴ひ、從つて生徒等は氏を特別に慕ひたり。又傳道に困難なる地、弘前に數年ならずして、二十名の信者を擁する教會を建設したる等、氏の徳望や又大なり、あゝ惜しき人なる哉。

瀬尾正夫履歷

氏は明治十八年十二月二十四日、父彌惣吉の二男として、酒田市鷹町拾番地に生る。明治三十三年郷里の尋常高等小學校を卒業、青年夜學會に於て二ヶ年の補習教育を受け、更に私塾以文會に於て一年間漢學を學べり。明治三十六年、酒田町役場雇を拜命す。之より先、三十四年六月、本多庸一、ノッス博士等の大舉傳道の行はるゝや、始めて基督教の福音に

接す。明治三十九年秋、三浦鐵造氏新に酒田教會主任者となるに及び、その薰陶を受け、翌四十年五月二十四日ミラー師より受洗、酒田教會第一回の會員となれり。當時法律の研究に傾倒し、研鑽六ヶ年に及びしが、遂に大正三年四月、神の召命を確信して、多年從事せる公職を辭し、東北學院神學部別科に入學せり。勉學四年、大正六年三月同科を卒へ、東北中會の准允を受け、喜多方傳道所に赴任せり。有効健實なる傳道の結果、同九年十一月傳道教會の設立を見たり。同十一年十月飯坂傳道教會に轉任、同十三年十月教師試験に合格、翌年五月東北中會に於て按手禮を受く。この間、飯坂教會の外、長岡、伊達、掛田、福島各教會の傳道に従事し、伊達、長岡教會を設立し、之を兼牧せり。同年八月、遂に病ひを得十月小康を得て一家仙臺に轉居せり。

昭和二年八月、小高傳道所に赴任せるも、半年にして病氣再發、同六年七月原町に轉居、同八年五月休職し中村に轉地休養せり。同十年三月協力傳道局を辭し、同年六月福島地方裁判所々屬司法書士の認可を受け、代書事務に従事せしが、遂に餘病併發し、昭和十一年十一月三十日溘然として天に召さる。享年五十二歳。

之より先、大正二年四月池田さつ子と結婚し二男二女を與へられしが長男英夫早世し、夫人亦二十八歳にして永眠す。大正十一年手塚つると結婚し、一男一女を與へられたるも、女兒は生後幾手もなくして死去、現に夫人及び二男二女健在す。

馬淵康彦氏小傳

一、明治三十四年三月二十三日、東京市日本橋區藥研堀町四〇番地に馬淵万次郎氏第三男として生る。

二、兩親共、篤き信仰の家庭に育まれ、幼少より日本基督兩國教會、日曜學校に於てその信仰を養はれた。

三、日本橋千代田小學校卒業後、中央商業學校を四年修了、爾來、嚴父令兄の業を助けつゝ大正十二年の震災に至る。

四、大正七年五月三日兩國教會牧師星野光多氏により受洗す。

- 五、大正十二年九月震災に於て、賀川豊彦氏の下に同志と共に慰問傳道に盡された。
- 六、大正十四年六月八日神戸日本基督教會馬場久成氏司式、護邊てる子と結婚す。
- 七、同年九月大阪神學院に入學、傍ら四貫島セツルメント、日本基督教大阪イエス團教會に奉仕す。
- 八、在學三年目、大阪神學院は神戸神學院と合し、中央神學校となるに及び同校に移る。傍ら神戸禁酒會に働く。昭和五年三月同校を卒業す。
- 九、昭和五年三月日本基督教會山教會主任者として聘せられ赴任す。在任三年四月、眞實なる教會傳道の奉仕をなす。この間彼の信仰上の立場は、次第に聖書の改革主義的のものとなつた。
- 十、昭和八年七月田邊日本基督教會に轉任、在任三ヶ年、病を得て昭和十一年九月辭任。
- 十一、昭和十一年四月日本基督教會浪速中會に於て接手續を受く。田邊時代の講壇は全く改革主義的のものであり、日本基督教會の信仰告白に最も忠實であつた。
- 十二、爾來、東京市板橋區大泉學園の自宅に於て療養す。昭和十二年一月病革まり、一月十日午前十時、主に在る近親、友人に守られ、みもとに凱旋せられた。享年三十七歳、現在一女あり。(但し一男、一女夭折す)
- 十三、彼は召される時に「たゞ主イエスキリストに對して眞實」なれと叫び、イエス・キリストを證した。彼は稀に見るイエス・キリストの眞實な教會傳道者であつた。

小林喜久七略歴

故小林喜久七教師は明治廿八年五月九日信州上田町に於て牧師小林格氏長男として誕生、爾來教職者の家庭に成育せらる。其間父君教會の任地に從ひ千葉縣松尾町(九十九里傳道教會)を経て居を上州桐生町に移す。氏桐生高等小學校を修業して明治學院普通部に學びたるが業半ばにして大患を蒙、生死さへも進路し難く、退きて一時休養を専らにするの已む

なきに至りしが恩寵の御手は豊に加へられ、さしもの大病もよく癒えて、縣立栃木中學校に轉じ大正三年三月卒業せらる。

此より曩、既に明治四十二年石原牧師より授洗せられたる氏は此の嚴肅なる御攝理と試練に深刻なる感激を覺え、彼亦其生涯を聖職に捧げんとの決然たる雄志を以て、大正三年四月明治學院神學部に入學、同八年三月卒業、東京兩國教會に赴きて牧師星野光多氏を助く。而して翌九年春渡米オーボルン神學校に入學、螢雪の勞苦を積むこと五年に近く、大正十三年秋芽田卒業の上歸朝、同十四年新潟縣長岡地方に傳道の後、十五年二月、阿倍野傳道教會主任者として來任、同年十一月大石深雪と結婚長女薫、長男望の兩兒を與へらる。以來歳を累ぬること茲に十有二年、入りては慈父として將亦良家夫たるの君、出でては愛語の聖歌一〇が示すが如く資性温厚にして能く衆を容れて敢て誇らず争はず、勝披善導寸時も已むことなく清廉なる君は益に多からざる私財を捧ぐることを毫も惜しまず。而も敬虔篤信にして十字架の御眞理に對する確信と信頼を堅持把握して動かざる、實に靈界に勇者たるの士たり。さればこそ不撓不屈教會に銳意専念能く難局に處して以て今日に至り教會の基礎漸く固からんとして教勢進展の跡亦見る可きものあり、獨立の機運に際會するの日必しも遠きに非る可きを思はしむ。實にその信望内外に厚く造詣亦日に深きを加へて今や光榮ある召命を担ひて雄々しくも父君二代相繼ぎて愈々重きを爲さんとす。君又音楽に於ける天稟の資豊にして大小諸集會への奉仕の功績多大なりしも周知の事實なり。

然るに昭和十二年六月十九日、突如發病療養に力を盡されしも遂に起たず、昭和十二年六月二十六日午前十一時莊嚴と榮光に包まれて永眠、遙かなる天父の御許に凱旋せらる。君享年四十三歳。

第一 日本基督教會略史

第一節 緒言

世界の趨勢は進歩は端なくも我が日本鎖國の關門を打破し、さしも峻嚴なりし徳川幕府の切支丹に對する禁制の法網も何時しか破綻を生じ、開國と前後して、舊き切支丹の復活を促し、新しき基督教の傳來を見るに至りぬ。嘉永六年北米合衆國水師提督ペルリの來朝以來開國の機漸く熟し、安政五年七月日米通商條約を結ぶに當り、米國全權公使タウンセントハリスの強硬なる談判に因り、幕府は我國に在留する外國人に對して切支丹禁制を解くに至れり、日本國米利堅合衆國通商條約第六條に曰く、

日本にある亞米利加人、自ら其國の宗法を念じ、禮拜堂を居留地の内に置くも障りなく並に其建物を破壊し亞米利加人宗法を自ら念ずるを妨ぐるることなし、亞米利加人日本人の堂宮を毀傷することなく、又決して日本神佛の禮拜を妨げ、神體佛像を毀つ事あるべからず。双方の人民、互に宗旨に付きての爭議ある可からず日本長崎に於て踏繪の仕來りは既に廢せり。

此條約により外國人には日本國內に於て宗教の自由を許されしも、内國人は勿論其恩恵に浴する能はず、依然として切支丹禁制の下に束縛されしなり。又幕府時代に切支丹教徒檢舉の方法として強行し來りし有名なる踏繪の仕來の廢棄されしは、日本條約締結の前年即ち安政四年阿蘭陀の全權公使ドンカル、コルテアスと日本長崎奉行との間に取換はされし覺書によれり。其布令の文に曰く、

踏繪は向後相廢すと雖も、キリスト教法を傳へ、キリスト宗門其他外國宗門の書籍、畫並びに像を日本へ輸入する儀不相成事。

安政四年丁巳八月

長崎奉行

當時阿蘭陀全權公使は頻りに切支丹禁制の解除を幕府に迫りしも我が全權は頑として應ぜず、若し阿片と基督教との二大害物の輸入を防止することを得ば容易に外國人に交易を許すべしと語りしとぞ、然るに幕府全權の此の言葉を傳聞したる新教の宣教師にして當時偶々長崎に來合せ居たるエス、ウエルス、ウイリアムス（支那在留の學士）イ、ダブルユ、サイル（上海水兵館の牧師）ヘンリー、ウード（米國軍艦ミネソタ號の牧師）等は阿片と基督教とを同一の有害物と誤解する所の日本人に對し一日も速に眞正の基督教を傳へてその謬見を正さざるべからずと感じ、三人協議の上、各々其所屬の傳道局に飛檄して宣教師の派遣を促し尋いで新教宣教師の渡來を見るに至りぬ。

第二節 最初の宣教師

日米條約既に成り尋いで英、蘭、佛、露の諸國と條約を結び、神奈川、函館、長崎、新潟の四港を開くや、新教各派の基督教宣教師は相續いで日本に渡來せり。安政六年即ち西曆一八五九年より文久三年即ち一八六三年に至る五ヶ年間に來朝せし宣教師を列擧すれば先づ新教の宣教師にして最初に渡來せしものをジョン、リツギンス及びチャンニング、ムーア、ウイリヤムとす。彼等は米國プロテスタント、エビスコポール教會より派遣されし宣教師にして、始め支那に傳道し居りしが、日本の開港條約成るや、直に日本に移されし者にして、リツギンスは一八五九年の五月（安政六年）長崎に來り、數句を経て後ウイリアムスも亦來る。同年十月十八日米國プレスビテリアン教會のゼー、シー、ヘボン夫婦神奈川に着任し、同年十一月一日米國ダツチ、リフオームド教會のエス、アール、ブラオン及びデー、ビー、シモンズの二人亦神奈川に來る。而して同教會のギトウ、フルベツキは少し遅れ同年十一月七日を以て長崎に來着し、翌一八六〇年（萬延元年）に至り米國バプチスト、フリー、ミツシヨソサイチーのゴブル夫婦神奈川に來る。これらはいちはやく最初日本傳道に着手せし米國基督教四大教派の代表者なり、尋いでダツチリフオームドのゼームス、バラ

夫妻は一八六一年（文久元年）十一月を以て、プレスビテリアン教會のデビッド、タムソンは一八六三年（文久三年）を以て神奈川に到着し各々その所屬教會の宣教師に合しぬ。

第三節 日本人の宣教師に對する待遇

基督教嚴禁の日本に渡來せし最初の宣教師等が如何なる待遇を受けしやは、問はずして明なり、彼等は徳川幕府より注意人物として取扱はれ、その一舉一動は常に嚴密なる當局者の監視の下にありて、自由に日本人民と交際する能はざるのみならず、語學教師を招聘する事さへ頗る困難を感じたり。偶々其招聘に應じて來るものあれば豈圖哉彼等は其筋の内命を受けたる政府の探偵にして宣教師の舉動を探り、邪宗門の秘密を摘發せんが爲ならんとは。されど宣教師は毫も意に介せず、彼等に就て日本語を研究し來りしが談偶々聖書翻譯の事に及べば、彼等は覺えず兩手を頸に當て、これ生命にかゝはる大罪なりと叫び皆戰慄して逃げ去りしと云ふ。普通人民に於ては基督教に對し格段好惡の念あらざりしも、從來の傳説によりて之を魔法視し唯徒に之を恐怖せしのみなりしが、武士浪人輩に至りては基督教を嫌惡すること蛇蝎よりも甚しく、一般外國人に對する敵愾心も亦劇しくして、外國人とさへ見れば蠻夷、毛唐人等あらゆる惡罵を浴せかけ、或は背後より礫を擲げ、甚しきに至りては之を殺害するに至りぬ。斯る人氣の際に處して宣教師等は何等直接傳道に着手する能はず、宣教師の準備として日本語研究の傍ら漢譯の聖書若くは基督教に關する漢譯の書類を頒布し或は有志の青年に外國語を教授し、若くは聖書の翻譯教書の編纂に従事せり。有名なるヘボンの語林集成の編纂されしは此の間のことなりき。當時宣教師に取りて最も必要なりしことは、基督者の紳士たるの人格を以て日本人民の信任を得ること日本語を研究して布教の準備をなすことにてありき。

第四節 最初の信者

此の如き宣教師困難の時期に在りて邦人の基督教に歸依せしもの數名あり、これ即ち日本に於ける基督教會

の初穂にして將來の大收穫を豫表するものとして宣教師間に多大の期待を齎せり。其中最初に信徒となりし者を矢野元隆とす、彼は元來針醫を業とせしものなりしが、徳川幕府の紹介によりて博士プラオンの日本語教師となり後轉じてバラ博士の教師となり、支那譯聖書より約翰傳を日本文に重譯せしことあり、元治元年（一八六四年）十月病床に於て、バラ師より受洗し、同年十一月下旬を以て死せり。慶應二年（一八六六年）五月十二日五旬の節なる芽出度日に於て肥前佐賀藩の重臣村田若狹守は其弟綾部恭と共に長崎に於てフルベツキ博士より受洗せり。傳ふる所によれば彼が其後に於ける信仰益々健全に成長し其死するの日まで（明治五年）忠實に主に事へ、朋友子弟の間に熱心傳道せしと云ふ。同年春肥後の人庄村某監督ウイリアムスより洗禮を受く、後年政治論勃興せし時熊本の相愛社と稱する團體に加はり政論のため一時入獄したる中村六郎は異名同人なりと云ふ。明治元年の夏佛僧清水某は長崎に於てフルベツキより受洗し、粟津高明、鈴木貫一の二人は横濱に於てバラより受洗し、明治二年二月小川義綏、鈴木鉦次郎、島屋だいの三人は横濱に於てタムソンより受洗し、仁村守三は長崎に於てエンソルより受洗す。エンソルはヂー、チオルチ、ミツシヨンの派遣宣教師として明治二年一月長崎に來りし人なり。其他横濱に於てバラ若くはプラオンより洗禮を受けたるもの數名あり。安政六年宣教師渡來の時より明治五年日本基督公會設立の時に至るまでの十三年間日本に於て信者となりし者殆んど以上の人々十數名なりき。

第五節 最初の迫害

長崎地方に於て舊天主教徒の復活は當局者の注意を喚起し同地方を始め、横濱に、東北に、舊教信者若くは之に關係あるもの、檢舉投獄せらるゝもの尠なからず。就中明治の初年には長崎浦上の天主教徒二千餘人は其信仰を固守して神佛に轉宗せざるの故を以て、西南の廿一藩に御あづけとなり種々の迫害を蒙りしが、獨り天主教徒のみならず新教の信者若くは之に關係あるものも同じくその災厄に罹れり。佐賀の村田若狹の一

族は藩主閑叟侯の庇護によりて窘迫を免かれしが、清水某の如き、二川一勝の如き、市川榮之助夫妻の如き、其著しきものなり。清水某はフルベツキより長崎に於て受洗せし佛僧なりしが明治元年邪宗門を信ずとの故を以て捕へられ處々の牢獄に繋がるゝこと五ヶ年にして終に放免せらる。二川は後ち姓を小島と改む。彼れ初め宣教師エンソルを暗殺せんと陰謀を懷き、偽りて基督教に歸依するの志あるかの如く装ひ、エンソルに近づきしが、基督教の教義を聴くに及び大に感服する所あり、爾來改心して之が研究に務め傍らエンソルの出版事業を援助しつゝありしに、突然官の捕ふる所となりて東京に護送せられ、禁獄せらるゝこと數年、明治五年頃米國公使並に福澤諭吉等の斡旋によりて赦免せらる。市川榮之助は其家にへボン譯の馬可傳を所持せしとの故を以て捕へられ、其妻松子は其夫榮之助が基督教徒となりしを官に訴へざりしとの故を以て縛せられ、夫妻共に京都の獄に投ぜられしが榮之助は牢死し、松子は後に至りて赦免せられたり。然るに不思議にも京濱の地に於て、しばしば迫害ありとの警告に接せしものにて一人の檢舉せられしものなく、唯東京に於て聖書研究組なる團體の解散を命ぜられし外何等の窘迫なく、學生の宣教師に就きて基督教を聴き聖書を學ぶ者漸次に加はり、中には内心既に信仰を起せしものありき。而して間接に基督教に好意を寄する者官民の間に次第に其數を増し、學者福澤諭吉、中村正直、西周、森有禮の如きは基督教禁止の理由なきを論じ宗教自由放任主義を主張せり。當時中村正直は英國に遊びて親しくその文物を観察し、歐洲文明の根本は基督教に基因するを看破し、外臣某より大日本天皇陛下に奉るの書を擬草して天下に發表し、學者間の問題となり、保守派の人々をして切齒扼腕せしめたりしが時勢は駭々として進んで止まず宣教師の勞苦空しからず終に基督教會の設立を見るに至りき。

第六節 日本基督公會の設立

日本基督公會は我が日本基督教會の前身にして又實に日本に於て新教最初の教會なり。明治五年一月、數

名の有志者相集りて初週祈禱會を開けり、これ一八七二年一月即ち明治四年十二月横濱居留外人の同地に催せし萬國福音同盟會の新年初週祈禱會に倣ふて催せしものなりしが、宣教師に關係ある洋學生の出席するもの多くして意外の盛況を呈し、祈禱につぐに祈禱を以てし、熱誠あふるばかりにして感興盡くる時なく一週間の祈禱會は延いて數週間の長きに亘りて尙已まず、中には感泣して以て神に訴へ日本に聖靈の降臨あらんこと、尙初代教會設立當時の如くならんことを祈りしものありしが遂に聖靈の降臨となりて數名の同心者を興し、爰に日本に於ける最初の基督教會を出生するに至りぬ。此れ實に明治五年陽曆三月十日なりき。此の時洗禮を受けし者は押川方義、吉田信好、篠崎桂之助、楠部漸、竹尾忠男、大坪正之助等以下九名にして、先に洗禮を受けたる所の小川、仁村の二名と合して會員十一名なりき、而して小川義綏選ばれて最初の長老となり、仁村守三執事となり、宣教師ゼームス、バラは殊に教會設立に與つて努力せしを以て聘せられて假牧師となる。其組織は米國長老教會の憲法に倣ひたれど政治上に於ては外國何れの教派にも屬せざる非教派主義を標榜し日本獨立の教會として建設したるものにして名けて日本基督公會と稱す、其遵奉せし所の信條は頗る簡單にして聖書を標準として新教各派に共通の要義を採用し、爰に新教各派合同の基礎を据へ十字架の旗飾を鮮明にし將來日本に設立せられんとする各派の教會を打て非教派主義の一團となし其勢力を集注して以て日本の宗教界に活躍奮闘し因て以て日本に基督の靈的玉國を建設せんとの崇高遠大なる目的にてありき。その理想を實現するの難易如何は固より問ふ所にあらざりしなり。

第七節 日本傳道の進歩

切支丹禁制の中に生れ出でし日本基督公會は其信仰に於て其組織に於て極めて幼稚なりしと雖も、内宣教師に對しては非教派主義を主張し、外異教徒に對しては死を決して基督の福音を宣傳せんとす。その意氣當るべからざるものありし。恰も好し明治政府は基督公會設立の翌年即ち明治六年二月二十四日の布告を以て

國內處々に掲げありし基督教禁制の高札を撤去し、尋いで先きに捕へし天主教徒を放還したり、これ固より基督教を公認したるにあらざりしも、これより政府の基督教に對する態度大に緩和し殆ど默許の姿となり傳道上非常の便宜を興へたり。隨て日本に於て基督教の宣布漸次擴張して設立當時僅に十二名の會員を有せし横濱日本基督公會は明治六年の末に至り大人六十二人小兒十三人の多數となり（翌七年に百十九人となる。其中より長老小川義綏、栗津高明等七人は東京に移り、同所にて洗禮を受けし高橋六郎（安川亭）と合して、同年九月二十日を以て東京公會を組織す、後の新榮教會是なり、その遵奉せし信條規則は横濱公會のそれと同一にして、時に之を横濱公會の支會と稱す、小川義綏選ばれて復た長老となり、米國プレスビテリアン派の宣教師デビッド、タムソン假牧師となる。初め鐵砲洲に會堂を有したりしが、後築地新榮橋の傍らに新會堂を建築してこゝに移れり。これより基督教の勢力次第に振ひ教會の設立各所に頻々たりき。

第八節 宣教師會の決議

初め横濱基督公會が非教派主義を標榜して設立せらるゝや、其快舉は外國宣教師に深刻なる印象を興へたるもの、如く、教會設立後六ヶ月即ち明治五年九月横濱に會合せし第一回宣教師會は滿場一致を以て左の如き、決議をなせり、曰く。

夫れキリストの教會はキリストに在て一體たり、プロテスタント教徒間の諸派分立の如きは偶然の出來事にして、キリスト信徒の精神的一致を妨げず、然れども既にキリスト教國に於ても尙此れが爲め教會の一體たることを曖昧にするの嫌ひあり。況んや諸派分立の歴史を了解せざる異教國に於てをや。且つそれ吾等宣教師等は顯著なる差別より生ずる弊害を避けんが爲めに傳道の方法を一定せんことを希望するが故に、吾等は本會議に由て興へられたる此の最初の機會を利用して自今吾等の援助に由て設立せらるべき日本の諸教會に於ては成るべく其名稱及び組織を同一ならしむべく努力せんことに同意す。即ち其名稱は基

督公會と云ふ合同のものとなし、其組織は各教會の政治を其會員の協賛に由り教師職及び長老職に由り執行せらるべきものとす、右決議す。

此の會議に出席したるものは宣教師、長老、女教師等にして當時日本に傳道し居たる各宗派の代表者を殆ど總て網羅したるものなれば、其決議は最も有力なるものなりき。爰に於て非教派宗教の前途坦々として平地を行くが如く、將來日本に於ては歐米に見るが如き宗派分立の弊を避くることを得べしとの希望に充されたり。

参考、當時日本に宣教師を派遣し居たる教派は前に掲げたる四教派即ち米國プレスビテリアン派、ダウチリフオームド派、米國監督派、自由浸禮派の外英國のジ、チヨルチミツシヨシヨシ及びアメリカンポールドの二傳道局にして前者の最初の宣教師エンソルは明治二年一月を以て長崎に來着し、後者の最初の宣教師デー、シー、グラインは同年十一月を以て神戸に來任す、而して第一回宣教師會議に出席したる者は米國プレスビテリアン派よりはヘボン、タムソン、ルーミス、カロゾルス、ミロルの五人、リフオームド派よりはエス、アール、ブラオン、フルベツキ、ゼームス、バラ、スタウト、ウルフの五人、アメリカンポールドよりはデー、シー、グライン、オー、エム、ギユリツキ、デビス、ベリー、ゴルドンの五人其他英國領事館の假教師サイル、在上海の監督教會の宣教師ロベルト、ネルソン、在留外國人の組織し居たる東京横濱一致教會の長老艦長ワトソン、醫士エリオット、教師グリフエス、横濱日本基督公會の長老小川義綏(？)婦人一致傳道局のブライン夫人、クロスビー嬢、ビヤソン夫人及び數名の宣教師夫人なりき、而してバプチスト派の宣教師が參列せざりしは其派唯一の宣教師ゴブルが米國へ歸省中なりしが故なり、ジ、チヨルチ、ミツシヨシのエンソル、ブルンサイドは出席せざりしも通信によりて此の會議と聯絡をなせり、而して當時大阪に居りしと思はるゝ米國監督派の監督ウイリアムス、宣教師エー、アール、モリス

の列席せざりしは何故なるか明ならず。

第九節 非教派主義の経緯

然るに爾來諸ミツシヨシ各派の傳道著しく進歩せしより、諸派宣教師中自派の教會を設立せんと企圖する者あり、隨て宣教師會議の決議案に對し種々の解釋を試むるものありて是非の議論紛々たり、而してリフオームド派の宣教師は舉て日本基督公會に努力せんとしプレスビテリアン派の宣教師は二派に分れタムソン一派は非教派主義を賛成して日本基督公會と行動を共にせしにかゝはらずカロゾルス等の一派は自派の教會を建設せんと試み、明治六年十二月三十日日本國傳道局の訓令により日本長老會(中會)を設立し夫の決議案に對して自由行動を取るに至り、非教派主義に一大龜裂を生じたり。爰に於て日本基督公會は明治七年の初め更に改めて非教派的獨立主義を固守することを決議し、東京、横濱在留の各派宣教師に書面を贈り、或は使者を派して、協和寛容以て日本基督公會の主義を扶掖せんことを勧告し、更に書を米國、プレスビテリアン教會及びリフオームド教會に贈りて、其派遣せる宣教師バラ・タムソンの日本基督公會の爲に盡力するを聽許されんことを以てし殊に又當時米國に在りて會衆派(組合教會)に屬し神學を學びつゝある新島五七三(義)の歸朝近きありと聞き、横濱公會は衆議の上氏を牧師に招聘すべきことを可決し直に招聘書を發送せしが終にその承諾を得るあたはざりき。是れ實に明治七年二月のことなりき。

第十節 非教派主義の努力

此の如く日本基督公會が非教派主義に熱心して勸諭これ努めしにかゝはらず、各派宣教師の態度は多く教派主義に傾きたり、此の際東京公會假教師タムソンの如きはプレスビテリアン派宣教師中に在りて殆ど孤立の姿となり、四面楚歌の中に在りて奮闘努力せしは偉と云ふべし。然れども大勢非教派主義に否にしてその前途陰影濃密なる者なりき。既にして關西の地に神戸、大阪兩公會の設立せられしとの(神戸公會は明治七年

四月十九日、大阪公會は同年五月廿四日設立せらるる報に接するや、是實に空谷の聲音にして、非教派主義の爲に一條の光明を認め、爾來互に通信してその交際を睦まじくせしが、更に相會して協議する所あらんと欲し、明治七年十月神戸、大阪、東京、横濱の四公會は各々代員を派して横濱に會して、一般公會の共通規則及び信條を採用し、毎年相會して教務を議するの約を結び、第二回の會合を神戸に開くことを決議して散會し、以て公會の基礎を強固にせんと試みたり。然るに次回の會期に先立て神戸公會は書面を以て政治上の合同を非として先きの決議を取消し、期日に至り（明治八年四月）横濱公會の代員ベラ、奥野の神戸に至るや、阪、神公會の代員デビス、新島の二人は之に會し先きに採用したる公會信條には、同意なし難き節ありとの故を以て斷然合同を謝絶し、その會合は單に親睦を厚ふするの集となり、何等公會の政治的事務を取扱ふこと能はざりき。蓋し阪、神の公會はアメリカンボールド（組合派）の援助によりて設立したるものにして、箇々教會の獨立主義を主張し、政治上の合同を非とし、先きの宣教師會議の決議に對し解釋を異にしたるより起りしが如し、爰に於て名稱を同ふして其主義を異にせる二箇の公會、關の東西に分立するの奇觀を呈し、教派分立の勢を増長するに至り、かてて加へて其頃新に日本の傳道に着手せしメソヂスト派バプテスト派等の其教派を盛に擴張せんとするあり非教派主義中の有力者の一人なる長老本多庸一は弘前日本基督公會を率ひメソヂスト派に轉會するあり、東京公會の長老栗津高明の母教會より分離して別に教會を組織するあり諸派の教會續々として設立せらるるあり、教派主義の勢いよく盛にして、非教派主義の實現ます／＼困難となりぬ。

第十一節 諸教會の設立

此の際に於て我が日本基督教會に關係ある教會の設立せられしものを擧ぐれば左の如し。

○日本基督公會に屬せしもの

一、青森縣弘前日本基督公會。明治八年八月設立、會員十五名。横濱公會の會員本多庸一がその郷里弘前英

學校の教師メソヂスト派宣教師インゲと協同盡力して組織したるものなり。本多庸一最初の長老たり。

二、長野縣上田日本基督公會。明治九年十月八日設立、會員三十七名、横濱公會の會員並にリフオームド派宣教師等の努力によりて成りしものにして稻垣信之が最初の長老たり。

三、長崎縣長崎日本基督公會。明治九年十二月二十三日設立會員、十二名、長崎在留のリフオームド派の宣教師の盡力によりて起りしものなり、瀬川淺最初の長老たり。

右の中弘前公會は後メソヂスト派へ轉せり。

○日本長老公會に屬せしもの

一、横濱住吉町教會（後の指路教會）明治七年九月十三日設立、會員十八名プレスビテリアン派宣教師の盡力によりて成りしものなり、南小柵洲吾最初の長老たり。

二、東京第一長老教會。明治七年十月設立、會員不詳、プレスビテリアン派宣教師カロソルの盡力により起りしものなり、明治九年四月二派に分離し一は露月町教會となり他は獨立の銀座教會となれり。

三、千葉縣法典教會。明治八年十二月設立、會員九名。

四、東京府品川教會。明治十年六月十一日設立、會員二十二名。

五、千葉縣大森教會。明治十年七月二十一日設立、會員四十八名。

第十二節 一致教會の設立

基督教會分立の趨勢以上の如く旺盛にして非教派主義振はざるの時に際し、日本基督公會と日本長老教會と相合同して一大教會を組織しては如何との議内外人の間に起り、先づ日本長老教會に關係ある米國プレスビテリアンミッションは、日本基督公會に關係あるリフオームドミッションに對して合同一致の交渉を開始したり、これ實に明治九年五月の事なりき。リフオームドミッションは此交渉に應諾して協議會を開き且つ

同じく長老政治を採る所のスコットランド、ユーナイテッド、プレスビテリアン、ミツションに對し其加入を勧誘し之が承諾を得たり。此ミツションの日本傳道を開始したるは明治七年三月にして其最初の宣教師はロベルト、デビソン醫學博士、ヘンリー、フオールツ夫妻及びヒュー、ワデル夫妻なりき。斯くて英米兩プレスビテリアン、ミツションは、各二名の委員を擧げて日本基督公會の憲法改正委員たるタムソン、ミロルと會し、(篠崎桂之助も憲法改正委員の一人なりしが合同の内相談には與からざりき)合同一致の基礎たるべき教會政治の編成、信條の選定に着手し、其草案成るに及び之を日本基督公會及び長老教會に提出してその採否を討議せしに双方其議論百出して殆ど否決せんとするの形勢なりしが、漸くにして議まとまり終にその採用する所となれり。初め委員等が憲法信條草案を編成するに當り最も議論ありし問題は新設合同教會の名稱、外國宣教師等の日本の基督教會に對する關係等なりき。就中その採用すべき信條に關して最も困難を感じたりしが、熟議の末終にウエストミンストルの告白、ドルト大會の經典、ハイデルブルグ大小問答を採用するに決せり、而して又日本人の間に最も異論ありしも此等の信條を採用する事にてありき。當時新潟に在りて蘇國の醫士バームを援けて傳道しつゝありし押川方義はこの信條採用に異議を唱へ、斷然分離して仙臺に趣き獨立布教に従事せり。

第十三節 第一回の中會

斯くて明治十年十月三日日本基督公會及び長老教會所屬の各箇教會の代員(八名)及び關係諸ミツションの宣教師(十二名)は横濱海岸教會堂に會合せり、これその教會政治(憲法)に規定せる第一回の中會にして爰に日本基督一教教會の設立を見るに至れり、是の會議に於て議長は最初日本に於て教會合同の議を主張せしプラオンの豫定なりしが、長崎よりの汽船延着の爲め、舊日本基督公會のタムソン議長となりて議場を整理せり、而して此の中會に於て舉行決議されし重大事件は東京、麹町、淺草、牛込三教會の設立願を許可し

たること又小川義統、奥野昌綱、戸田忠厚の三名を教職に任じたることなり。蓋し日本人にして基督教の教職に任ぜられしは此の三名を以て初めとす。

第十四節 一大會三中會の組織

明治十四年四月開會したる代議會は、全國を三分して三中會となし、其の上に大會を置きて之を總括することを議定し、左の通り中會區域を劃定したり。

- 一、北部中會 東京日本橋以北十二教會を含む
- 一、東部中會 同日本橋以南八教會を含む
- 一、西部中會 中國及び九州に在る三教會を含む

第十五節 宮城中會の建設及び協力ミツションの増加

明治十八年十一月開會したる第三回大會は、宮城縣下仙臺外三教會の加入を容れ、同時に宮城中會組織の議を決し、更に全國を分けて左の五中會となせり。但し後に宮城中會は東北中會と改名せり。

東京第一中會、東京第二中會、浪花中會、鎮西中會、宮城中會、右宮城縣下四教會の加入と同時に、我が協力ミツションの一となりしはゼルマン、リフオームド、ミツションにして、此のミツションの宣教師は、明治十二年始めて我國に渡來し、押川方義氏等と共に専ら東北地方に傳道したり。

明治十九年、米國南プレスビテリアン、ミツション、我が協力ミツション中に加入す。此のミツションの最初の宣教師は明治十八年渡來せり。

明治二十年、米國婦人異邦傳道會、我が協力ミツションに公然加入す。此の傳道會は明治初年よりして實際我教會と協力したるものなるが、茲にその名實を一にせるなり。

明治二十二年、カンバランド、プレスビテリアン、ミツション、その所屬教會五個を以て來り協力ミツションに加入す。此は明治十年以來、大阪附近及び紀伊地方に傳道したるものなり。

右の如くにして我教會と協力提携せるミツションは都合七個となれるも、明治二十四五年の交、スコットランド一致長老派に屬する宣教師ワデル、デビソン氏等病を以て歸國するに至り、前後二十五六年間我國のために盡力せる同派は自ら我國より手を引くこととなりぬ。

第十六節 教會名稱の變更及び山陽中會建設

明治二十三年開會したる第六回大會は、日本基督公會の信條及び憲法規則を改定し、同時にその名稱を改めて日本基督教會となせり。

明治二十四年十一月開會したる第七回大會は鎮西中會に屬する數個教會を以て新に、山陽中會建設の議を決したり、茲に於て全國六中會となる。

第十七節 高知縣下大舉傳道

明治二十六年、前大會に於て、高知縣下に一ヶ年間八名乃至十名の傳道者を送りて大に傳道せしむとの決議に従ひ、内外教師を交るゝ同地に派遣し大に傳道したるが、其の結果として百七十人の受洗者と數百人の求道者を起したり。

第十八節 傳道局創立

明治廿七年七月開會したる第九回大會は、日本基督教會當初の志を貫徹して、新に獨立の傳道機關を創設したり。

第十九節 臺灣傳道の着手

明治廿八年の大會は、新に我國の領土に歸したる臺灣傳道開始の決議をなし、廿九年六月より其實行に着手し、茲に始めて海外傳道の宿望を果し得たり。

第二十節 大會常置委員の設置及び中會の合併

明治三十年開會したる第十一回大會は、新に常置委員五名を挙げ全般に關する事務を行はしむるの制を立つ。明治三十一年十月開會したる第十二回大會は、東京第一東京第二の中會を合併して一中會となすの議を決し之を東京中會と稱せしむ。

第二十一節 特別傳道

明治三十三年七月開會せる第十三回大會は、翌年春期を以て、全國に特別巡回傳道を行ふの議を決し、特に之が爲め委員十三名を擧げて其の事に當らしむ、茲に於て明治三十四年の春より夏へかけ全国各地に巡回傳道盛に行はれ我教勢大に張る。

第二十二節 傳道局の大擴張及び北海道中會建設

明治三十四年十月開會したる第十五回大會は、傳道局(明治廿七年創設)の組織を變更し、總裁一名理事十名幹事一名會計二名とし、片岡健吉氏を總裁に、貴山幸次郎氏を幹事に擧げ、翌年度豫算金額四千圓を議定したりしが、越へて明治三十五年十月開會せる第十六回大會は傳道局事業の擴張を是とし、翌年度豫算金額七千五百圓を議決し、臺灣に傳道地を増加する外に、北清傳道着手を議定したり。

明治三十六年三月、北海道中會、同道に在る四教會を以て創設せらる、茲に於て全國別れて六中會となる。(東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道)

明治三十六年十月開會せる第十七回大會は、傳道局翌年度豫算金額八千圓を議決し、又朝鮮傳道開始を可としければ、翌年二月より釜山に傳道者を送りたり。

第二十三節 戰時傳道と傳道局獨立滿十年祝會

明治三十七年二月我國の露國と戦端を開くや、傳道局理事及び大會常置委員は協議の上、戦時傳道部なるものを特設し、同年同月東京に於て聯合祈禱會を開きたるを手始とし、順次全國要地及び臺灣に傳道し、大に教勢を振起し又出征軍人及びその家族を慰藉したるが、恰かも此の年は我傳道局の獨立後滿十年に相當するを以て、十一月廿七日を卜して東京市神田青年會館に於て滿十年祝會を開きたり。

第二十四節 臺灣特別傳道及び臺灣中會建設

明治三十八年十月東京市芝教會に於て開會せる第十九回大會はその年の末より翌年の末まで一ヶ年間臺灣に特別傳道を舉行するの議を決定し、之が實行を傳道局に命じたり。此に於て局は同島に數回の應援を與へたるが、その效果空しからず、明治三十九年の年末に至り、臺北、臺南、基隆の三教會役員等は臺北に會合して終に目出度臺灣中會建設の式を擧げたり。茲に於て我日本基督教會は全國七中會となる、(東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道、臺灣)

第二十五節 滿韓傳道と新教會の設立

日露戦役の結果韓國は我が保護國となり、南滿洲亦我勢力範圍内に入ることゝなるや、我傳道局は此等地方に傳道の必要あるを認め、從來の傳道地たる天津釜山の外に新傳道地として大連、營口、安東縣、旅順(以上滿洲)京城、群山(以上韓國)等を選定し、或は之に定住傳道者を送り、或は有力者を派して巡回傳道せしめなどしたるが、天津大連等の各教會は一二年を出でずして獨立自給教會となり、旅順京城等亦近き將來に於て教會組織を見んとする教勢を馴致したり。

第二十六節 特別傳道及び感謝傳道

明治三十九年十月東京市富士見町教會に於て開會せる第二十回大會が、時勢の要求に鑑みて議決し、之が實行を傳道局に託したる特別傳道は、同年末より翌年九月まで東京市を始めとして全國樞要地二十餘ヶ所に

傳道したり。然るに明治四十年十月東京市芝教會に於て開かれたる第廿一回大會は、更に特別傳道繼續に議決したりしかば、第二回特別傳道は、同年末より翌年九月まで全國五十餘ヶ所に行はれ我教會の教勢振起に多少貢獻する所ありき。

然るに明治四十一年十月横濱指路教會に於て開催せる第廿二回大會は、翌明治四十二年は我國にプロテスタント教宣教開始後五十年に相當すればとて、更に第三次特別傳道舉行の件を議決し、之が實行を傳道局に命ぜしかば、局は運動の方針を新にし、規模を大にし、傳道資金五千圓を豫算し、自ら主となりて別に祝謝傳道會なるものを設立し、植村正久會長並に實行委員長となり、明治四十二年四月全國より牧師傳道者數十名を東京に招集し盛んなる修養會を開き、同時に宣教開始五十年大祝會を催し、之を手始めとして東京及び全國各地方に巡回傳道者を派遣し又は定住傳道者を置きなどし、明治四十三年二月を期して、十個の新獨立教會を得んとて熱心盡瘁したり。其の結果は豫期の如くならざりしも、新に數個の獨立教會を得たるのみならず、掉尾の運動として、明治四十三年三月再び東京に於て盛なる修養會を開き且つ市の中央なる有樂座に於て大演說會を催し、次で青年會館に大説教會を開きて、新に多數の志道者を得、茲に芽出度祝謝傳道會を終れり。而して又祝謝傳道會の末期に起りしチャブマン氏委託傳道集會は、東京を始め各地に活動して、得たる所の志道者一千餘名の多きを算するに至れり。

第二十七節 協力問題の決定

過去數年間我教會の同人間に紛糾して辯難論議の種子たりし外國ミッション協力問題は、明治四十二年東京市麹町教會に於て開かれたる第廿三回大會に至りて全く解決せられたりと云ふべき歟、此大會は曾て大會が下せる協力の定義に基きて正式に協力を申込みたる者の外、別に我教會と何等かの關係を保持せんことを冀望する外國ミッションのために別に一ヶの「申合規約」を定め、此の如きミッションをしてその冀望を達せ

じむるの途を開きたり。此の設備は從來縁故ありし外友に對し好意を表したるものにて同時に協力問題に結末を着けたるものなり、而して數年前より既に協力し來りしもの又は新に協力せしものは北プレスビテリアンミツション、及びゼルマン、リフオームドミツションにして、申合規約に従ひしものはダツチ、リフオームドミツション及び南プレスビテリアンミツションなり。

第二十八節 憲法規則一部の改正と大會の新局面

數年前より我教會の一大問題たりし憲法規則一部の改正は、複雑なる手續を経て、明治四十二年に至り、彌よその目的を達することとなりしかば、同年十月東京市麹町教會に開かれたる第廿三回大會は、全國各教會の牧師長老神學校教授宣教師（以上正議員）教師及び傳道教會代員（以上員外議員）より組織せられ、從來の大會に比してその面目も自ら一新し活氣著しく加はりたるを覺へぬ。

明治四十三年の大會は、教師試験に關する憲法規則を改正し、教師は凡て大會に於て試験を受くることとなり、試験の内容も大に改まり、漸次教役者の品位を高め、其の精選統一を計ることとなりぬ。

第二十九節 外國傳道の着手

明治四十二年はプロテスタント基督教の、我國に傳道を開始せし以來、恰も滿五十年の祝謝すべき年に當りたれば、同年十月東京に於て開きたる第廿三回大會は、其好記念として新に清國人の間に傳道せんことを決議し、同十一月教師丸山傳太郎を清國の首府北京に派遣したり。

明治四十三年九月朝鮮の併合成るや、新に大邱を傳道地として定住傳道者を送り更に、十月の大會に於ては朝鮮傳道に關して種々劃策する所あり、一には朝鮮の青年傳道者を養成し、一には我が青年傳道者に朝鮮語を學ばしめ、着々朝鮮人の間にも傳道の歩武を進めんことを決議せり。而して有志信徒の集會に於ては、進んで朝鮮傳道後援會なるものを設け、弘く資金を募集し、傳道局の朝鮮に對する傳道事業を應援すること

なれり。

第三十節 日曜學校同盟の創設

明治四十四年十月の第廿五回大會は、我が日本基督教會に在る二百七十六個の日曜學校同盟を設け、特別委員を常置して、其の連絡統一發展を計らしむることを決議せり。

第三十一節 家庭禮拜發行

同大會は聖書研究、家庭禮拜等の良習慣を規則正しく養はしめんがため、前大會に於て擧げられたる委員等の編纂に係はる家庭禮拜曆を調査し、明治四十五年一月より之を採用することを可決せり。

第三十二節 傳道教會資格標準一定

同大會は傳道教會の資格標準を、現住陪餐者十五名献金年額六拾圓と定め、既設の傳道教會には向ふ三年の猶豫を與へて、其の時資格なきものは解散することとし、傳道地の整頓發達の上少からぬ便利と奮勵を與へたり。

第三十三節 在外長老教會との連絡

同大會は朝鮮臺灣の長老教會に交誼を厚うするため、大會議長より問安書を送ることとなしたるが、尙ほ太平洋沿岸の日本人長老教會と將來の連絡を取らんためその方法につき審議したり。

第三十四節 滿洲中會の設立

傳道着手後僅に六年半にて、滿洲部内に三個の獨立教會を見るに至りたれば、明治四十五年六月大連市に於て、日本基督教會滿洲中會は建設せられたり、我教會が海外の傳道に率先盡力して、着々其の効果を擧ぐることは、如何許り一般傳道心を鼓舞作興せしや知るべからず、吾儕の深く感謝すべき處なりとす。

第三十五節 日本基督教會創立四十年祝會

大正元年十月仙臺に於て大會開會中、仙臺日本基督教會に於て我教會創立の滿四十年祝會を開き、井深、植村二氏の演説、知事、市長及び各ミツション代表者の祝辭あり、數百の來會者皆既往の神恩を感謝し更に將來の希望を堅うせられたり。

第三十六節 日本基督教會婦人傳道會社

大正二年四月有志婦人に出で創立せられたる同社は、同年十月の大會に同社長渡邊たつ子より規則書及び現況報告書を添へて、其の承認願を提出せられたれば、大會は感謝と満足とを以て之を承認したり。後昭和八年十月第四十七回大會に於て、全國聯合婦人會と合流することとなり、一切の事業を譲渡して婦人傳道會社の名稱を廢したり。

第三十七節 朝鮮中會の建設

大正三年十月の大會に於て決議せられたる同中會建設式は、大正四年七月京城に於て舉行せられたり、傳道着手後十年餘を経過したり。

第三十八節 日本基督教總務局の設置

大正三年十月第廿八回の大會は、日本基督教會の庶務傳道財務一切の事務を總轄進捗せしむる目的を以て、總務局設置を決議し、大正四年一月より之を實施することとせり。隨て從來大會常置委員及び傳道局の執り來れる事務は、一切之を總務局に譲渡することとなり、同委員等は皆自然に消滅せり。總務局最初の條例にては理事長一名、理事十四名、幹事、會計、書記、各若干名なりしが、翌大正四年十月の大會にては、更に條例を改め、理事長一名、理事七名、評議員廿二名、幹事、會計、書記、各若干名となせり。

第三十九節 週一獻金創始

大正四年第廿九回大會に於て新に設けられたる總務局評議委員會にては、週一錢の獻金を普く全國の教

會員より集むるの新案を決議し、其趣意書及び一週獻金袋を配付して、一般會員に獻金と共に傳道の爲に祈るの習慣を養はんことを奨勵したり。

第四十節 全國巡回傳道並に新潟縣下特別傳道

同大會にては全國各派の協同傳道に伴ひ、我教會も總務局をして、全國を廿五區に分ち、悉く之を巡回傳道することを決議し、且つ新潟縣下有志の特別資金に依り、同縣下に特に一年四回の有力なる應援傳道をなさんことを決議し、大正四、五年に亘りては、一般に教勢の振起を見るを得たり。

第四十一節 海外傳道の精神再勃興

新開地傳道に銳意率先せる我教會は、近年聊か其意氣沈滞せるやの感ありしが、大正五年十月第卅回の大會に於ては、再び海外傳道の意氣勃興して、一日朝鮮、滿洲及び臺灣生蕃傳道等に關する特別の演説會も開催せられ、一般に其責任使命の重大なることを自覺せしめたり。朝鮮京城に於ける一有力なる朝鮮人教會が其指導者李源鼓氏と共に我が朝鮮中會に入會せるも、此年のことなり。

第四十二節 ルーテル宗教改革開始滿四百年記念會

大正六年十月廿八日の日曜日を期して、全國日本基督教會は、總務局理事會の提案に基き、各々有益なる記念禮拜若くは講演會を開きたり。

第四十三節 信州五ヶ所の傳道地引受及同縣下特別傳道

大正七年一月より總務局は、米國リフオームドミツションより長野、松本、諏訪、伊那、飯田の五傳道地を引受くることとなり、特に同縣下有志の特別資金に依りて、一年數回の應援傳道をなすことを決議し、一般に教勢の振起を見ることを得たり。

第四十四節 教職者大會

數名の篤志者の寄附に依り、二千餘圓の資金を以て、全國教職者を鎌倉に招集し、大正七年五月十四日より五日間、有益盛大なる修養會を開きたり。

第四十五節 三大集會

大正七年十月東京に於て開かれたる第卅二回大會の際には、奉仕者大會、婦人大會、信徒大會、の三大集會を催し、何れも盛會にてありき、日本基督教會にありて之れまでなかりし集會なりき。

第四十六節 傳道局創立二十五年記念會

大正八年十月の第三十三大會に於て傳道局創立廿五年記念會開かれ、井深堀之助、植村正久二氏の演説、來賓の祝辭あり、盛なる會合にてありき。

第四十七節 傳道局及大會常置委員の設置

同大會に於て傳道局及大會常置委員を復興し、總務局の取りたる事務を分つこととなれり、傳道局は理事十二名幹事會計を置き大會常置委員は委員十一名(昭和七年第四拾六回大會改正)を置くこととなれり。

第四十八節 憲法規則の改正

從來我が日本基督教會が準據し來りたる憲法規則は明治二十三年の制定にかゝるものなるが、頗る不備の點あると、時代の要求に適應する必要があるとにより、之が改正を求むるもの少からず、因て大會は大正三年開かれたる第二十八大會以來、幾度か専任委員を置き、又幾度かその草案を改めたりしが、終に昨大正九年開かれたる第三十四大會に至りて、審議の上之を裁定し、本年(大正拾年)一月一日より之を實施することとなり、我が憲法規則制定後滿三十年にしてこの事あるは奇と云ふべし、改正せられたるは、條章の配置、字句、文章の修正を別としてその重なるものを舉ぐれば左の如し。

一、從來傳道者として別に一階級をなしたるものを、改めて教師試補となし、准允後十年を経過するも教師

の資格を得ざる者は准允を取消することあるべしとせしこと。

一、從來中會組織に要せらるゝ獨立教會數は三個以上なりしを、改めて五個以上とせしこと、但し此は大

正十四年一月より實施するものとす。

一、傳道教會にして一定の資格に達したるものは、大中會に正式に代員を選出する事を得べしとせしこと

一、教師又は教師試補にして日本基督教會以外にその職を奉ずるもの一ヶ年を経るも退會を願出ざる者あらば除名すること。

一、從來神學教師は悉く大中會に於て正議員たりしが、之を制限して一神學校毎に二名の正議員を選出し得るものとせしこと、又各中會とも宣教師二名丈けを正議員たらしむることを得とせしこと。

一、大會に副議長を置くこと。

第四十九節 教會創立五十年記念

大正十年十月の第三十五回大會に於て日本基督教會創立五十年記念に關する左記の決議を爲し尙十月十日午前十時より神戸神港教會に於て記念禮拜を行へり。

日本基督教會創立五十年記念に關する決議案

吾國最初の教會たる横濱海岸教會の創立は明治五年三月十日にして今年は正に五十年に相當す此の歴史的好機に開かれたる我日本基督教會大會は適當なる記念の實を擧げ教會の一轉機たらしめんが爲め左の事業を遂行せんことを決議す。

(一) 來年五月頃、我教會と關係のある米國リフォーム諸教會、長老派諸教會に特使を遣り、日本傳道開始以來の成績等に就て報告し、其好意と努力とに對する感謝の意を表し、序を以て彼地諸教會の日本に行ふに最も適はしき傳道事業に就て懇談し從來よりも有効にして一層徹底せる協力を行ひ、若く

は少くとも其端緒を開く様に爲す事、而して其使者は便宜を見計ひ可成、カナダ及スコットランドの長老派諸教會大會をも訪問する事。

但し特使は一名となし關係ミツシオンと交渉の上その代表者の同行を求むる事。

(二) 内外協力の事業として、東京に日本基督教會記念館を建築する事。

(三) 本大會より明年の大會期まで傳道局並に中會は記念特別事業を計畫して倍加傳道の達成を期する事。

(四) 教師の養成、修養のため補助の方法を講ずる事。

(五) 日曜學校擴張のため方法を講ずる事。

(六) 來年の大會期中適當の時に於て掉尾の大集會を開く事。

(七) 此際内外協力の精神を一層徹底せしめんが爲めに特に委員を擧げ、ミツシオン代表者との協議會を開き適當の方法を講ずること。

(八) 以上の事業を遂行するため資金五拾萬圓を募集する事。

(九) 以上の事業遂行に就ては、關係ミツシオンより宣教師四名、大會常置委員、及傳道局理事をして之に當らしむる事。但し必要に應じ委員を増加する事を得。

第五十節 特使の派遣

我日本基督教會創立及其進歩發達に特別の關係ある海外諸ミツシオンに對し、感謝の意を表さんが爲めに特使として三十五回大會に於て選ばれたる大會議長植村正久氏は大正十一年四月十七日横濱解纜の大洋丸にて米國に向け出發せられ、米國、カナダ、スコットランドを訪問せられたり。

第五十一節 内外協力傳道

大會決議によりて委員等は、内外協力の精神を熾にし適當なる方法を案出する爲めに、數次熟議の結果現在の日本基督教會傳道局及び關係諸ミツシオンの傳道機關を統一するの要を認め、諸ミツシオンを代表する委員及五十年運動常務委員より、各協力の傳道局案を作成發表せり。(提案は省略す)

第五十二節 震災救護會

大正十二年九月一日關東大震災の爲め、我日本基督教會に於ては、左記十四個教會、一講義所及び一神學校全部倒壊焼失し、尙ほ他に十三ヶ教會及びミツシオン關係の女學校等大破を蒙り、會員の罹災せるもの其の分明せるものゝみにても、一千八百七十四人の多きに達せり。

海岸、指路、新榮、芝、兩國、富士見町、明星、淺草、麴町、本所、太田、日本橋、鎌倉、神田、東京神學社、

震災後直ちに大會常置委員、傳道局理事、東京中會常置委員を以て、日本基督教會震災救護會を組織し救護事務に當れり。

第五十三節 宣言書發表

大正十三年十一月泉州濱寺に開催せられたる第三十七回大會は滿場一致を以て、左記の宣言書を可決發表せり。

宣 言 書

日本基督教會の創立せられて半世紀、歴史は正に一進展を思はしむるの秋、不慮の大變災は突如國民の頭上に落下し、神の嚴なる教訓は示されたり。

惟ふに維新以來我國民的努力は帝都を以て代表せられたる物質文化の建設に傾倒せられ、人間の本領と、人生の目的とに對する正しき考慮を缺きたり、其積弊の及ぶ所人心徒らに感覺的快樂を懐ひ、浮華淫蕩風を作

し質實敬虔の徳地を拂ふに至れり。此の時に當り、天殃倏ち下り、國民誇負の幻影轉瞬の間に覆滅し、靈的教養を有せざる國民の實狀、白日の下に暴露せられたり、天災地妖の害は尙ほ耐ふべし、人爲の禍に至りては轉た痛恨の情を禁ぜざるなり。

五十年記念運動は、爰に於て更に重大なる意義を加へられたり、我等深く自ら戒飾すると共に聖靈啓導の下に水火の冒し能はざる永遠の都を建設するに勵めざるべからず、豈啻に罹災教會のみと言はんや、我等は此の振古未曾有の時期に際し、國民的悔改を天下に宣明し以て十字架の恩寵に負ふ使命を完ふせんことを期す。

千九百二十三年十一月

於泉州濱寺第三十七回日本基督教會大會

第五十四節 財務局の設置

大正十三年十月明治學院に開かれたる第三十八回大會に於て、日本基督教會財務局を新設し、財務の統一を計ることゝなれり。次で昭和五年第四十四回大會に於て理事七名を十名に改めたり。

第五十五節 維持財團法人設立

大正十三年十一月二十一日附を以て日本基督教會維持財團法人設立許可の指令ありたり。

第五十六節 傳道局創立三十年記念

大正十四年十月の大會に於て傳道局創立三十年記念會を開き、井深梶之助、多田素、貴山幸次郎、渡邊暢氏等の演説あり、功勞者植村正久氏、貴山幸次郎氏、德澤治氏等を表彰したり。

第五十七節 特別傳道

大正十五年十月大阪に於ける第四十回大會に於て、千九百二十七年に約百個の教會に特別傳道を行ひ、基督教の中心使命を傳ふることを決し、教會發展の上に貢獻する所少からざりき。

第五十八節 宗教法案反對運動

同第四十回大會に於て舉げられたる宗教法案反對實行委員は、數ヶ月に亘る熱心なる猛運動を續けて、終に其目的を達したり。

第五十九節 協力ミツション問題

昭和二年九月横濱に於て開かれたる第四十一回大會に於ける決議によりミツションとの交渉を各中會にてなし同三年より東京中會は六個所、浪速中會は四十四個所、山陽中會は十二個所、北海道中會は六個所の傳道地を北長老、南長老の兩ミツションより繼承したり。

第六十節 宣言書發表

昭和三年十月東京に於て開かれたる第四十二回大會の決議により左の宣言書を發表す。

宣言書

我等は今秋舊都に舉げさせ給ふ、今上天皇陛下の御即位の大典に對し奉り歡喜措く所を知らない、謹んで滿腔の賀意を表し、寵祚の萬歳を祝し奉る。

熟々我が同胞現下の事情を察するに、思想は愈混亂し、道念は益收頓し、勞働、資本、各利する處に團結して、反目、嫉視し、公器は黨同伐異のために禍せられ、買収、變節、年毎に溢く、現に東京市會の一部は白日の下醜を中外に暴露すに到り、餘弊の及ぶ所、隣邦との交際にすら悔を貽しつゝあるもの尠くない。

有司は國情の急に驚き、所謂東洋道徳の鼓吹によりて之を救はんと議せらるゝに至つた。然しながら、所謂東洋道徳の効果如何は多言を要せずして既に明かなるものがあらう。此の時に當り、我が日本基督教會は其の傳統の精神に隨ひ、平和不戦の叫びに應じ、人類相愛の社會を産まんことを冀ふと共に、神の主權、各人の良心信仰の上に確立せられ、基督の十字架に贖はれ聖靈の啓導裕かなる教會の本義に則り、聖書の眞理に服するによりてのみ、個人の救は完うせられ、社會の改善は始めて成就すべきを宣揚し、その實現に献身

の誠を致さんことを期するものである。

一九二八年十月九日

於東京市四谷第四十二回日本基督教會大會

第六十一節 教育局設置

同第四十二回大會に於て教育局條例を決議し教育局を設置す。

第六十二節 教職五十年記念表彰及び四十年勤勞の宣教師表彰

同第四十二回大會の決議に基き在職五十年の記念として聖書を大會議長の名を以て井深梶之助、山本秀煥、伊藤藤吉の三氏へ贈呈して之を表彰し、同時に同第四十二回大會の決議に依り四十年以上勤勞の宣教師等に大會議長の名を以て感謝狀を贈呈す。

第六十三節 特別傳道

同第四十二回大會の決議に依り昭和四年は傳道局設立以後三十五年、朝鮮、滿洲傳道開始以後二十五年を記念するため、特別傳道委員十一名を舉げ傳道局理事と協力し特別傳道を行ふ。

第六十四節 宗教團體法案再び審議未了

昭和四年二月十五日を以て文部當局立案の宗教團體法案は貴族院に提出され直ちに同院特別委員に附託となり同特別委員の間に極めて有力なる反對論者起り論難攻撃の結果終に審議未了となる此間對宗教團體法案特別委員十名は實行委員十九名を選び全員協力晝夜寢食を忘れての猛運動を続けられたり。

第六十五節 日本基督教會史刊行

大會歴史編纂委員編纂の日本基督教會史は昭和四年十月初旬發行す。

第六十六節 明治學院神學部及び東京神學社神學校提供

昭和四年十月第四十三回大會に於て明治學院神學部を明治學院理事會代表總理田川大吉郎の名に於て、東

京神學社神學校を東京神學社理事會代表高倉徳太郎の名に於て、日本基督教會大會に提供せらる。

第六十七節 日本神學校開校式

昭和五年三月五日日本神學校理事會成立し同年四月十一日日本神學校開校式を舉行す。

第六十八節 社會局設置

昭和五年十月第四十四回大會に於て社會局條例を決議し社會局を設置す。

第六十九節 傳道局の全國的應援傳道

第四十四回大會に於て傳道局は全國的に各教會を其必要に應じて應援し、且つ積極的傳道をなさんが爲め外村義郎氏を專任傳道師として招聘し其目的を達成せんことを期したり。

第七十節 ベンテコステ傳道週間設定

昭和七年十月第四十六回大會に於て非常時傳道の一策として、年一回五旬節に始まる一週間を聖別して傳道に献げ、其週間中我日本基督教會員は全國一齊に克己精進して個人傳道に努力することを可決したり。

第七十一節 神學校日禮拜

第四十六回大會に於て神學教育振興の爲毎年十一月第一日曜日を以て日本基督教會神學校日とし當日の禮拜説教に於て之に留意し且禮拜献金を之が爲に捧げること。

第七十二節 滿洲に於ける積極的傳道

第四十六回大會に於て滿洲に積極的傳道を爲す方針に基き滿洲傳道費の豫算を可決し之が實行を期し、相當なる實績を挙げ得たり。

第七十三節 傳道局傳道地の委讓

昭和五年十月第四十四回大會に於て傳道局の傳道地を中會に委讓することを浪速中會より提議し、昭和六

年十月第四十五回大會に於て之が委譲の決定を見たるが、越えて昭和八年十月第四十七回大會に於て之が實行委員十五名を挙げ先づ内地の傳道地を委譲することゝなしたり。

第七十四節 米國平信徒團報告書に對する抗議

昭和八年十月第四十七回大會は、北米合衆國基督教平信徒團により推舉せられたる外國傳道事業調査委員の報告書 "Re-thinking Mission" に對し、左の決議をなし、大會議長の名を以て我が教會に關係ある諸ミッション、ボードに是を送達せり。

(一) 調査團のなせる報告書は、其調査の方針が根本に於て、基督の絶對性と他宗教に對する基督教の優越性を認めざる見地に立脚して立案せられたる事を遺憾とす。

(二) 調査團が各國の宗教事情を調査し、其方針を確立するに當り、各國に存在せる組織せられたる "National Church" を對象の一に加へざりし事を遺憾とす。

第七十五節 ミッションとの協調委員會の設置

第四十七回大會に於て宣教師團又は宣教師との協調に關する日本基督教會の根本方針を定め、協調折衝のため協調委員會を設置せり。

第七十六節 聯合常置委員會の開催

第四十七回大會に於て大會常置委員及び各中會常置委員より成る聯合常置委員會を開き共通事項の關係統一を圖ることに決した。

第七十七節 全國聯合婦人會の承認と婦人傳道會社の合流

第四十七回大會は日本基督教會全國聯合婦人會を承認し且つ婦人傳道會社の傳道地を中會に委譲することを條件として兩者の合流をも承認したり。

第七十八節 滿洲人に對する傳道事業の承認

第四十七回大會は日本基督教會内有志に依りて組織せられたる滿洲傳道會が滿洲に於ける滿洲人傳道を承認したり。

第七十九節 ミッションとの新協調に關する問題

昭和九年十月の第四十八回大會は米國長老教會ミッションより左の主旨の書翰を接受したり。

今後の日本に於ける働きの爲めに、宣教師達は貴教會と緊密なる協力の下に置かるべき事を痛感するが故に聯合委員を挙げられ、

(A) 事業の一般的目的を決定し且つ、その方法を協定して、我々が宣教師として最善の奉仕をなし得るやうせられたきこと。

(B) 貴教會とミッションとが連絡協調すべき確固たる計畫及び方針を定められたき事。

大會はこの議を容れ、左のことを決議せり。
大會は二個以上の中會に跨りて傳道せんとするミッションの傳道事業につきての實際的一般計畫を立つる爲めに、議長指名を以て委員八名を舉げてミッションとの協調實行案を作製して關係中會をして着手せしむること。

(一) ミッションの傳道事業を行ふべき中會及び傳道地の決定。

(二) 傳道事業の種類及び計畫の決定。

(三) 豫算の決定。

(四) 宣教師の傳道の準備及びその他、任地の推奨。

猶、同大會に於て、鎮西中會と米國リフオームド・ミッションとの協調規定をも發表せられたり。

第八十節 大會の間安傳道

第四十八回大會は、大會常置委員及傳道局理事をして適當なる機會に於て、各中會部内の教會を問安せしめ、教會の聯絡統制を圖り、日本基督教會傳統の精神を鼓吹し、堅實なる教會の發展に資すべく計畫を立てしめんとすの建議を可決せり。大會は右の主旨に基き二ヶ年計畫にてこの案を實行することとなり、全國の諸教會に十數名の問安使を派遣して所期の目的を果せり。

第八十一節 大會修養會

第四十八回大會は、昭和十年五月に大會修養會を舉行することを議したり。仍て選ばれたる委員等は委員長佐波互氏のもとに一糸亂れざる統制を保ち、五千四百圓の資金を募集して、昭和十年五月二十一日より二十四日まで、御殿場東山莊に於て、大修養會を開催したり。來會者教職二百四十名、役員九十八名、宣教師十八名、その他二十三名合計三百七十四名、靈動豊かなる大集會にして劃期的の聖會となれり。

第八十二節 ミツシヨン協調に關する事項

曩に協調事項の一部を發表し、大會の承認を得たるが、昭和十年十月第四十九回大會に於て更に左の事項公表せられたり。

一、協調委員の議を経て、北長老ミツシヨンは教會堂建築貸與資金の管理及び運用を大會の北長老ミツシヨン協議實行委員會に移す事。

二、北長老ミツシヨンとの協調は教育事業をも含むこと。

三、大會の協調案に従ひ、協調する宣教師の二重教籍を認めて、日本基督教會への入會を許すこと。

第八十三節 第五十回大會記念運動

昭和十年十月第四十九回大會に於て傳道局より、我が日本基督教會大會は來年度を以て第五十回に達せん

とす、我々は過去に於ける恩寵の大なるを感謝し來る大會を期して劃期的の傳道方策を樹立せんことを建議し、之が爲に大會常置委員及傳道局理事をして、計畫準備にあたらしめ第五十回大會より直ちに實行に移り得るやうせしむること、との議題提出せられ、満場一致にて可決せられたり。

かくて昭和十一年十月東京富士見町教會に於て開かれたる第五十回大會は、委員の提案にかゝる次の計畫案を可決せり。

五十回大會記念運動案

一、記念感謝會

二、記念大講演會

三、記念禮拜

十月二十五日の禮拜を全教會一齊に行ふこと。

四、修養會——信仰を中心とする地方的、又は一個教會を中心とする。

五、記念傳道

(1) 設立五十年以上に達する獨立教會に對して特別の傳道を行ふこと。

(2) 中會と協力して新傳道地の開拓をなすこと。

(3) 特選の教會を中心とする附近の開拓傳道を行ふこと。

(4) 獨立の可能性ある傳道教會を應援すること。

(5) その他の諸教會は、此機會に特別の傳道を計畫し、かつ實行すること。

六、學校傳道

(1) 官公私立の各學校に對して傳道を試みること。

(2) 小學校傳道の事は、日曜學校局に委託して、之を行はしむること。」

七、農村並に特殊地帯の傳道

社會局をして適當なる協議會を開かしむること。

八、日曜學校局記念事業

九、記念出版

(1) 日本基督教會小史の出版。

(2) 日本基督教會史の整備。

十、傳道用文書の出版

(1) 傳道及び信者教養用のパンフレットの出版。

(2) 傳道用新聞を數回發行すること。

十一、教職者修養會

記念運動は多田素氏を總委員長となし(但し前年準備期の總委員長は川添萬壽得氏なりき)富田滿氏を常務委員長として、昭和十一年十月より、昭和十二年九月までの間に、之を完了する方針にて開始せられたり。而して該記念運動の重點を置く處はその傳道にして、開拓傳道地五つを興し、九中會、約四百の諸教會に四十名近き講師を派遣して之を應援せしめ、會員の教養、教會の強化、戦線の擴大を計り、教勢上少なからぬ良好の影響を寄與したり。

因に獨立五十年に達せし教會は總てにて三十個にして左の如し。海岸、新榮、指路、芝、大井町、麴町、淺草、牛込、兩國、本郷、桐生、豊島岡、日本橋、高輪、横須賀、上田(東京)。金澤、大阪西、名古屋、和歌山、大阪北、高知、大阪南(浪速)。仙臺、岩沼(東北)。長崎(鎮西)。下關、廣島、豊浦(山陽)。函館



(北海道)なり。

第八十四節 第五十回大會記念會

昭和十一年十月三日午後二時、第五十回大會記念感謝會を信濃町教會に於て開會せり。川添萬壽得氏司會のもとに、毛利官治氏式辭を述べ、井深梶之助、多田素兩氏の演説、山本秀煌氏の所感等あり、引續いて十數名の感激に充てる祈禱捧げられ、更に記念傳道資金として、三千數百圓の席上献金ありたり。

同夜、更に記念大講演會を富田滿氏司會のもとに開會し、山本忠興、小野村林藏、村田四郎三氏の特別講演あり、盛會を極めたり。

第八十五節 五十回大會記念開拓傳道の繼續

我日本基督教會は茲に記念すべき第五十回大會を迎へ、其記念として開拓傳道の事を決議せり。よりて此の記念開拓傳道をして單に一時的のものたらしめず、之を繼續して其事業を完成せしむるために、適當の方法を講ずることを決議せり。

第八十六節 教職修養會の實施

日本基督教會大會は第五十回大會を期し、劃期的進展を計畫せんとするに際し、教職各自の信仰的神學的 understanding を深め、福音の直しき宣教を全ふせんがため深甚なる考慮を拂はれん事を希望し、其の實現をはかられん事を期すとの建議案を可決せり。かくて大會は昭和十二年八月三十日より九月四日まで、日本神學校々舎に於て、日本基督教會教職夏期學校を開催したり。

第二 特に記憶すべき大會の決議摘録

○大會に關する事項

- (一) 大會を有効ならしむる建議
 - a、大會は今一層有効ならしむる爲め大會開期中修養會並傳道集會を催すこと
 - b、教會傳道局並關係ミツシヨンに交渉して教役者を大會に出席せしむること
 - c、右の實行は大會常置委員並現今の教役者會委員に附託すること (大正二年第二十七回大會可決)
- (二) 諸報告は凡て前年の曆年度に依るものとし尙其の年度後大會開期までの狀況は備考として報告することとに一定すること (明治四十一年第二十二回大會決議)
- (三) 自今中會より提出する建議案には代表者を立つる慣例を此の大會に於て定め置くこと (明治四十二年第二十三回大會決議)
- (四) 從來教情調査の報告は大會常置委員に於て各中會より提出せる報告に基き之を爲すの風なる處右は統計其の他に付ては當然のことなれども吾等は更に適切に各地方教勢の消長地方各己の要求施設等に付き又は各地方特殊の出來事、就中信仰上の傾向等に關し之を聞かんことを欲す故に次明の大會より常置委員報告の外、各中會に於て代表者を立て右等に關する演説をなさしむること (同上)
- (五) 大會に於ける教狀報告は兩今文書を以て報告するにとゞめること (大正十二年第卅七回大會決議)
- (六) 各中會教狀報告は出席議員に配布する大會報告書中に記載すること (昭和七年第四十六回大會決議)
- (七) 大會書記の任期を三ヶ年とす (大正十年第三十五回大會決議)

(八) 證衛委員に關する決議

昭和四年十月第四十三回大會に於て、理事及び委員の選舉は手續上の煩雜を省くため、常例として議長指名に一任すること、前項の場合議長は各中會議長、その他の意向を參酌せらるゝこと。但し常任委員選舉の場合には此限にあらず (昭和四年第四十三回大會決議)

○教會に關する事項

- (一) 臺灣中會の建議案に基き教會所屬問題につき調査せし結果「委員等は海外遠隔の地にある傳道地に教會を建設する場合は、地理上の關係尤も近き中會に屬せしむべきは勿論なれども、場合によりては便宜上教會の希望により、教會と縁故深き中會に屬することを得」と決議せり (大正十二年第三十七回大會決議)
- (二) 傳道教會の資格標準は現住陪餐者十五名献金年額六十圓とし既設の傳道教會は向ふ三ヶ年間猶豫を與へて其の時資格なきものは解散すること (明治四十四年第二十五回大會決議)
- (三) 教師又は教師試補單獨に傳道所を開設する時は所在中會に届出で、その監督指導を受くべし (昭和十一年第五十回大會決議)

○會員の轉籍等に關する事項

- (一) 甲地の信徒若し乙地に轉任する時は特別なる事情の外在住地附近の教會に轉入することを適當とす故に大會は之を各中會に奨勵すること (明治三十年第十一回大會決議)
- (二) 教會員もし他郷に移轉し其の地に日本基督教會の存在する場合は必ず速に之を通知し且つ本人をして成るべく其教會に轉籍せしむること (大正三年第二十八回大會可決)

(三) 各教會講義所所屬の會員及求道者にして旅行又は轉住者ある時當局者は直に其の氏名宿所を最寄の日本基督教會又は講義所に報告すること (明治三十一年第十二回大會決議)

○客員及會友に關する事項

(一) 教會は便宜客員を設けることを得

a、他教會の會員にて常に其の教會に出席し且つ献金をなし傳道の爲めに其の力を盡すも轉會し得ざる事情あるものを客員となすことを得

b、客員の加入は小會又は委員會の決議を経べし

c、客員は會議に列し會吏となることの外は會員と異なることなし

d、教會は客員の名簿を整頓し置くべし

e、客員敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議を経て客員名簿より取り除くべし (明治四十三年第二十四回大會決議)

(二) 教會は洗禮を志願するものを先づ會友とすることを得

a、會友の加入は小會又は委員會の決議を経べし

b、會友は禮拜に出席し献金をなし基督教傳播のため力を盡すべし

c、會友は左の資格を備ふるものとす

一、深く基督の人格を慕ひ身を其の指導の下に置き信仰の道を修め新らしき生命に進まんことを志すこと

二、右の目的を以て教會に屬し教會の兄弟姉妹と親しみを厚ふし力めて基督教を學び洗禮を受くるの準備をなすことを約束すること

d、會友は第三項の會友資格の二ヶ條に就き誓約すべし

e、會友は教會の會議に與かり又聖餐式に與かることを得ず

f、教會は會友の名簿を整頓し置くべし

g、會友誓約を破り又敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議にて除名すべし (明治四十三年第二十四回大會決議)

○役員及議員に關する事項

(一) 教師は其の在職中長老たることを得ず (明治四十二年第二十三回大會決議)

(二) 教師試補も亦教師と同様其資格を有する間は長老たることを得ず (大正十四年第九回大會決議)

(三) 日本基督教會に屬する一個教會は其事情に於て必要ある場合に他の一個教會の長を選舉して大會に自己を代表せしむるも差支へなし (明治四十一年第二十二回大會決議)

(四) 日本基督教會規則第廿四條中會事務章程第一款正議員項目中、同第廿五條大會事務章程第一款正議員第六項を準用し大會に於て推薦せられたる正議員を中會に於ても正議員とすること (昭和八年第四十七回大會決議)

○教師試験志願者に關する事項

(一) 教師試験を受けんと欲するものは大會開期三ヶ月前に履歴書及推薦書を添へ試験委員長に宛て志願書を提出すべきこと

(二) 受験者は試験委員長より試験問題及説教の題目を受領したる時は大會開期一ヶ月前に其の草稿を委員長に提出すべきこと (大正元年第二十六回大會決議)

(三) 受験志願者は所屬中會常置委員會より推薦せらるゝを要す (昭和九年第四十八回決議)

○神學校に關する事項

- (一) 神學校認可標準立案委員は左の條件の具備を以て認可の標準となすを適當と認む
- a、専門の學術を修むるに足る校舎圖書其他の設備を有すること
 - b、憲法に規定せる神學教師たり得べき專任教授を二名以上有すること
 - c、入學資格を中學校卒業若しくは同等以上の學力を有する者と爲し豫科本科を通して五ヶ年以上の課程を教授すること (大正十二年第三十七回大會決議)
- (二) 日本神學校教授は今後神學教師と認むること (昭和五年第四十四回大會決議)

○日曜學校に關する事項

- (一) 日本基督教會日曜學校同盟事業の一部として左の三項建議
- a、臨時必要に應じ日曜學校巡回教師を置くこと
 - b、但し右費用百五十圓を計上し讚美歌賣上配當金より支辨すること
 - c、日曜學校に對する興味を増進する爲め大會又は中會開催毎に日曜學校生徒大會又は日曜學校教師講習會を開くこと
- (二) 大會の決議を以て未加入日曜學校に對して加盟勸告書を發すること (大正二年第二十七回大會決議)
- (三) 我日本基督教會が所屬日曜學校事業振起の爲に益々其日曜學校同盟の發展を期すると共に教派を問はず世界的に統合連絡せられたる日本日曜學校協會に對しても正しき理解を以て其の發展を圖らんが爲めに大會は普く所屬日曜學校に向て日本日曜學校協會に入會せん事を勸誘せられたし
- (大正三年第二十八回大會決議)

- (三) 各中會に日曜學校部を設け、更に斯業の聯絡に資し、其の發達の上に貢獻するところ多からんことを期す (昭和六年第四十五回大會決議)

○恩給扶助に關する事項

- (一) 教役者恩給扶助基本金増加の爲め教役者、長老、執事委員をして毎月一口(十錢)以上の獻金を成るべくなさせしめ、資金充實の爲め教會、傳道教會、傳道所をして維持獻金の一分(百分の一)を成るべく支出せしむること (大正十一年第三十六回大會決議)
- (二) 教役者恩給扶助基金増加の目的を以て、第三十四回大會に於て決議せられたる、教役者長老執事委員等より、一口(金拾錢)以上の寄附金を、一口(金貳拾錢)以上に改正す (昭和三年第四十二回大會決議)
- (三) 財務局に於て徵收したる恩給扶助に關する資金は之を恩給扶助規則による會計委員に交附し、該委員をして出納保管の責に任せしむるものとす (昭和二年第四十一回大會決議)

○財務に關する事項

- (一) 毎年度教會負擔金額の總額は全國教會維持獻金の一割を以て基準とすること。但負擔金割賦額の標準は維持獻金に六分、現任陪餐者に四分の割合を以てし尙各教會の實力に應じ財務局に於て査定し各中會に内示して決定すること (昭和六年第四十五回大會決議)
- (二) 各中會は財務局と協力して所屬教會をして教會負擔金を完納せしむるやう責を負ふこと。
(昭和八年第四十七回大會豫算委員會の希望條件として可決)
- (三) 各教會負擔金の未納額は、財務當局をして之を大會に報告せしめ、大會は審査の上之を各中會に移譲して完納に努力せしむること (昭和九年十月第四十八回大會決議)

○葬儀に関する事項

凡そ葬儀に参列しては信者未信者の別なく死者に對して相當の敬意を表すべきは無論の事なりと雖死者の靈に對して柩を供へ又は焼香するは死者を神佛として禮拜するものと誤解せらるゝの嫌あるを以て單に敬禮又は脱帽等の方法に依りて敬意を表するを可とす（大正二年第二十七回大會…決）

○社會問題に関する事項

第二十七回日本基督教會大會は社會の狀況と其必要とに鑑み左の諸項を決議す

- a、我教會は勤勉にして賢き方法により直接傳道に勵むべきは勿論機宜に應じ其の力を計り青年及勞働者間に於ける精神教育及貧病者救濟等の社會事業にも心をを用ふべきこと
 - b、我教會は信徒を督勵して左の諸件に付特に基督教道徳を發揮せしむること
 - い、家庭の風儀を緊肅し子女の宗教教育に注意すること
 - ろ、勤勉質素信義及禁煙の美風を發揚すること
- は、婚約の成立婚姻の儀式を慎重にし且從來の風習に鑑みて葬儀及祖先記念を鄭重に行ふこと
（大正二年第二十七回大會可決）

○基督教主義學校に関する事項

(一) 日本基督教會に關係ある基督教主義學校をして將來同大會に密接なる關係に於て經營せしむるため本大會は委員を立て、各學校當局と交渉せしむること（昭和九年第四十八回大會可決）

○教師轉籍に関する事項

- (一) 外國にある長老主義の教會、若しくは他派より日本基督教會に加入せんとする教職に對しては、規則第十三條を適用し、各中會常置員會をして嚴密に日本基督教會の憲法規則を試験せしめたる上にて加入を許可する事（昭和九年第四十八回大會可決）
- (二) 米國北長老教會に屬し、協調案に基きて傳道せる宣教師は、今回本國の教會に於ける教職をそのまゝとして我が教會に加入することを許可せられる故に、我が教會に於ても、我が教會の信仰告白及び憲法規則を誠實に受け容るゝことを表明して入會を申込む場合には、之を許可することゝ入會を許可せられたる宣教師の資格等に就ては大會常置委員をして適當に取扱はしむる事
（昭和十年第四十九回大會可決）

○日曜日嚴守に関する事項

日曜日を尊重し、其聖なる意義を發揮、徹底せしむるは、我國刻下の急務なりと認む。仍て適當なる方法を講ぜしむること（昭和十二年第五十回大會可決）

第三 日本基督教會信仰の告白と同憲法規則及諸條例

日本基督教會信仰の告白 (明治二十三年の大會に於て制定す)

我等が神と崇むる主、耶穌基督は神の獨子にして、人類のため、その罪の救ひのために、人となりて苦を受け我等が罪のために、完き犠牲をさし給へり。凡そ信仰に由りて、之と一體となれるものは救されて義とせらる。基督に於ける信仰は愛に由り作用きて人の心を深む。また父と子と、ともに崇められ、禮拜せらる。聖靈は我等が魂に耶穌基督を顯示す。その恩によるに非ざれば、罪に死したる人、神の國に入ることを得ず。古の預言者使徒および衆人は聖靈に啓迪せられたり、舊新兩約の聖書のうちに語りたまふ聖靈は宗教上のことにつき誤謬なき最上の審判者なり。往時の教會は、聖書に據りて、左の告白文を作れり。我等もまた、聖徒が曾て傳へられたる、信仰の道を奉じ讚美と感謝とを以て、その告白に同意を表す。

我は天地の造成者、全能の父なる神を信す。我はその獨子、我等の主耶穌基督を信す。即ち聖靈によりて胎られ處女マリヤより生れポンテオ、ピラトの下に苦を受け、十字架につけられ、死して葬られ、(陰府に下り) 第三日に死者のうちより復活り、天に昇りて、全能の父なる神の右に座し給へり、彼所より來りて生けるものと死ぬるものとを審判たまはん。我は聖靈を信す、聖なる公同教會、すなはち聖徒の交通、罪の赦、身體の復活、永遠の生命を信す。

アーメン

日本基督教會憲法規則 (大正九年改正)

日本基督教會憲法

神は萬國民のうちより無數の大衆を召し彼等によりて世々其の恩恵と眞理との勝れて豊なるを顯し給ふこと活ける神の教會基督の身聖靈の宮にしてすべてのものを以てすべてのものに満たし給ふもの、満つる所なり此の大衆は萬國萬世の聖徒より成る之を聖なる公同教會と稱す。

此の聖なる公同教會は古今に亘り萬國に通じて存在す之に屬するものは神のみ定かに識り給ふ之を見えざる教會と稱す公同教會は又見ゆる教會として地上に現存す之に屬するものは國の異同人種の區別階級の差等は問はずすべて父子聖靈なる唯一の神を信じ主耶穌基督の教により其の啓導感化を受け其の教訓と模範とに遵ひ其の命令を奉じ神の國を擴めて其の聖旨を成さんと志すものなり。

公同教會の本旨を實現せんがために形式を整へ制度を定めて團體を組織す之を一團の教會と稱す。

第一章 日本基督教會

第一條 日本基督教會は公同教會に屬する一團の教會にして幾多箇々の教會より成立し信仰の告白と憲法とを奉じ規則に循ひて教會の權能を行使し其の存立の目的を成就せんことを志すものなり

本法規則に於ていふところの信仰の告白は明治二十三年十二月制定せられたるものなり

第二章 一箇の教會

第二條 教會は信仰の告白及憲法に基づき中會によりて建設せられたる日本基督教會々員の集團にして小

會を組織し定期の禮拜を行ひ基督に於ける交を厚うし互に信仰を増し徳を建て基督の道を證明し神の國の事を經營し主の制裁を明にせんがために結合せるものなり

四六

第三章 禮 拜

第三條 教會は主の日毎に時を定めて禮拜を行ふ禮拜は祈禱讚美聖書の朗讀説教聖禮典獻金祝禱とす
聖禮典はバプテスマ及聖餐にして教師之を執行す

第四章 政 治

第四條 日本基督教會は其の代議機關たる小會中會大會によりて其の權能を行ひ小會中會大會は左の事項を管掌す

小

會

- 一、バプテスマ志願者及信仰告白者の試問
- 二、會員の轉入及轉出
- 三、教會の風紀及會員の戒規
- 四、禮拜の準備
- 五、傳 道
- 六、日曜學校及教會内諸團體の監督
- 七、財 政
- 八、中會及大會議長の選舉
- 九、慈善及救濟其の他の事業

中

會

- 一、教會の建設轉籍合併加入解散除籍
- 二、教師會の任職退職轉入會戒規
- 三、教師候補志願者の試験准允退職轉入會戒規
- 四、牧師宣教師神學教師の就職及解職
- 五、教會の監督及指導
- 六、小會記録の檢閲
- 七、照會の處置及上告の判決
- 八、傳 道
- 九、社會事業

大

會

- 一、中會の建設合併解散又は其の區域の變更
- 二、中會の監督及指導
- 三、中會記録の檢閲
- 四、教師志願者の試験
- 五、照會の處置及上告の判決
- 六、傳 道
- 七、信仰の告白憲法規則の解釋
- 八、神學校及其他の教育機關の經營及認可
- 九、日本基督教會全體の事業に關する事項

四七

大會は之れ等の事項を執行するために適當なる機關を設置することを得

第五條 小會中會大會の組織及代議員の資格は別に規則の定むる所に依る
本法及規則に於て規定せられざる權能は箇々の教會自ら之を行ふ

第五章 會員

第六條 日本基督教會の會員は信仰を告白してバプテスマを受けたるもの及會員の小兒にしてバプテスマを受けたるものなり

第六章 教師

第七條 教師は規則に循ひ按手禮を以て聖に任ぜられたるものなり而して一箇若くは數箇の教會を牧すること任ぜられたる教師を牧師と稱し中會の命によりて牧師なき教會を監督し又は傳道に従事する牧師を宣教師と稱し大會に於て認可せられたる神學校の教授たる教師を神學教師と稱す

第七章 教師試補

第八條 教師試補は教師候補者として規則に循ひ傳道の准允を受けたるものなり

第八章 長老

第九條 長老は牧師を輔佐して教會の事を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたる代表者なり長老は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし

第九章 執事

第十條 執事は牧師及長老を輔佐して教會の庶務會計を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたるものなり執事は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし
教會は場合により執事を置かざることを得

第十章 信仰の告白及憲法の改正

第十一條 信仰の告白及憲法は大會議員三分の二以上の同意によりて改正することを得改正案は先づ大會に提出し出席議員過半數の同意を得たる上少くとも次期大會開會六箇月前之を各教會及各教師に配布し次期の大會に於て議題となすべきものとす

日本基督教會規則

第一條 教會

第一款 教會は其の會員の數に於ても資力に於ても一箇の自治團體たるの資格を有するものなり

第二款 教會は中會の管轄に屬し小會によりて其の權能を行使するものなり

第三款 傳道教會は其の實力未だ小會を設け組織を完備するの程度に達せざるものなり

第四款 傳道教會は中會の直轄に屬し其の監督指導を受くるものなれども會務は其の教會の委員之を掌る

第五款 凡て教會に關する規定の原則は傳道教會にも適用す

第二條 教會の建設

第一款 信徒相結びて教會を組織せんと欲するときは一同署名の上其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會を建設し長老及執事(之を置く場合には)を選舉せしむべし

第二款 教會の一部分たる會員が別に教會を組織せんと欲する場合及傳道教會が一箇教會とならんと欲する場合にも本條前款を適用す

第三條 教會の轉籍

第一款 其の所屬中會との關係を變更せんと欲する教會は大會に願出づべし大會之を可決せば其の教會を其の加入せんと欲する中會の籍に編入すべし

第四條 教會の合併

第一款 同一中會部内にある所の二箇或は二箇以上の教會合併せんと欲するときは各委員を舉げて中會に願出づべし中會之を可決せば委員を舉げて其の教會を合併し長老及執事(之を置く場合には)を選擧せしむべし

第二款 合併せんと欲する所の教會若し所屬中會を異にするときは其の中會との關係を變更せんと欲する教會先づ規則第三條に循ひ大會に轉籍を願出づべし大會之を可決せば之を轉籍せしめ而して後本條前款の手續をなさしむべし

第五條 教會の加入脱籍解散

第一款 日本基督教會に加入せんと欲する教會は其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を舉げて憲法及規則に循ひ教會の組織を改めしむべし其の教會に牧師あるときは規則第十三條第一款に循ひ中會に加入せしむべし

第二款 日本基督教會を脱籍せんと欲する教會は所屬中會に願出づべし中會之を可決せば之に脱籍書を與ふべし

第三款 其の牧師の俸給及他の常費を支辨すること能はざる教會は中會之を解散し傳道教會となすべし

第四款 其の組織を維持するに足る會員の數と資力とを缺く傳道教會は中會之を解散して適當の處置をなすべし

第五款 キリストの聖名を潰す所の主義又は所爲を固執して中會の決議に循はざる教會は中會之を解散して

適當の處置をなすべし

第六條 中會の建設及解散

第一款 大會は規則に循ひて中會を建設す但し中會は少くとも五箇以上の教會(三名以上の牧師あることを要す)を以て組織すべきものとす

第二款 五箇以上の教會(三名以上の牧師あることを要す)其の所屬中會より分離して更に中會を組織せんと欲するときは大會に願出づべし大會之を可決せば委員を舉げて其の手續をなすべし

第三款 微力にして其の建設の目的を達すること能はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第四款 キリストの聖名を潰す所の主義又は行爲を固執して大會の決議に循はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第七條 教師試験の試験及准允

第一款 教師試験試験は別に定められたる教師試験條例により、中會之を執行す、中會は之れが爲め試験委員を舉ぐべし

第二款 神の召命を自覺し、日本基督教會牧師の聖職を志願するものにして、教師試験試験に合格したる者は、准允を受け、教師試験補たることを得

第三款 中會は試験に及第したる志願者の准允式を執行すべし議長又は其の代理者は志願者をして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師試験補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ而して議長及書記の署名したる准允證書を之に與ふべし

第四款 中會は准允を受けたる後十年を経過するも尙ほ教師の資格を得ざるもの准允を取消すことあるべし

第五款 中會は左の場合に於て教師試補の准允を取消すことを得

- 一 教師試補の職務に従事せざるとき
- 二 教師試補に不適當と認めたるとき
- 三 日本基督教會より退會したるとき

第八條 教師の試験及任職

第一款 教師試補は別に定められたる教師試験條例により大會之れを執行す大會は之れが爲試験委員を擧ぐべし

第二款 教師の任職式は按手禮を以て基督教教師の聖職につかひむることにして嚴肅に執行すべきものとす

第三款 中會は大會の試験に及第したる教師志願者にして牧師宣教師神學教師の職につくものの任職式を執行す

第四款 教師志願者は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師たる職分を忠實に盡すべきを公に誓約すべし

第五款 列席の教師其の志願者の頭に按手し議長若しくは其の指命したる教師任職の祈禱を捧ぐべし

第六款 中會は任職式を執行するために委員を立つることを得

第九條 牧師の選舉

第一款 牧師の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第十條 牧師の就職

第一款 教師教會の招聘を受け牧師たらんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし

し中會之を可決せば委員を擧げて就職式を執行すべし

第二款 教師たらざるもの牧師として教會の招聘を受けたるときは先づ教師試験を受け任職式を経て然る後就職すべし但任職式は就職式と同時に進行ふことを得

第三款 牧師として招聘を受けたるもの他中會に屬するときは就職を願出づる前其の教會所屬の中會に轉會すべし

第十一條 牧師の辭職

第一款 牧師の辭職は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て諸否を議決すべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の決議は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 牧師教會の承諾を得て其の職を辭せんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會及牧師に通告し且其の教會の小會と協議して善後の處置をなすべし但し直ちに中會を開き難き事情あるときは中會議長適宜の處置をなすことを得

第十二條 教師及教師試補の轉會

第一款 教師及教師試補他中會に轉せんと欲するときは必ず其の所屬中會の議長並に書記連署の轉會書を受けて其の屬せんと欲する中會の議長に差出し轉會の手續をなすべし

第十三條 教師及教師試補の加入及退會

第一款 他教會の教師又は教師試補にして日本基督教會に加入せんと欲するものは中會に願出づべし且成るべく其の所屬教會役員の署名したる轉會書を差出すべし中會は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師或は教師試補たる職分を忠實に盡すべきを公に誓約せしめ然る

後加入の手續をなすべし但し中會は必要と認むるときは之が試験を行ふことあるべし

第二款 教師又は教師候補若し日本基督教會を退きて他教會に屬せんとするときは中會に願出づべし中會之を可決せば退會證を與ふべし

第十四條 教師の退職

第一款 假令譴責なき教師といへども神の召命を蒙らざることを自覺して退職を申出づるか又は其の職に従事せざるものあらば中會は適宜の通知をなしたる上其の名を別帳に記入することを得斯くて一箇年を経過するときは必ず教師名簿より除籍すべし一旦除籍せられたるもの再び教師たらんことを願出づるときは中會は適宜に試験を行ふべし

第二款 教師又は教師候補にして日本基督教會以外に其の職を奉じ一年を経過するも退會を願出ざる者あらば本條前款を適用す

第十五條 長老及執事の選舉並に任職

第一款 長老の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 長老の任期は二箇年とす而して成るべく之を二組に分ちて其の任期を同時に満たさらしむべし但し再選せらるることを得

第三款 長老に選舉せられたるときは任職式を経て就職すべし再選せられたるときは單に其の選舉を公告するを以て足れりとす

第四款 長老は任職式のとき日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて長老たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 長老の任職式は牧師及先任長老之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師其の職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教會に請ひて之が代理たらしむべし

第六款 執事の選舉及任職の手續はすべて長老に同じ

第七款 執事の任職式は牧師及先任執事之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師その職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第十六條 傳道教會の委員

第一款 傳道教會の委員の選舉及任職の手續は前條の原則によりて行ふべきものとす

第十七條 會員の加入及轉入

第一款 教會に加入し聖餐に陪せんと志願するものは其の信仰及操行につきて小會の試問を受け日本基督教會の信仰を告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて會員たる義務を忠實に盡くすべきを誓約してバプテスマを受くべし

第二款 小兒のときバプテスマを受けたるものにして聖餐に陪せんと志願するものは本條第一款の手續によりて誓約をなすべし

第三款 日本基督教會部内に於て其の所屬教會を變更せんと欲する者は小會より薦書を受けて其の手續をなすべし

第四款 他教會員にして日本基督教會に入會せんと欲するものは轉會書又は證明書を提出し本條第一款の手續により誓約をなすべし

第十八條 會員の轉籍及退會

第一款 其の所屬教會より轉籍せんと欲する者は小會に請求して薦書を受くことを得

第二款 薦書を出したる小會は本人が轉會の手續を了するまでは之を除籍することを得ず

第三款 薦書を受けたる小會はその規定に基づきて轉入の手續を了し薦書を出したる小會に其の旨を通知すべし

第四款 日本基督教會より他教會に轉出せんと欲するものには退會證を與ふることを得

第十九條 戒規

第一款 戒規の目的は教會の清潔を保ち被戒規者の益を圖るにあれば之を行ふにあたりキリストの教訓の精神を奉體すべし (マタイ傳十八章十五—十七)

第二款 教師教師試補並に中會の直轄に屬する會員は中會の戒規を受け其の他の會員は所屬教會小會の戒規を受くるものとす

第三款 戒規は教師教師試補長老執事の場合に於ては教會に加入するとき及任職式又は准允を受くるときになしたる誓約に違反する行爲に對し其の他の會員の場合に於ては教會に加入するときになしたる誓約に違反する行爲に對して行ふものとす

第四款 中會又は小會の戒規は人と神との關係を變ずるものにあらず唯其の被戒規者は誓約に違反する行爲にありたれば常に悔改むべきものなりと嚴肅に言明するものなり

第五款 戒規の種類は教戒譴責停職免職陪餐の停止權利の停止除名放逐とす

第六款 戒規の目的既に達したりと認むるときは解除又は復歸せしむることを得教師及教師試補の場合に於ては之に戒規を加へたる中會の承諾を得るにあらざれば解除又は復歸せしむることを得ず一旦免職せられたるものは悔改め事實明白になりたる上相當の時日を経過するにあらざれば復歸せしむべからず會員の場合に於ては之に戒規を加へたる小會と協議の上にあらざれば解除又は復歸せしむることを得ず

第二十條 照會

第一款 總て其の權限内の事に關し小會又は教會は中會に中會は大會に照會して指示若くは判決を請ふことを得

第二款 中會又は大會は照會を受けたる事件に關し自ら判決するか若くは委員を擧げて判決せしめ或は指示又は判決を附せずして返却することを得

第二十一條 上告

第一款 牧師又は會員は小會又は教會の判決若くは其の他の決議に不服なるとき中會に上告することを得中會の議員又は其の部内の會員は中會の判決又は其の他の決議に不服なるとき大會に上告することを得

第二款 中會又は大會は上告を受けたる事件に對し之を確定破毀變更停止し又は之に取消變更停止すべき訓示を加へて返却することを得戒規の場合に於ては他の教會にあてたる薦書を被戒規者に與ふることを得

第二十二條 教會事務章程

第一款 教會は牧師長老執事日曜學校長の選舉財産の管理豫算の決定及其の他の事務を行ふものとす

(憲法第四條參照)

第二款 教會は其の事務を執行せんがために毎年一回定期總會を開くべし此の會議に於ては一年間に於ける教勢會計其の他の報告を受け此年度の豫算を決定すべし且つ中會並に大會の情況及事業につきて小會の報告を受くべし

第三款 總會は必ず二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし

第四款 臨時總會は小會に於て必要と認むるとき又投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるとき開くものとす小會は豫め臨時總會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を會員に發

送すべし記載以外の事項は執行することを得ず

第五款 牧師長老執事選舉の時は投票權を有し且其の地に在留し現に聖餐に陪する會員三分の一の出席を以て滿數とす其の他の事務を執行するためには五分の一を以て滿數とす

第六款 投票權を有するものは聖餐に陪する會員にして議場に出席したるものに限る議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第七款 牧師の選舉及辭職のために開く總會は小會より依頼したる日本基督教會の教師を議長となすべし其の他の場合には通常牧師を以て議長とす

第八款 總て總會に於て決議したる事項は總會記録に之を明記し小會に於て之を保存すべし

第二十三條 小會事務章程

第一款 小會は教會の牧師及長老を以て組織し少くとも毎月一回定期會を開くべし小會議長の通知又は投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるときは必ず臨時會を開くべし

第二款 小會に於て別に滿數に關する規定なきときは過半數を以て滿數とす

第三款 投票は出席議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第四款 小會は牧師を以て議長となすべし特別の場合に於ては牧師は小會の承諾を経たる上日本基督教會の他の教師に請ひて代理たらしむることを得牧師不在なるときは長老の一人之が代理たるべし牧師なきときは日本基督教會の教師に請ひて議長たらしむることを得戒規を行ふときは必ず然すべし

第五款 書記は長老の中より選舉すべし其の在職期限は小會の定むる所による書記は小會の議事を記録して之を保存し中會及大會の議員に當選したる長老に證明書を交付し又總會記録會員名簿及其の他書類を保

管すべし

第六款 名簿には大人及小兒のバプテスマ薦書退會證の授受會員の原籍現住地結婚死去等の事項を明細に記入すべし他郷にある者又は住所不明の者は別帳に移し二箇年以上踪跡を失したる者は除籍すべし

第七款 小會は中會に提出するために年報を作るべし年報には聖餐に陪する會員の總數大人及小兒のバプテスマ薦書及退會證の授受戒規の事故會員の増減獻金の總額教勢の一斑日曜學校の狀況其の他必要と認むる事項を記載すべし

第二十四條 中會事務章程

第一款 中會は其の部内の教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し

正 議 員

- 一、各教會の牧師
- 一、宣教師(但聖餐に陪する現住會員三十名、維持獻金年額三百圓以上の傳道教會の主任教師は二名毎に一名その他は五名毎に一名)
- 一、神學教師(各神學校より二名以内)
- 一、各教會より選出したる長老
- 但聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得
- 一、各傳道教會(聖餐に陪する現住會員三十名維持獻金年額三百圓以上)より選出したる委員(二名毎に一名)
- 一、日本基督教會に入會したる協調ミッションの宣教師(五名毎に一名)

員 外 議 員

- 一、正議員たらざる中會所屬の教師
- 一、中會の決議に依り議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師
- 一、正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員
- 第二款 協力ミツシヨンの外國宣教師にして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉することを公に誓約するものは中會の決議によりて員外議員となることを得
- 第三款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず
- 第四款 中會は定められたる時と處とに於て少くとも毎年一回定期會を開くべし中會は議長又は議員の説教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし
- 第五款 臨時會は正議員六名（内三名は各異なりたる教會の長老たることを要す）連署して請求するとき又は大會の請求あるとき之を開くべし中會書記は少くとも開會十日前に各教會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし記載以外の事項は執行することを得ず
- 第六款 中會に於て別に滿數に關する規定なきときは正議員過半數を以て滿數とす
- 第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得
- 第八款 議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て新議長の選舉せらるるまで在職するものとす
- 第九款 書記は教會の中より選舉すべし書記は議事録及其他の書類を保管すべし議事録は各教會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して部内の各教會各傳道教會各教師に配附すべし
- 第十款 中會は其の部内の教會教師教師試補並に其の直轄に屬する會員の名簿を調製して之を保管すべし

- 第十一款 中會は大會に提出するために年報を作るべし年報には部内の教勢傳道及信仰生活の狀況教會の統計教師及教師試補の姓名教會の建設轉籍合併加入脱籍解放教師及教師試補の任職准允退職轉會加入退會戒規の事故死去牧師の就職及解職其の他必要と認むる事項を記載すべし
 - 第十二款 定期中會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす但し差支あるときは豫め其の旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得
- 第二十五條 大會事務章程**
- 第一款 大會は日本基督教會の最高機關にして教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し。

正 議 員

- 一、各教會の牧師
 - 一、宣教師（但聖餐に陪する現住會員三十名、維持献金年額三百圓以上の傳道教會の主任教師は二名毎に一名その他は五名毎に一名）
 - 一、神學教師（各神學校より二名以内）
 - 一、各教會より選出したる長老
- 但し聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得
- 一、各傳道教會（聖餐に陪する現住會員三十名維持献金年額三百圓以上）より選出したる委員（二名毎に一名）
 - 一、大會常置委員會が、會て日本基督教會大會議長に擧げられ、特に功勞ある者を推薦し、當該大會出席議員三分の二以上の同意を得たる者
 - 一、日本基督教會に入會したる協調ミツシヨンの宣教師（五名毎に一名）

- 一、正議員たらざる教師
- 二、中會の決議により議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師
- 一、正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員
- 二、正議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず
- 第三款 大會は定められたる時と處とに於て毎年一回定期會を開くべし議長又は議員の說教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし
- 第四款 臨時會は二箇以上の中會の請求あるとき之を開くべし大會書記は少くとも開會三十日前に各中會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし記載以外の事項といへども出席議員三分の二之を可とするときは執行することを得
- 第五款 大會は正議員の三分の一を以て滿數とす
- 第六款 選出せられたる長老及傳道教會の委員は議長の許可を得て補員に其の席を讓ることを得
一旦補員に席を讓りたるときは再び議席に着くことを得ず
- 第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得
- 第八款 議長副議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て後任者の選舉せらるるまで在職するものとす
- 第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其他の書類を保管すべし議事録は各中會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して各教會各傳道教會各教師に配附すべし

第十款 定期大會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす但し差支あるときは豫め其旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得

第二十六條 規則の改正

此の規則は大會議員三分の二以上の投票によりて改正することを得改正案は少くとも大會開會三十日前に各教會各傳道教會各教師に配附すべし但し日本基督教會の信仰の告白及憲法に牴觸する改正案は決して之を提出することを得ず

日本基督教會諸條例

○日本基督教會大會常置委員規定

- 第一條 日本基督教會大會に於て議決したる事項の遂行及次期大會まで臨時の事務を處理せしむる目的を以て大會常置委員を置く
- 第二條 大會常置委員は十一名とし、議長、副議長、書記の外八名を選舉す
- 第三條 大會常置委員は大會毎に左の事項を執行す
 - (一) 前年度の教狀其の他の報告をなすこと
 - (二) 大會費の豫算を作製し大會に提出すること
 - (三) 豫じめ大會の議案を整理すること
- 第四條 常置委員中缺員を生ずるときは委員に於て之を選舉し次の大會に報告す
- 第五條 本規定は定期大會出席の議員過半數の賛成を得て變更改正することを得

○日本基督教會傳道局條例

- 第一條 日本基督教會は廣く内外に傳道するの目的を以て日本基督教會傳道局を設置す
- 第二條 日本基督教會は右の目的を達する爲に左の役員を選擧し本局事業の經營に當らしむ
理事十六名(内理事長一名) 幹事若干名 會計一名
- 第三條 理事長は理事より互選し幹事會計は理事之を選任す
- 第四條 理事の任期は二ヶ年とす但し大會毎に其の半數を改選す
- 第五條 理事中より常務理事若干名を互選し臨時緊要の事務を處理せしむ
- 第六條 理事會は毎年二回開くものとす必要の場合臨時會合す
- 第七條 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意あるときは之を變更修正することを得但し修正案は必ず少くも討議の前日に提出するを要す

○日本基督教會財務局條例

- 第一條 本局は日本基督教會の財務に關する左の事項を處理す
 - 一、日本基督教會大會及各局、各部の豫算を査定し大會に提出する事
 - 二、日本基督教會各教會の負擔金及有志獻金を收集する事
 - 三、日本基督教會大會及各局各部の經費を支出し及其の收支を大會に報告すること
 - 四、以上の外大會の決議に基く財務に關する事項
- 第二條 本局に左の役員及職員を置く
 - 一、役員 理事 十名 内理事長 一名
 - 二、職員 會計若干名 書記 若干名

第三條 役員及職員の選任は左の手續による

- 一、理事は大會に於て之を選擧し理事長は理事中より互選す
- 二、會計及書記は理事會に於て之を選任す
- 三、理事の任期は一ヶ年とす

第四條 本條例の修正は大會出席議員三分の二以上の同意を要す

○日本基督教會會堂建築局規定

- 第一 目的 本局は日本基督教會會堂建築の事業を協賛せんが爲め設立するものとす
- 第二 資金 本局は其の目的を達せんが爲め五百口以上協賛員を募り一口に對し必要ある毎に壹圓宛出金せしむるものとし毎年二回迄募る事を得
- 第三 協賛員 前項の協賛員は教會、傳道教會、團體、個人より募集するものとす
- 第四 協賛金交付 日本基督教會中新たに會堂を建築せんとする教會傳道教會にして必要あるものに對しては其の計畫及現狀等を調査したる上本局委員會の決議を以て若干の協賛金を交付す
- 第五 資金積立 協賛金を受領せる教會及篤志者より寄附金を積立て本局の基本金とす
- 第六 委員 本局に五名の委員を置き一切の事務を取扱はしむ但し委員は大會毎に改選す再選妨げなし
- 第七 特別委員 委員會は各中會に委員若干名を置き其の中會部内の協賛金募集の事務を掌らしむることを得
- 第八 事務費 本局は協賛金の内より一ヶ年五十圓迄の事務費を支出することを得
- 第九 修正 本規定は定期大會出席議員過半數の賛成を以て改正することを得

○日本基督教會教役者恩給扶助規則

第一條 廿ヶ年以上日本基督教會に於て忠實に其の職に膺りたる教師又は教師試補にして年齢六十歳以上に達し退職したる者は規定の手續を経て退職の翌日より恩給金を受けることを得

第二條 憲法規則に従つて教師試補又は教師となり日本基督教會に於て忠實に其の職務を膺りたる教師又は教師試補の中途にして死去したる者の遺族は規定の手續を経て左記の割合により扶助金を受けることを得

- 滿三十年以上のもの 甲種扶助料
- 同二十年以上のもの 乙種扶助料
- 同十年以上のもの 丙種扶助料
- 同一ヶ年以上のもの 丁種扶助料

第三條 遺族とは前條死者の寡婦、寡婦あらざる時は長子又は長女にして丁年未滿の者を指す寡婦子女皆あらざる時と雖も死者の父又は母にして七十歳以上に達せるもの、在籍するときは之を遺族と稱す、但し遺族たる長子又は長女が丁年以上なるとき及父又は母が七十歳未滿なるときは一時金として甲乙丙丁の内に該當する扶助金一ヶ年分の金額を受くることを得

第四條 教師及教師試補の服務年数は規則に従つて准允を受け又は就任したる時より起算す

第五條 他教會より轉入せる教師又は教師試補の服務年数は其の轉入の時より起算す自ら退會し或は除名せられたる教師又は教師試補にして其後現職に復したる者の服務年数は之を其の復歸の時より起算す

第六條 日本基督教會に關係ある外國ミッションに於て其の任用する教師又は傳道者に對し別に恩給扶助の方法を設くる時は之に任用せられたるものは此の規則により恩給扶助に與るを得ず

但外國ミッションに於て支給する金額が本規定額に達せざる時は其不足分を補助することを得

第貳章 基金及資金

第七條 恩給扶助基金は日本基督教會の据置財産にして永久に保管すべきものなれば如何なる場合と雖も之を流用し又は使用するを得ず

但し基金若くは資金増加の目的を以て別に募集の方法を定むる事あるべし

第八條 恩給扶助資金は右集金より出る利子並に特に之が爲め各教會より募集する寄附金より成るものとす

第九條 恩給扶助金は附則の定むる所の標準によりて支拂ふべきものと雖も資金の増減に準し大會は其の標準を變更することあるべし

第十條 恩給扶助資金に餘裕を生じたる時大會は決議により之を基金に繰入るることを得

第參章 會計委員

第十一條 大會は恩給扶助會計委員若干名を擧げ、恩給扶助基金、資金の保管募集並に出納に關する事務を處理せしむ

第十二條 會計委員は大會指定の方法によりて基金を保管し、又は資格調査委員より適法の通知書を得たる時其の手續を経て支拂をなすべきものとす

第十三條 恩給金及扶助金を受く可きもの豫期せるより多くして現在の資金を以てしてはその支拂に應じ難き場合、會計委員は一時その支拂を延期し置き、次期大會に其の事情を報告しその處置を請ふべし

但し右の場合に於て大會は其の不足金額を補足するため適當の方法により臨時募集する事あるべし

第十四條 會計委員の任期は三ヶ年とす

第四章 調査委員

第十五條 大會は恩給金又は扶助金を受くべき者の資格調査及附帯事務を執らしむるため調査委員若干名を選挙すべし、又各中會に命じ同一の事務を執らしむるため調査委員若干名を選挙せしむべし

第十六條 右中會調査委員は其の中會部内に於て恩給金又は扶助金を受く可きものある時、十分調査を遂げ資格充分と見做す時は、詳細なる報告書を作り、之を大會調査委員に推薦すべし、而して大會調査委員之に同意したる時は、中會委員よりの推薦状を添へ其の旨を會計委員に報告すべし

第十七條 中央委員と中會委員との間に於て、若くは中央委員相互間に於てその意見を異にする場合に於ては次期大會に其の事情を具申しその裁決を乞ふべし

第十八條 會計委員及中央調査委員は大會毎にその執行せる事務の詳細なる報告書を提出すべし

第十九條 大會調査委員の任期は三ヶ年とす

但し中會調査委員の員數及任期は中會に於て適宜之を定めしむべし

第五章 規則 改正

第二十條 此の規則は大會出席議員三分の二以上の同意ある時之を改正する事を得

附 則

第一條 恩給及扶助金は當分の内左の標準によりて支給するものとす

- 一、恩給金 終身年金 參百圓
- 一、扶助金 甲種(三ヶ年) 參百圓
- 乙種(同) 貳百圓
- 丙種(同) 壹百五十圓
- 丁種(一時金) 壹百圓

○日本基督教會日曜學校局條例

第一條 名稱

日本基督教會日曜學校局

第二條 目的

日本基督教會に屬する總ての日曜學校を統一し其の事業の發達進歩を圖るにあり

第三條 事業

- 一、日曜學校教職の養成訓練
- 二、日曜學校に關する雜誌の刊行圖書の出版教科書教具の選擇供給
- 三、日曜學校事業の調査統計研究並に計畫施設
- 四、個々の日曜學校に對する應援

第四條 組織

- 一、本局事務所を東京又は大阪に置く
- 二、本局は理事十二名(内長一名)主事若干名、會計一名の役員を置きて事業を經營せしむ
- 三、理事長は理事中より互選し主事會計は理事之を選定す
- 四、理事の任期を二ヶ年とし大會に於て之を選挙す
- 五、理事中常務理事若干名を互選し臨時緊急の事務を處理せしむ
- 六、理事會は毎年二回開くものとす、但し都合に依り其の回數を増減することあるべし
- 七、各中會の選挙したる日曜學校委員を本局評議員として本局事業經營上の協力を乞ふ事とす

第五條

す

經費 本局の經費は大會に於て豫算を決議し各教會及傳道教會より徵收し尙ほ團體有志者より募集す

第六條

修正

此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時に修正變更する事を得但し修正案は討議の前日迄に提出すべきものとす

○日本基督教會教師試驗條例

第一章 教師試補試驗

第一條 教師試補試驗は日本基督教會規則第七條第一款の規程によつて中會より擧げられたる委員之を執行す

第二條 教師試補志願者は左の資格の一を備ふる者たるべし

- 一、認可神學校の本科を卒業したる者
- 二、高等教育を受けたる者（若は之れと同等の學力ある者）にして、教職となるに必須の神學科目を研究したる者

第三條 教師試補志願者は受験願書、履歷書及會員としての資格に關する所屬教會の證明書を試験委員長宛に差出すべし

第四條 教師試補志願者は所屬教會の屬する中會に於て試験を受くべきものとす

第五條 試験委員は志願者に對し左の試験を爲すべし

- 一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由
- 二、日本基督教會の信仰告白
- 三、日本基督教會の歴史及政治
- 四、聖書緒論
- 五、聖書釋義
- 六、聖書神學
- 七、基督教會史

八、説教（一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし必要と認むる時は説教を爲さしむべし）

第六條 試験委員は、認可神學校の本科を卒業せる者にして、當該學校教授會の推薦證明せる者に對し、前條四以下の試験の一部又は全部を省略することを得

第七條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし

第二章 教師試驗

第八條 教師試験は日本基督教會規則第八條第一款の規定によつて、大會より擧げられたる委員之を執行す

第九條 教師志願者は日本基督教會規則第七條により准允を受け、教師試補として二箇年以上専ら實地傳道に従事し、所屬中會常置委員會より推薦せられたるものたるべし

第十條 教師志願者は受験願書履歷書及推薦書を試験委員長宛に差出すべし

第十一條 試験委員は教師志願者に對し左の試験を爲すべし

- 一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由
- 二、日本基督教會の信仰告白
- 三、系統神學（教義學、辯證學、倫理學の三部門の一つに屬する題を指定し、三ヶ月以上の時間を與へて論文を提出せしめ、かつ三部門に涉りて口頭試験を爲すべし）
- 四、聖書神學
- 五、聖書釋義（聖書緒論を含む）
- 六、基督教教理史
- 七、説教（一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし）

第十二條 教師志願者は前條第一項、第二項を除くの外任意の科目を選んで數回に受験することを得此の場合

合には、受験願書の提出と同時に志望科目を指定して届け出で、豫め試験委員長の認可を受くべし但し全課合格せざる者の一部合格課目の有効期限を五ヶ年とす

附則 既に右期限に達せる課目は一九四一年の試験まで有効とす

第十三條 試験委員は准允を受けてより十五年以上引続き實地傳道に従事する者にして、教會の牧師として招聘を受ける者、又は十五年以上引続き實地傳道に従事する者にして、傳道上功績顯著なるの故を以て所屬中會より特に推薦せられたる者に對し、第十一條三以下の試験の一部又は全部を省略する事を得

第十四條 教師試験委員は豫め志願者の人物、研究状態、傳道成績等に就き、名志願者所屬中會の常置委員會の具申を受けて、之を審査すること

第十五條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし

第十六條 本條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時は之を修正する事を得

○日本基督教會教育局條例

第一條 本局を日本基督教會教育局と稱す

第二條 本局は基督教主義各種教育事業の進歩發展を圖るを以て目的とし主として左の事務を掌理す

- 一、日本基督教會に直接若くは間接の關係ある各種學校の加盟を勧誘すること
- 二、加盟學校の状況を調査報告し及び必要なる内外の資料を集配攻究すること
- 三、加盟學校と文部省其他との間に在る共通の關係問題を考慮し其交渉、連絡、統一に努むること
- 四、基督教主義教員養成の途を開き及び紹介の依頼に應ずること
- 五、以上の經過、成績、計畫等は及ぶ限り詳細に毎年の日本基督教會定期大會に報告すること
- 六、必要の場合には各學校の資金募集の協議にも與かり其の計畫を援助すること

七、奨學金制度を設定し及び給費生の補助的監督をなすこと

第三條 本局は大會の選出せる理事七名を以て組織し其任期は三年とす

理事會は有給の幹事及書記を置くことを得

第四條 本局の經費は左の三種の収入を以て支辨す

- 一、大會よりの割當金
- 二、加盟學校よりの會費
- 三、有志家よりの寄附金

第五條 本規定の改廢は大會出席議員三分の二以上の同意を要するものとす

○日本基督教會社會局條例

第一條 本局を日本基督教會社會局と稱す

第二條 本局は日本基督教會關係の各種社會事業團體及び其關係者の聯絡統一進歩發展を圖ると共に一般社會事業の調査報告及び内外の必要なる資料の蒐集研究等を以て其目的とす

第三條 本局に大會の選出せる理事若干名を置き局務に當らしむ、理事の任期は一ヶ年とす但再選を妨げず

第四條 本局の經費は大會より支給及び有志の寄附金を以て之に充當す

第五條 本條例の改廢は大會出席議員三分の二以上の同意を要す

○東京中會傳道部規程 (昭和九年四月十一日第四十八回定期中會決定)

第一條 東京中會傳道部は部内に於ける傳道經營に任ずるものとす

第二條 傳道部委員は中會常置委員を以て之に當らしむ

第三條 傳道部は毎年所要の豫算を編成し定期中會の協賛を求むべし

第四條 傳道部事務所を東京に置く

第五條 本規程の改廢は定期中會に於て出席議員三分の二以上の賛成あるを要す

○浪速中會傳道部規定（一九二八年四月十二日第五十一回定期中會に於て決定）

第一條 浪速中會部内に於ける傳道教會及傳道所を管理、經營し且つ部内に傳道せんが爲浪速中會傳道部を設置す

第二條 當部に左の委員を舉げて之が管理經營に當らしむ

委員十二名（教師七名長老五名）とし内常置委員五名を互選して其の事務を掌らしむ

常置委員中に委員長一名書記一名會計一名を置く

第三條 當部の事務所を當分大阪市北區常安町大阪北教會内に置く

第四條 本規定は定期中會に於て出席議員三分の二以上の賛成を得たる時は之を改廢することを得

附記 一九三四年四月四日第五十七回定期中會は委員には原則として中會議長並に書記を加ふとの決議をなせり

○東北中會傳道局條例

第一條 東北中會は部内諸教會の充實發達を計り獨立自給の精神を盛にし其の實を舉げんがため東北中會傳道局を設置す

第二條 東北中會は第一條の目的を達するため理事六名を選舉し常置委員會との聯絡を保ちて本局事業の經營に當らしむ

第三條 理事長及び書記兼會計を理事中より互選す

第四條 理事の任期を二ヶ年とし中會毎に其半數を改選す



第五條 理事會は毎年二回之を開き必要の時は臨時開會す

第六條 本局の事業並に理事會に要する費用は中會の支出並に各教會及び贊助員の寄附金を以て之に充つ

第七條 本條例は定期中會に於て出席議員三分の二以上の賛成あるときは變更修正することを得

○山陽中會傳道部規定

第一條 山陽中會傳道部は部内に於ける各教會の充實強化の爲惠援傳道を爲すを目的とす

第二條 中會は前條の目的を達成する爲に常置委員をして諸般の事を協議實行せしむ

第三條 傳道部の事務を執行する爲に部長、書記、會計を互選によりて定む

第四條 教會との連絡の爲に各教會に二人づゝの評議員を置く、但し評議員は一人は教職者、一人は信徒にして小會及び委員會の推薦による

第五條 委員會は中會開期に於て開く、但必要の際は臨時委員會を開くことを得

第六條 委員會は毎年開期に於て事業の計畫を立て豫算を作成し之を中會に提出すること

第七條 傳道部の經費は中會よりの交附金及び個人獻金、日曜學校、婦人會、青年會その他の獻金を以て支

辨す

第八條 本規定は議員過半數の賛成によりて改正することを得

○北海道中會傳道局規定

一、北海道中會部内に傳道事業を經營するため北海道中會傳道局を設置す

二、北海道中會は右の目的を達成するため理事五名（教師三名、長老二名）を選舉し理事會を組織せしめ事業の經營に當らしむ

三、理事會は理事中より理事長一名會計一名書記一名を互選すべし

- 四、理事の任期は二ケ年とし中會毎に其半数を改選す
- 五、理事會を助け事業の經營を援助するため評議員若干名を置く。評議員は各教會及傳道教會の主任者並各教會の小會及傳道教會の委員會より推薦せられたる一名宛の長老或は執事又は委員とす
- 六、本局の事業資金は各教會各傳道教會又は有志團體個人其他の寄附による
- 七、本規定は定期中會出席議員の過半数の賛成を得て變更することを得

○滿洲中會傳道局假規程

- 1、名稱 日本基督教會滿洲中會傳道局
- 2、位置 滿洲中會事務所内(大連市沙河口霞町一六 高橋一男方)
- 3、目的 中會の教勢擴張及強化
- 4、事業
 - イ、未着手地方の開拓傳道
 - ロ、部内諸教會の應援
 - ハ、其他傳道諸般の事業
- 5、役員 每年中會に於て選出せらるゝ委員七名局務に當る但し事務遂行のため委員長、書記、會計の三名を互選
- 6、資金 傳道資金及局經費は毎年豫算を計上、部内教會員有志より募金
- 7、報告 隔月位に局報刊行、關係方面に配布

○朝鮮中會傳道局規程

- 第一條 本局ヲ朝鮮中會傳道局ト稱ス
- 第二條 本局ハ新タニ傳道地ヲ開拓スルコト及ビ微弱ナル教團ヲ援助シテ其發達ヲ遂ゲシムルヲ以テ目的ト

ス

- 第三條 本局ニ理事九名ヲ置キ内三名ヲ中會開會毎ニ選舉シ他ハ常置委員ヲ以テ之ニ當ツ
- 第四條 本局ニ理事長、書記、會計各一名ヲ置キ理事中ヨリ之レヲ互選ス
- 第五條 本局資金ハ大會財務局ヨリノ交付金及ビ團體並ニ個人ノ寄附ヲ以テ之レニ當ツ

○北長老ミツシヨンの協調申合

大會は二個以上の中會に跨りて傳道せんとするミツシヨンの傳道事業につきて、實際的一般計畫を立つるために、議長指名を以て委員八名を擧げ、ミツシヨンの協調實行案を作製して關係中會をして其實行に着手せしむること。

- 一、ミツシヨンの傳道事業を行ふべき中會傳道地の決定
- 二、傳道事業の種類及び計畫の決定
- 三、豫算の決定
- 四、宣教師の傳道の準備及び其の任地の推奨
- 五、協調委員の議を経て北長老ミツシヨンは教會堂建築貸與資金の管理及び運用を大會の北長老ミツシヨンの協調實行委員會に移すこと
- 六、北長老ミツシヨンの協調は教育事業をも含むこと
- 七、大會の協調案に従つて協調する宣教師の二重教籍を認めて日本基督教會への入會を許すこと

○米國リフオームド・ミツシヨンの協調規定

- (A) 鎮西中會對米國リフオームド・ミツシヨンの協調規約
- リフオームド・ミツシヨンは鎮西中會と共に左の規約に基き九州に於ける傳道事業を實施し且日本基督教會

發展の爲めに力を盡すこと。

第一條 宣教師は日本基督教會の信仰告白、憲法規則を誠實に受容るゝこと

第二條 ミツシヨンに屬して傳道に従事する者は日本基督教會の教師又は教師試補たること

第三條 ミツシヨン傳道所の會員は日本基督教會に屬せしむること

但將來教會又は傳道教會を建設せんとする場合に於て、中會に申請すべきこと

第四條 ミツシヨンの傳道に因り受洗せんとする者あるときは其附近の日本基督教會に其手續を爲し又は宣

教師之に洗禮を施して其名簿を中會に提出すべきこと

第五條 中會及びミツシヨンは夫々四人の委員を舉げて協調委員會を組織し、時宜に應じて委員會を開き別

に定むる規定に基き事業の實施に當ること

第六條 宣教師は中會の推薦に因り中會に於て員外議員たり得ること

第七條 ミツシヨンは毎年一回其傳道事業の教狀を中會に報告すること

第八條 本契約は中會及びミツシヨンの合議に因り大會の承認を経て改廢することを得

(B) 協調委員規定

一、本會は鎮西中會對米國リフオームド・ミツシヨン協調規約に基く傳道の實施に當るを以て目的とす

二、委員の任期は二ヶ年とし定期中會より始まり毎年其半數を改選するものとす

三、本會は其議長及び書記、會計若干名を互選す

四、本會の議事日本文及び英文を以て記録し且之を保存す

五、本會は少くとも年一回之を開催することを要す

六、本會は左の事項を實行す

第一、豫算案の作成

第二、ミツシヨンより本會に提出する資金の運用

第三、管轄各教會に對する宣教師の擔任部署の決定

第四、傳道開始地の決定及び閉鎖

第五、傳道者の招聘及び解職其他の異動

第六、傳道教會の設立及び解散に關する事項

第七、謝金手當恩給等の決定

第八、會計の檢査

第九、神學生夏季傳道の配置

第十、大會出席者の決定

第十一、月報の様式決定

第十二、其他必要な事項

七、本會は毎年の中會及びミツシヨンに對し文書を以て左の事項を報告す

第一、本會所管の傳道狀態及び一年間の主要なる決議

第二、前年度の決算

第三、次年度の豫算案

第四、其他必要な事項

八、本會は左の事項に關しては其實に任ぜず

第一、宣教師の補助者の任免

但男子補助者の任免に就ては豫め本會に諮ること、婦人補助者の任免に就ては豫め所在地の日本基督教會主任者に諮ること

第二、宣教師單獨の一般傳道事業

第三、ミツシヨンの所有する傳道用不動産の管理

但前項各號に關しミツシヨンに對し意見を述べ且擔任宣教師の職務遂行に就て注意することを得

九、本協定は鎮西中會及びミツシヨンの合議に因り之を改廢することを得

○日本基督教會教職會規則

第一條 本會は日本基督教會教職會と稱す

第二條 本會は會員相互の友誼を厚ふし智徳を進め緩急相扶くるものとす

第三條 本會は日本基督教會に屬する凡ての教職を以て會員とす

第四條 本會の目的を賛助し年額金拾圓以上を寄附する者を賛助員とす、賛助員は總會に於て員外議員とな

ることを得

第五條 本會一般の會務を處理する爲めに委員十三名を總會に於て選舉す。委員の任期は二ヶ年とし總會毎

に半數を改選す

第六條 本會の總會は日本基督教會大會の時期之れを開く

第七條 本會は其の目的を達せんが爲めに左の二部を置く

イ、修養部 毎年一回修養會を開き祈禱、講演、親睦を爲す

ロ、共済部 會員の傷死死亡並に會員の妻の死亡に際して共済金を贈呈す

本會の收入總額三分の一を修養部に三分の二を共済部に用ふ

第八條 本會の資金は會費及賛助金よりなる

會費は日本基督教會の教師又は教師試補としての一定の收入の千分の二・五とす

但住宅料を支給せらるゝものは其額を、住宅を支給せらるゝものは金貳拾圓を本給に加算して會費納入率を算出す

尙三十年以上日本基督教會の教職にありて隠退したる會員は爾後其の會費を免除することを得

第九條 會費の納入は月額金參圓以上の者は毎月其他は便宜上其額金參圓に達する場合集金郵便の方法を以てす

會費年額少くとも金貳圓以上たるを要す

第十條 本給の査定は前年十二月末日現在に由る。會員各自之れを本會に通告するを要す

第十一條 會員中一年以上の會費滞納者にして三回以上督促せらるゝも會費を納付せざるものは共済金を受

くる資格を喪失するものとす

第十二條 會員の身上若しくは會員の妻に事故ある時に情報委員及事情を知れる會員より直ちに本會に通知

すべきものとす。但情報委員は各中會書記に依頼す

第十三條 共済金の贈呈は左の如くに規定す

一、會員の死亡に際してはその遺族に金貳拾五圓を贈呈す

二、會員にして一ヶ月以上の疾病の爲めに臥床する者には左の率を以て贈呈す

第一回 (第一ヶ月目) 金拾圓

第二回 (第二ヶ月目) 金拾五圓

第三回 (第三ヶ月目) 金貳拾圓

第四回

(第四ヶ月目) 金貳拾五圓

第五回目より委員會の決定に従ひ相當の額を贈呈することあるべし

三、會員にして三週間以上の治療を要する外科手術を受けたるものと委員に於て認定せられたる者は金貳拾五圓を贈呈す

四、會員の妻死亡の際は金拾五圓を贈呈す

五、本會に入會して六ヶ月以上を経過したる會員にあらざれば原則として共済金を受くることを得ず

六、本會則は總會に於て出席者三分の二以上の同意を以て修正することを得

○日本基督教會全國聯合婦人會規約

第一名 稱

本會は日本基督教會全國聯合婦人會と稱す

第二名 事務所

本會は本部事務所を東京に置き必要の地に支部事務所を置く

第三名 目的

本會は日本基督教會各婦人會協力一致して傳道し神國建設のため奉仕するを以て目的とする

第四名 事業

本會は其目的を達成するため諸般の計畫をたて之を實行す

第五名 組織

本會は日本基督教會各中會聯合婦人會を以て組織す但しいまだ中會聯合婦人會の組織成らざる地方に在つては各個教會婦人會直接加盟する事を得

第六名 經費

本會の經費は各婦人會の會費及び團體並に個人の贊助金を以て之に充つ、會費は一個婦人會毎に年額五十錢以上とし各中會聯合婦人會は其附屬婦人會の會費を纏めて本會に納入す

第七名 總會

本會は毎年日本基督教會大會前後に總會を開き諸報告をなし議事の審議役員の選舉を行

第八代 議員

總會に出席すべき代議員は各中會聯合婦人會の代表者二名及各個人婦人會の代表者一名とす

第九名 役員

本會に會長一名副會長二名理事若干名を置く、會長副會長理事は總會に於て之を選舉し其任期を二ヶ年とす

第十名 理事會

本會は會長副會長理事各中會聯合婦人會委員長を以て理事會を組織し事業の經營其他事務を處理せしむ

第十一名 常務理事

理事會中より理事長書記會計及常務理事若干名を互選し常務理事會を組織し臨時緊要事務を執行せしむ

第十二名 會報

本會は會報を發行して日本基督教會各婦人會に配布す

第十三名 修正

本規約は總會に於て出席代議員三分の二以上の同意ある時之を修正する事を得

○教會堂建築資金貸與規定

(一) 教會堂建築資金貸與規定 (一九三五年十一月五日改正)

第一條 本資金ハ北長老傳道協會々計ニヨリ保有セラレ中央協調委員ニヨリ管理セラルベキモノトス

第二條 貸付ハ左記ノ條項ヲ具備スルモノニ對シ適用セラル、モノトス

第一 北長老傳道協會地區分團ニ對シ其ノ傳道的事業ニ關聯アル財産計畫ノ爲ニ提供セラル、モノトス

イ 教會堂ヲ建設スベキ敷地ノ検査並ニ建築計畫ハ傳道協會ノ推薦ニ基キ中央協調委員ノ承認ヲ受クベ

キモノトス

ロ 該地區分團ハ中央協調委員トノ間ニ貸付金總額ノ返済ガ完了セラル、ニ至ルマデ毎年一割ヲ下ラザ

ル金額ヲ支拂フベキ契約ヲ爲スベキコト

第二 日本基督教會所屬教會ニシテ左記ノ條項ニ適合スルモノニハ資金ノ貸與ヲナシ得ベキモノトス

イ 貸付金ノ利率ハ一ケ年三分トス

ロ 貸付ヲ申込マントスル教會ハ其ノ所有ノ地所ガ地役權、賃借權、抵當權等ノ設定ナキハ勿論何等ノ負債ナキ完全ナル所有地ニ提案ノ建物ヲ建設スベキコトヲ要ス

ハ 資金借受申込ノ教會ハ其借受金額ト同額ノ金額ヲ建築資金トシテ現金ニテ所有セルモノナルコトヲ要ス

ニ 申込ハ當該教會ニヨリ作成セラレタルモノニシテ而モ其ノ教會ノ所屬スル中會ノ協調委員ニヨリ承認セラレタル文書ノ添付ヲ必要トスベキコト

ホ 日本基督教會所屬ノ教會ニシテ貸與ヲ申込マントスルモノハ先ヅ當該教會ノ所屬中會ノ常置委員ニ之ヲ諮ル可キコト

ヘ 教會ノ建設セラレベキ土地ハ日本基督教會維持財團(若シクハ當該教會ノ財團)或ハ例外トシテハ在日本宣教師社團ニ登録セラレベキコトヲ要ス

ト 建築作業ノ開始前ニ於テハ如何ナル事情アルモ教會ニ對シ貸付ヲ爲サザルモノトス

チ 負債主教會ハ傳道協會々計ニ對シ毎年少ク共一回ノ拂込ミヲ爲スベキ事ハ勿論借受金全額ニ對シ年三分ノ利息ヲ附シ借受ケ時日ヨリ向フ十ケ年以内ニ返還スベキコトヲ約ス

リ 負債主教會ハ其ノ借受資金ニヨリ建築セラレタル建物ニ對シ教會堂建築貸與資金ヨリ借受ケタル金額ヨリ下ラザル程度ニ於テ火災保險契約ヲ附スベキ義務ヲ負フモノトス

ヌ 貸借契約ノ締結セラレ、ニ際シテ中央協調委員ハ該教會ヨリ次ノ形式ヲ具備スル契約書ヲ授受スベ

キモノトス、爲後日右契約書ノ複寫三通ヲ作成シ當事者タル教會傳道協會々計中央協調委員ニヨリ各自一通ヲ保有スベキモノトス

宗教の宣布に関する諸届願書式例

宣 教 届 (廿二年内務省令四一號一條、同年社寺局通秘甲二九四號)

私儀宗教ノ宣布ニ從事致度(従前ヨリ宗教ノ宣)布ニ從事致居候間)別紙履歴書相添左記事項ヲ具シ此段御届申上候也

一、宗教ノ名稱

宗教 基督教
宗派 日本基督教會

二、希教ノ方法

何府縣市郡町村何番地所在教會堂(信徒其ノ他ノ住宅ヲ假會堂ニ充ツ)ニ於テ何々教會信徒並一般會衆ト共ニ毎日曜日及毎何曜日其ノ他隨時ニ祈禱、讚美、奏樂ヲ以テ禮拜ヲ行ヒ説教、講話、講演、聖書講義等ニ依リ布教ヲ爲ス

(布教ノ助ケトシテ雜誌又ハ新聞ノ類ヲ發行シ若ハ通信傳道ヲ爲ス場合ニハ其ノ旨ヲ詳記スルコト)

年 月 日

何

誰

長官(知事宛ニ通又ハ三通)

履 歴 書 (廿二年内務省令四一號一條一項、同年社寺局通秘甲二九四號)

本籍 何府縣市郡町村何番地平民(華、士、族)
住所 何府縣市郡町村何番地戸主(戸主何誰々)
日本基督教會教師(宣教々師又ハ教師試補)

何

年 月 日 誰 日生

年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

學 歴 何々
職 業 何々
賞 罰 何々
右之通相違無之候也

右

(二通又ハ三通)

何

八八

誰

教會堂設立願

(廿二年内務省令四一號二條
同年社寺局通秘甲二九四號)

今般日本基督教會何々教會(何々傳道教會又ハ)會堂設立致度候間御許可被下度左記事項ヲ具シ此段御願申上候也

一、設立ヲ要スル理由

今般設立ヲ願出ルニ至リタル何々教會ハ日本基督教會信徒ニシテ從來各自最寄ノ教會ニ屬シ其ノ教會堂ニ於テ禮拜ヲ爲シ來リタル處近時本會堂建設地ヲ中心トシテ在住スル者何名ニ達シ尙漸次其ノ數増加スヘキ見込ヲ有スルニ至リタルヲ以テ協議ノ上本教會堂所在地ヲトシ新タニ會堂ヲ建築シ以テ禮拜ヲ行ヒ併テ布教セントスルモノナリ(在來ノ建物ヲ利用スル場合ニハ前略「本教會堂所在地ヲトシ在來ノ建物ヲ買入レ(又)尙本教會ト同教派ニ屬スル既設教會ニシテ本教會ト最近距離ノモノノ所在地、名稱及其ノ距離左ノ如シ

教會名	所在地	距離

二、設置ヲ終ルヘキ期限

御許可ノ日ヨリ何ケ日又ハ何ケ月間ニ起工シ何年何月何日竣工ノ豫定(御許可ノ日ヨリ何ケ月又ハ何ケ月間ニ建物修理着手何年何月何日竣工ノ豫定)

三、名稱

日本基督教會何教會ト稱ス

所在地

何府縣市郡町村字番地敷地

宅地 何坪(畑又ハ田何段何畝何歩)

所有者 住所氏名(借地ノ場合ハ所有主ノ承諾書寫添付)

建物 別紙敷地ニ對スル配置圖、平面圖、正面圖、側面圖、斷面圖及寫眞

教會堂 何造何葺何階建(又ハ平家)何棟

此建坪何拾何坪外ニ貳階(又ハ參階)何坪

內譯 禮拜堂 何室 何階 何坪

祈禱室 何室 何階 何坪

牧師室 何室 何階 何坪

講堂 何室 何階 何坪

圖書室 何室 何階 何坪

何室 何室 何階 何坪

牧師館 何造何葺何階建(又ハ平家) 何棟

此建坪何坪貳階何坪

何々 何造何葺平家(又ハ何階建) 何棟

此建坪何坪何々

所有者 住所氏名(借家ノ場合敷地ト同シ)

四、宗教ノ名稱

宗教 基督教

宗派 日本基督教會

五、管理及維持ノ方法

本教會(本傳道教會)又ハ(本傳道所)以下做之)ハ日本基督教會憲法及規則(別冊)ニ基キ一箇ノ自治團體トシテ以下記載スル方法

機關ニ依リ管理及維持セラル

一、本教會ハ其ノ總會ニ於テ牧師(主任者)長老及執事(傳道教會又ハ傳道所ニ在リテハ「委員」以下做之)ヲ選舉ス(別冊何頁何條參看)

長老及執事ハ牧師ヲ輔ケテ教會ノ事ヲ掌ル其ノ實行機關ハ牧師及長老ヲ以テ組織セラレタル小會(傳道教會又ハ傳道所ハ「主任者委員」(別冊何頁何條參看)並執事之ヲ管掌ス。小會又ハ小會ニテ選ハレタル長老ハ教會ヲ代表ス但シ管理者ハ長老ノ中ヨリ互選ス

二、會堂建設費用並教會ノ維持費ハ小會ニ於テ決定シタル豫算案ヲ本教會總會ニ附議シ其ノ決議ニ基キ本教會信徒其ノ他ノ任意若ハ定時寄附ニ依リ支辨支持セラル

建設費豫算ノ總額金何程

維持費豫算ノ總額何年度全壹ケ年分金何程

六、擔當布教者ノ資格及選定方法

一、資格

日本基督教會規則第八條(教師試補ノ場合)ニ依リ教師(又ハ「教師試補」)ノ資格ヲ具備スル者

二、選定方法

日本基督教會規則第九條及第十條ニ依リ何年何月何日教會ハ臨時(又ハ「定期」)總會ヲ開キ教師何誰ヲ牧師トシテ招聘スルコトヲ決議シ何々中會ヨリ遣ハサレタル委員ニ依リ就職式ヲ執行シタリ(教師試補ノ場合ニハ前略)第九條ニ準シ何年何月何日中略教師試補何誰ヲ布教主任者トシテ招聘スルコトヲ決議ス

年 月 日

本籍 何府縣市郡町村何番地 士族(華族又ハ平民)
住所 何府縣市郡町村何番地 戶主(戶主何誰何々)
官吏(又ハ何々業)
日本基督教會何々教會設立者(又ハ管理者)

何 誰

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

(廿二年内務省令四一號二條
同年社寺局通秘甲二九四號)

別紙擔當布教者ノ履歷書差出申候也
年 月 日

何府縣市郡町村何番地
日本基督教會何々教會設立者(又ハ管理者)
何 誰

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

(履歷書又ハ宣教届添付ノ分ト同シ)

宣教ニ關スル事項變更届

(廿二年内務省令
四一號四條一項)

宣教ニ關シ何年何月何日御届申上候處ノ事項中左ノ通變更致候間此段御届申上候也
一、布教ノ方法

從來會堂ニ於テ祈禱、讚美、奏樂ヲ以テ禮拜ヲ行ヒ説教、講話、講演、聖書講等ニ依リ布教ヲ爲シ來リ
タル處今般布教ノ一助トシテ

(イ)別冊(又ハ別紙)「何々」ト題スル「何」刊雜誌(又ハ新聞)ヲ發行シ之ヲ教會信徒其ノ他一般志道
者(又ハ購讀希望者)ニ實費配布ス

(ロ)教會信徒、志道者等ヨリ信仰ニ關スル質問ニ應答センカ爲豫メ別紙ノ如キ各種ノトラクトヲ準備シ
布教傳道ヲ爲ス

年 月 日

住所 何府縣市郡町村何番地

日本基督教會教師(宣教々師又ハ
教師試補)

何

年 月 日生

誰

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

宣教廢止届

(廿二年内務省令第四一號一條三項)

私儀從來何市區町村番地所在何々教會ニ於テ宗教ノ宣布ニ從事致居候處年月日廢止候ニ付此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地
日本基督教會教師(宣教々師又ハ
教師試補)

何

年 月 日生

誰

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

宣教者住所(居所)移轉届 (廿二年内務省令四一號四條一項)

私儀何々何番地ニ居住候處何年何月何日左記肩書ノ地ニ移轉候ニ付此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會

牧師(宣教者師又ハ) 何

誰

年 月 日生

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

擔當布教者變更(增加)届 (廿二年内務省令四一號四三條)

何々教會擔當布教者ハ牧師何誰ニ有之候處同人ハ何年何月何日辭任申出候ニ付日本基督教會規則第九條ニ依リ牧師何誰ヲ後任牧師ニ招聘致候間別紙履歷書添付此段及御届候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者又ハ管理者

何府縣市郡町村何番地

何

誰

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

增加届ノ場合ニハ

(前略)者ハ何誰一人ニ有之候處今般副牧師(又ハ傳道補助者)トシテ教師(又ハ教師試補)何誰ヲ增加招聘致候間云々(下略)ト記載スルモノトス

教會設立ニ關スル事項變更願 (廿二年内務省令第四一號四條二項)

何々教會設立ノ儀何年何月何日御許可相成居候處右設立願書記載ノ事項中左ノ通變更致度候間御許可被成下度此段御願申上候也

一、何々

何々

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者又ハ管理者

何府縣市郡町村何番地

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

何

九六
誰

所在地又ハ建物ヲ變更セントスル場合ニハ移轉又ハ竣工ノ期限ヲ記入スルモノトス
又會堂ノ改築、移築増築及所在地變更等ノ場合ニハ圖面ヲ添附スルモノトス

教會堂移轉(廢止)届 (卅二年內務省令四一號四條三項)

何々教會ヲ何府縣市郡町村何番地ニ設置致居候處明治三十二年內務省令第四十一號第四條第二項ニ依リ何年何月何日變更許可ノ指令ヲ受ケ何年何月何日何番地ニ移轉致候間此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者(又ハ代表者)

何府縣市郡町村何番地

何

誰

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

廢止届ノ場合ニハ「前略設置致居候處(何々ノ事由)ニ因リ何年何月何日廢止致候間此段云々」ト記載スルモノトス

信徒員數届 (明治卅二年內務省令第四一號第五條)

一、所在地

一、宗教ノ名稱

一、教會ノ名稱

一、信徒員數

男 人
女 人

計 人 但何年十二月三十一日調

右之通相違無之候明治三十八年十二月二十五日內務省令第二十三號ニ依リ此段及御届候也
右何々教會管理者(擔當布教者)

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

何

誰

第四 日本基督教會維持財團寄附行爲と 同加入手續其他に關する説明

日本基督教會維持財團寄附行爲 (大正十五年三月三日附改正) (認可指令同月三十日接受)

名稱

第一條 本財團は日本基督教會維持財團と稱す。

事務所

第二條 本財團は事務所を東京市赤坂區新町四丁目參番地に置く。

目的

第三條 本財團の目的は日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並に同教會所屬諸教會が基督教を内外に宣布し基督教主義の教育慈善救濟出版の事業に要する土地建物資金其他の財産を所有し借有し處理するに在り。

資産

第四條 本財團の資産は左の三種より成る。

- 一、基本財産
- 二、特別財産
- 三、通常財産

第五條

前條の基本財産とは本寄附行爲に依り植村正久の寄附したる別紙財産目録記載の財産及將來基本財産として寄附若くは編入せらるる財産を謂ひ特別財産とは將來使用の目的を指定して寄附又は編入せらるる財産及其果實を謂ひ通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せざる寄附の財産及基本財産又は通常財産より生ずる果實及他の雜收入を謂ふ但第十二條に依り公課金其他の費用を負擔する當該教會に使用する特別財産より生じたる果實は特別財産に編入せず當該教會に交付することを得。

第六條

本財團は本財團の目的に反する條件又は其目的に従て維持し又は使用し難き條件を附せられたる寄附は一切受くることを得ず。

第七條

本財團の資産は最も安全なる方法に於て管理し殊に金錢は堅實なる銀行に利子預を爲し又は確實なる有價證券に替へ保管し而して本財團の目的以外に之を處分することを許さず。

第八條

本財團の目的の爲め己むを得ざる必要ありて基本財産又は特別財産を處分するには理事三分の二以上同意に依り日本基督教會大會の承認を受けるを要す其日本基督教會所屬教會に於て現に使用しある特別財産を處分する場合には尙當該教會の總會の承認を受けることを要す。

第九條

本財團の所有する土地建物が不用となりたるときは損失を免れんが爲めに之を他人に賃貸し其益金を本財團の通常財産に編入することを得。

第十條

本財團の資産の管理維持其他の諸經費は本寄附行爲に別段の規定あるものの外本財團の通常財産を以て之を支辨す。

通常財産に剩餘あるときは理事の決議に依り基本財産又は特別財産に編入し又は翌年度に繰越することを得。

第十一條 本財團の特別財産を使用せる教會が將來政府の許可を得て法人を設立したるときは本財團は其財産を該法人に寄附すべし但此場合日本基督教會の憲法及規則に従て開かれたる該教會の總會の議決に依る請求あるを要す。

第十二條 基本財産若くは特別財産たる土地建物を日本基督教會並に同教會所屬教會の用に供したる場合に當該教會の管理人をして之を管理せしめ且該土地又は建物に對する租税公課其他必要の費用は現に該物件を使用する日本基督教會又同教會所屬教會の管理人の申込に依り之を負擔せしむることを得。

役員

第十三條 本財團に理事拾貳名を置き理事會を組織す内一名は日本基督教會傳道局理事長を以て員を備ふ。

第十四條 理事は日本基督教會定期大會に於て選任す。

第十五條 理事の任期は五年とす但日本基督教會傳道局理事長にして理事たる者の任期は之を定めず。

第十六條 日本基督教會所屬教會の正會員は理事に選任せらるる權を有す。

第十七條 理事が日本基督教會の正會員たる資格止みたるときは同時に退任したるものとす。

第十八條 理事の業務執行上又は一身上不都合の行爲あるとき又は業務を行ふ能はざる状況にあるときは日本基督教會大會の決議を以て之を解任することを得。

第十九條 理事が死亡其他の原因に依り退任し缺員を生したるときは次の日本基督教會定期大會に於て補缺理事を選挙す但遲滯の爲め損害を生ずるの虞あるときは殘存する理事に於て次の定期大會まで補缺理事を指名す。

第二十條 補缺理事は前任理事の殘任期間在任す。

第二十一條 理事の任期満了するときは其年の日本基督教會定期大會に於て理事選舉會を開き第二十四條の

理事候補者中に就き新任すべき理事を選挙す。

第二十二條 理事選舉會は大會議長之を召集し且之を整理す。

第二十三條 選舉は連記票を用ひ有効投票の比較多數を得たるを以て當選者と爲す得票の數同じき者は更に投票して其當選を決す。

其他投票の施行は大會の決議したる方法に依る。

第二十四條 理事は理事を選挙すべき年の日本基督教會定期大會の開期前理事候補者を指定し大會議長に報告す但理事候補者の數は選舉すべき理事の員數の倍數とす。

理事が候補者を指定せざる場合には大會議長理事候補者を指名す大會議長は大會の初日に於て理事選舉日を定め候補者の氏名と共に之を大會議員に報告す。

第二十五條 理事は本寄附行爲の趣意に従ひ本財團一切の事務を處理す。

理事が本財團の事務を處理するには理事會の決議に依る。

理事會は理事三名以上出席する時は開會することを得但其決議は理事七名以上の同意を得るに非ざれば其効力を生ぜず。

第二十六條 理事は互選を以て理事長書記理事會計理事各一名を定む。

第二十七條 理事長は外部に對し本財團を代表し理事會の議長と爲る理事長差支あるときは他の理事之を代理す。

其他理事長書記理事會計理事の職務及代理の順序は理事會の決議を以て別に之を定む。

第二十八條 理事會は事務執行の爲め少くとも毎年二回會議を開く。

理事長の意見又は理事三名の請求に依り何時にても臨時理事會を開くことを得。

解散

第二十九條 本財團は理事全員の四分の三以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を得て解散することを

得

第三十條 本財團解散の場合其財産は左の如く處分す
一、特別財産は寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附す
二、其他の財産は本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附す但日本基督教會大會の承認あるを要す

改正

第三十一條 本寄附行為は理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認あるときは主務官廳の認可を経て之を變更することを得

附則

第三十二條 本財團設立の際理事就任に至るまでは理事の業務は設立者之を行ふ

第三十三條 本財團は直接に布教、教育、慈善、出版の事業を爲すものにあらず
本財團は日本帝國外に在る如何なる團體とも法律上何等の關係を有せず又日本帝國に於ける他の宗教的團體若くは營利を目的とする團體とも法律上何等の關係を有せず

第三十四條 本財團に依り土地建物其他の財産を維持せらるべき日本基督教會所屬教會の擔當布教者の資格は中學校卒業以上の學力を有し日本基督教會會則に依り教師の任職式を受けたるものなることを要す

第三十五條 本寄附行為に規定する日本基督教會大會は日本基督教會規則の定むる所に從ひ開催するものとす

第三十六條 本財團設立の際に限り設立者は左の貳拾名を最初の理事に指定す但其の任期は法人設立許可の日始まり任期満了の年の日本基督教會定期大會を以て終る以下各理事住所氏名略す
(大正十三年十一月二十一日設立認可)

日本基督教會維持財團

日本基督教會維持財團加入手續

其他に關する説明書

一、目的

我日本基督教會維持財團の目的は日本基督教會維持財團寄附行為(以下單に寄附行為と云)第三條に規定せらるる通日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並同教會所屬各個の教會が福音の宣傳と基督教主義の教育慈善出版の事業等を爲すに要する土地、建物、資金、其他の財産を所有し又借り受けて之を處理するにあります各教會の中には既に單獨で財團法人となつて居る向もありますが其れは甚だ少數で其の大部分の教會は未だ財團法人となつて居りませぬ從て教會所有の財産(會堂及會堂の敷地其他の動産又は不動産)は各其の教會が長老、委員、其他の中より假りに代表者を設け其の代表者一個人の所有名義となつて居りますので萬一の場合其れが係争の

種とならむとも限りませぬ之畢竟教會が法律上認められたる一個の公法人となつて居らぬ結果已むを得ぬ便宜の處置で萬一にも過ちは無い譯でありませうけれども若し其の財産の所有名義人が死去せし場合には其の財産は一個人の所有名義になつて居るが爲めに法律上當然其の家督相続人たる者(全く教會に無關係の者或は有て選び)の所有に歸する事となるので其處に思ひ設けざる係争問題を惹起す様な場合が生ぜぬとも限りませぬ其處で此の不安を無くする爲めには教會が其の所有財産を當日本基督教會維持財團なる公法人に寄附して之をその所有主となし置くならば當に前述の如き不安を除き得るのみならず斷じて其の禍根莫からしむる譯であります畢竟教會の如き公共的共同團體の財産は之を一個の公法人となして其の財産の安固を確保する事が社會公益上最も必要な事であるけれども各個の教會が悉く單獨にて財團法人たらむ事は各教會に取ても將又主務官廳に於ても其の手續頗る煩に堪えざるを以て其の取扱手續の簡捷と便宜とよりして茲に本財團の組織を許可されたので主務官廳に於ては寧ろ個々の財團設立を避くる方針で各教會の財産を此の一個の法人に依て管理せしむる事となつた譯であります。

故に全國に於ける我日本基督教會に屬する各個の教會にして未だ單獨にて法人となり居らぬ各教會は此の際速かに本財團に加入せられ各教會の所有せる財産を使用の目的を指定して本財團に寄附せらるれば本財團は寄附行爲第五條により之を特別財産として所有し管理するので要するに此の寄附行爲は一種の信託行爲とも見らるゝのであります。

二、資 産

本財團には基本財産があります(寄附行爲第四條參看)之は今迄假りに植村正久氏個人所有名義になつて居りましたが此度財團が成立したので植村正久氏の寄附といふ形式を以て本財團の基本財産に編入せられたのであります次に特別財産とは各教會が其の使用の目的を指定して本財團に寄附せらるる財産と其の果實(財産より生ずる地代、利)を申す。又通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せぬ寄附の財産(財務局へ毎月送らるる大子(の如き)を申す。又通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せぬ寄附の財産(會費、傳道局負擔金、日曜學校局費、恩給扶助部費、會堂建築局費、並是等諸機關に對する臨時又は任意の寄附金及之より生ずる果實)其の他雜收入などを申す。

然し各教會より其の所有の不動産其の他の財産を特別財産として本財團に寄附せらるる場合本財團の目的に反する條件や其の目的に従て維持し又は使用し難い條件を附せらるる寄附財産は一切之を受ける事が出来ぬのでありますけれど此の規定(寄附行爲第六條參看)に抵觸せず特別財産として寄附を受けた財産は寄附者が寄附の際指定せらるる條件や目的を尊重して管理するのであります。

以下寄附申出(加入の意)に附ての例を示します。

(第一例) 寄附申出書

東京市麹町區平河町參丁目九番地所在
一宅地壹千貳百坪

三錢收
入印紙

右土地ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麹町教會會堂ノ敷地トシテ使用

大正拾四年貳月拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某

日本基督教會維持財團 御 中

(第二例)

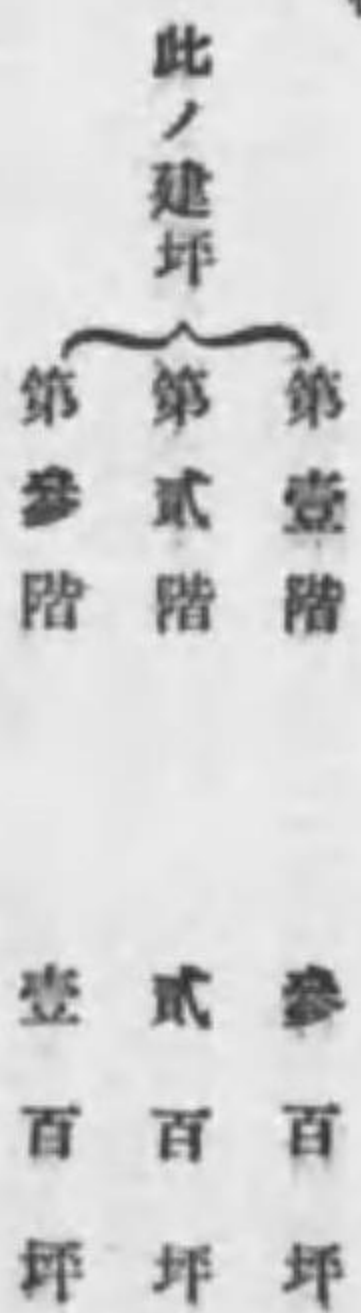
寄附申出書

東京市麹町區平河町參丁目九番地所在

一、鐵筋混凝土造スレート葺參階建教會堂

壹棟

三錢收
入印紙



右建物ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麹町教會會員其他ノ禮拜又福音宣傳ノ爲メ使用

大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某 印

日本基督教會維持財團 御 中

一、金額、坪數、年月日、番地等の數字は必ず壹、貳、參、拾、を使用する事

右寄附申出書ハ 二、誤書、訂正の場合ハ欄外に何字挿入或は削除と記して代表者捺印の事

三、半紙判の日本紙に毛筆にて認めペン書及カーボン複寫せぬ事敷葉に互るときは契約すること

以上假設例の如き寄附申出が有りしとすれば本財團に於ては其の財産は各指定せられたる目的に従て之を管理するのであります(寄附行爲第七條第二項參看)若し本財團が其の目的遂行上已むを得ぬ必要を生じて基本財産又特別財産を處分せねばならぬ場合には本財團理事三分の二以上の同意を受け日本基督教會大會の承認を経なければ處分し得ぬのであります加之寄附したる教會に於て現に使用しつゝある特別財産を處分するには先づ第一に當該教會(加入した教會)の總會の承認を受けねばならぬのであります(寄附行爲第八條參看)又本財團の特別財産として寄附せられたる土地建物等を使用せる教會が政府の許可を得て將來法人を設立したときには(寄附行爲第十一條參看)本財團は其の財産を該法人に寄附します然し其れには日本基督教會の憲法規則に従て開かれた該教會の總會の決議による請求が無ければなりません。

三、財産の管理

特別財産として本財團へ寄附されたる土地建物の管理は當然本財團で爲すべきですけれども其の寄附された土地建物、其の寄附した教會の用に供する場合には其の教會の管理人に管理せしめ其の土地、建物に對する租

税、公課等の必要費は其の經常費たるを臨時費たるを問はず、教會の負擔とするのであります。(寄附行為第
十二條參看)其の代り此の負擔を引受けられた教會は寄附行為第五條但書によつて寄附せられた特別財産より生ずる果實のある場合に限り其の果實の交付を財團へ請求する事が出来ます。

若し將來本財團が解散する場合は寄附行為第三十條第一號の規定せる通(一)特別財産は最初寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附するのであります(二)其の他の財産は日本基督教會大會の承認を経て本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附します。

本財團に加入の結果寄附さるべき特別財産に關する事柄は大略前記の通寄附を受け之を管理し且處分せらるるのであります。其の寄附に關する手續に付尙一言説明を附加します。

特別財産へ寄附せらるべき物件が土地建物の場合には所有權の移轉登記をなさねばなりません。其れは不動産の所在地を管轄する登記所で登記せらるればよいのであります。凡て寄附を申出らるる場合には、

- 一、寄附中出書 壹通
- 二、總會記録の寫 (寄附に關する決議事項) 壹通
- 三、登記簿謄本 壹通

を取揃へ書留郵便にて御送附を願ひます。從て此の不動産の所有權移轉に付て要する登録税は其の不動産價格の千分の二十五でありまして之は寄附せらるる各教會の負擔であります。但教會堂の敷地に付ては登録税法第十九條第一項第二號に依り登録税も登記料も共に免除せらるるのであります。序に申て置きますが此の他本財

團より脱退の爲め若し本財團解散の爲め特別財産を還附する場合及加入後特別財産の變更増減抹消又名稱變更等に關する登記を爲さむとするときは其の登記に要する登記料並登録税等は其の都度各教會の負擔せらるべきものと御承知下さい。

寄附中出をせらるる各教會に於ては當方へ送らるる寄附中出書、其他の控書は勿論登記簿謄本等遺漏なく備附置かるる様願います。
當財團所有名義に變更せられたるときは登記簿に登記簿の謄本を添附し御提出下さい。
財團法人事務取扱に付ての諸經費に充當する意味に於て本財團に加入又は脱退其の場合に本財團は各其の當該教會より一時限りの左記手数料を申受けます。

(昭和十二年十月改正)

- 一、新たに加入する場合及脱退せんとする場合特別財産として提供せらるる財産の總價格(時價)
 - 二千圓迄 五圓
 - 五千圓迄 七圓
 - 八千圓迄 一〇圓
 - 一萬圓迄 一五圓
 - 二、一旦加入せしめたる資産を増加する場合 増加額(時價)
 - 五萬圓迄 二〇圓
 - 十萬圓迄 二五圓
 - 十萬圓以上三〇圓
 - 三、一旦加入せしめたる資産を減額する場合及地目、地番其の他變更登記を要する場合
 - 二千圓迄 三圓
 - 五千圓迄 五圓
 - 八千圓迄 七圓
 - 一萬圓迄 一〇圓
 - 五萬圓迄 一五圓
 - 十萬圓迄 二〇圓
 - 十萬圓以上二五圓
- 一登記事項毎に 二圓
- 註、一旦加入せしめたる物件以外他日更に別個の物件を新たに寄附加入せしめんとするときは第一項に準じ手数料を納むるものとす

五、財團加入後其の不動産に異動ある場合の 取扱方に關する物件

- 一、財團へ事後報告せらるべき場合
但し此の場合と雖も教會備付の臺帳へは財團と打合の上記帳すること
- 甲、現在の建物を増減なしに修繕せるとき
- 乙、天變地異に因り又は實測の結果不動産に増減を生じたるとき
- 二、左の場合に於ては財團の承認を受けたる後施工せらるべし
模様替、移築、改築等の爲現在の建坪を増すとす
- 三、寄附行爲第八條に依り理事會の同意と大會の承認を経て施工又は訂正せらるべき場合
甲、模様替、移築、改築等の爲現在の建坪を減殺するるとき
- 乙、現在の不動産を處分（賣却、讓與、取毀）せんとするときは其の契約書案を添へ財團の承認を受
寄附行爲第九條に依り將來不用の不動産を他人に貸與せむとするときは其の契約書案を添へ財團の承認を受
けられたし

六、諸稅法規錄及通牒判例

○登 錄 稅 法 （明廿九、三ノ廿八、法律第廿七） （號、昭四、四ノ第六三號改正迄）

- 第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ
- 一 相續ニ因ル所有權ノ取得
不動産價格千分ノ五
 - 二 遺言、贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ取得
不動産價格千分ノ四十五
 - 但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ無償名義又ハ寄附行爲ニ
因リ所有權ヲ取得シタルトキハ
千分ノ二十五
 - 四 所有權ノ保存
不動産價格千分ノ五
 - 五 共有物ノ分割、分割ニ因リテ受クル
不動産價格千分ノ五
- 第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録稅ヲ課セス
- 二 社寺若ハ堂宇ノ敷地又ハ墳墓地ニ關スル登記
 - 十四 學校經營ヲ目的トスル法人ノ土地、建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

○基督教會堂敷地ノ登録稅ノ件 （明廿八、三ノ九司法次官） （通牒民刑第一一七號）

控訴院、地方裁判所、區裁判所、區裁判所出張所

從來基督教會堂ノ敷地ニ係ル登録稅ヲ課スヘキヤ否ヤニ付テハ其ノ解釋區區ニ涉リ居候趣ニ有之候處今回大
藏省ト協議ノ上基督教會堂ニ係ル登録ハ登録稅法第十九條第二號ノ社寺堂宇ノ敷地ニ係ル登記ニ準シ之ニ登
録稅ヲ課セサル事ニ相定メ候間爲御心得此段通牒候也

市 制

○地 方 税

第百廿一條 所得税法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ市税ヲ賦課スルコトヲ得ス
神社寺院、祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス(以下各項省略)

町 村 制

第百一條 所得税法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス
神社寺院、祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ町村税ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス(以下各項省略)

府 縣 制

第百十條 府縣税ヲ賦課スルコトヲ得サルモノニ關シテハ法律勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除クノ
外市町村税ノ例ニ依ル(以下各項省略)

◎北海道一級町村制 第八十五條及樺太町村制第五十條ノ規定ハ前記各條項ト略ホ同一ニ規定セララル

◎基督教會構内(會堂敷地内ノ意ナラン)建物ニ家屋税ヲ賦課セサル件(大正二年一月十六日愛知縣照會庶發第六〇號)

本縣ニ於テ家屋税ヲ賦課スル地域中耶穌教會ノ所有スル建物有之其一部ハ教會堂又ハ聖堂ト稱ヘ禮拜又ハ儀式ヲ行フ場所所有之右ニ對シテハ府縣制第百十條ニ依リ町村制第百一條ノ教會所ノ用ニ供スル建物トシテ縣稅ヲ賦課セサルコトニ取扱居候處右教會所ノ構内ニ建設シアル宣教師ノ住宅及宗教教授用ノ建物ハ市町村制改

正前ニ於ケル寺院ノ庫裡即チ僧侶ノ住宅ニ課稅セサリシコトヲ引證シ縣稅ノ賦課ヲ受クヘキモノニ無之旨申出ノモノ有之右ハ市町村制改正ノ結果前記宣教師ノ住宅及宗教教授用ノ建物ハ市制第百廿一條町村制第百一條ニ定メラレタル神社寺祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物ト認メ市町村税ヲ賦課セス從テ府縣制第百十條ニ依リ縣稅ヲ賦課セサルコトニ取扱可然哉御意見承知致度此段及照會候也

(内務省地方局大正二年四月一日回答第三號)

御照會ノ趣了承右教會所ノ構内ニ建設セル宗教教授用ノ建物ニ對シテハ之ニ賦課スルヲ得ス又教會所ノ構内ニ在リテ其主管宣教師又ハ番人等ヲ居住セシメ居ル建物ノ如キハ教會所ノ一部又ハ附屬舎ニシテ教會所ノ用ニ共スル建物ナレハ宣教師ノ住宅ニ關シテモ同様課稅スルコトヲ得サル義ト御了知相成度候

○教會堂ノ敷地ト登錄稅ニ關スル大審院ノ判例其ノ他

基督教會敷地登記ノ登錄稅(大正三年四月登記學會解答)

基督教會ノ登記申請ニハ市町村長並牧師等ノ證明アレハ免稅ノ理由トシテ十分ナリ

個人名義ノ社寺堂宇ノ敷地ト登錄稅(大審院大正十二年民六九三頁判決總攬諸法令下卷一六七〇頁)

登錄稅法第十九條第三號ニ社寺堂宇ノ敷地トアルハ其宗教事業ニ保護ヲ加フル精神ニ鑑ミテ苟モ社寺堂宇ノ敷地ニ屬スル以上ハ其所有名義ノ如何ヲ問ハス登錄稅ヲ免除スヘキモノニシテ個人ノ所有名義ノ敷地ナルカ故ニ之ヲ免除セサルモノト解スルヲ得ス本件三筆ノ土地ハ神道天理教青津大教會ノ敷地ニシテ抗告人先代五三郎ノ所有名義ト爲シアルモノナレハ抗告人ハ家督相續ニ關スル登記申請ヲナスニ付キ同條同號ニ依リ登錄稅ヲ免除セラルヘキモノトス

社寺堂宇ノ敷地ノ範圍(民事局長大正十二年民事第一九四八號回答)

本條第三號ノ社寺堂宇ノ敷地ノ範圍ハ社寺堂宇ノ境内全部ナリトス

第五 日本基督教會役員及職員其他一覽 (昭和十二年)

(一) 役員之部 (*印は常務)

大會

議長 多田 素 高知市水通町五五 (電話四三六)
 副議長 富田 滿 東京市杉並區荻窪二ノ二〇 (電話荻窪三三九)
 書記 村岸 清彦 同市麹町區富士見町一ノ六日本基督教會大會事務所 (電話九段三九九)
 大會常置委員 (十一名)
 委員長 *富田 滿 東京市杉並區荻窪二ノ一〇八
 同書記 *村岸 清彦 同市麹町區富士見町一ノ六日本基督教會大會事務所
 委員 多田 素 高知市水通町五五
 同 *川添万壽得 東京市目黒區自由ヶ丘三〇〇 (電話荻原三六九)
 同 *佐波 亘 同市蒲田區新宿町五一 (電話蒲田三一二五)

同 *郷司 愷爾 同市大森區石川町一四三
 同 *金井爲一郎 同市牛込區甲良町一八
 同 *日高 善一 同市牛込區拂方町三五
 同 *山本 忠興 同市牛込區新小川町二ノ一〇 (電話牛込九九三)
 同 小野村林藏 札幌市北一條西六丁目 (電話四四三九九)
 同 桑田繁太郎 兵庫縣川邊郡塚口住宅 兵ノ一三
 傳道局 (理事 十六名)
 理事長 多田 素 高知市水通町五五
 理事 *富田 滿 東京市杉並區荻窪二ノ一〇八
 同書記 *郷司 愷爾 同市大森區石川町一四三
 理事 *毛利 官治 横濱市中區大橋町三ノ五七 (電話長者町四〇三)